令　和　８　年　度
建　設　業　講　習　会

項　　目
建　設　業　許　可　関　係　資　料
経　営　事　項　審　査　関　係　資　料
労 働 安 全 衛 生 法 令 遵 守 関 係 資 料
建　設　業　法　令　遵　守　関　係　資　料
人　　権　　関　　係　　資　　料

令和８年１１月

愛知県都市・交通局
都市基盤部都市総務課
建設業・不動産業室

https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/

○建設業許可関係資料に関するお問い合わせ先

…愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課

建設業・不動産業室　建設業第二グループ

電話　０５２－９５４－６５０３

○経営事項審査関係資料に関するお問い合わせ先

…愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課

建設業・不動産業室　建設業第一グループ

電話　０５２－９５４－６５０２

○労働安全衛生法令遵守関係資料に関するお問い合わせ先

…愛知労働局労働基準部　安全課

電話　０５２－９７２－０２５５

○建設業法令遵守関係資料に関するお問い合わせ先

…国土交通省中部地方整備局建政部　建設産業課

電話　０５２－９５３－８５７２

○人権関係資料に関するお問い合わせ先

…愛知県県民文化局人権推進課　人権推進グループ

電話　０５２－９５４－６１６７

建設業許可について

愛知県　都市・交通局　都市基盤部
都市総務課　建設業・不動産業室
令和８年１１月

講演内容

トピックス①：建設業許可の更新申請について
トピックス②：電子申請について
トピックス③：認可申請について
トピックス④：申請窓口でのキャシュレス決済について
トピックス⑤：愛知県収入証紙の廃止について
トピックス⑥：令和６年建設業法施行令等改正について
（令和７年１１月建設業講習会にて周知済み）



建設業許可の更新申請について

建設業許可の有効期間は、許可のあった日から**５年間**です。

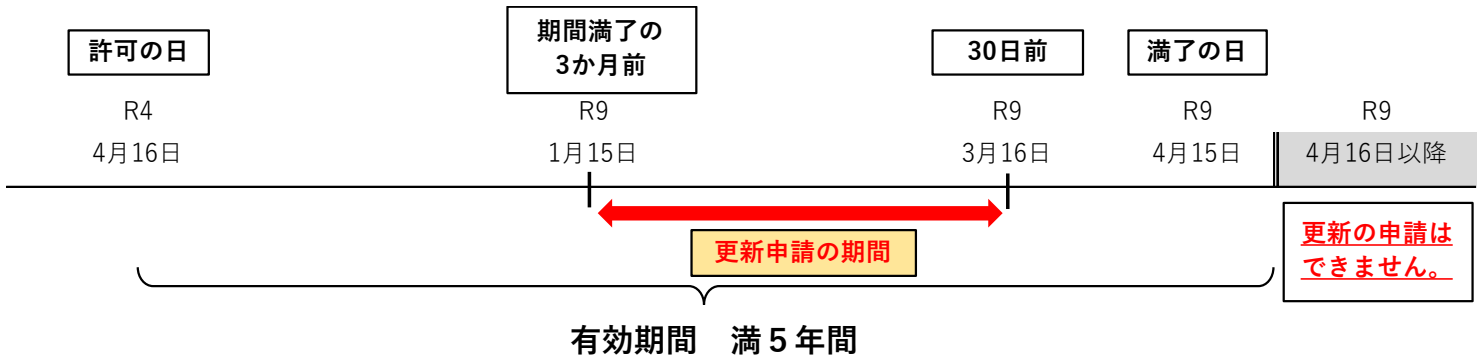
（例）令和４年４月１６日に許可を受けた場合

→令和９年４月１５日が有効期間の満了日

引き続き許可が必要な場合、有効期間満了の３か月前から３０日前までに許可の更新申請をする必要があります。

満了日が閉庁日であっても、その日をもって満了します。

この間、**毎事業年度の決算終了後には事業年度終了届出書、その他許可の申請事項の内容に変更が生じた時には、変更届出書等を期限内に提出してください。**



◎許可を受けたあとの届出等一覧

変更事項	提出期限
常勤役員等（経営業務の管理責任者等）、専任技術者の変更	事実発生後２週間以内
令第３条に規定する使用人の変更	
健康保険等の加入状況の変更	
欠格要件に該当したときなど	
商号又は名称の変更	事実発生後３０日以内
営業所の名称・所在地又は業種の変更	
営業所の新設・廃止	
資本金額の変更	
役員等の就退任、追加、削除、常勤・非常勤、氏名の変更、代表者の変更	
個人事業主の氏名や支配人の変更	
毎事業年度（決算期）が終了したとき	毎事業年度終了後４か月以内
建設業を廃業したとき	廃業事由発生から３０日以内



⦿上記は代表的な変更事項を挙げたものです。これら以外にも変更の手続が必要な場合があります。

⦿必要書類等については、「建設業法による変更届等の手引」をご覧ください。

⦿手引、様式の入手方法については、６ページをご覧ください。

提出に際しての注意点

・更新等の申請の前には、必要な変更届や事業年度終了届を提出していなければなりません。

・提出書類は、正本と副本が各１部ずつ必要です。
　法定様式以外の登記事項証明書、身元証明書等については、副本分は写しを添付してください。

・申請書類等への押印は不要です。

・役員等の変更届と更新の申請を同時に提出する場合には、**それぞれに証明書（原本）の添付が必要です。**

・適正な経営体制（経営業務の管理責任者等の要件）のイ該当（２）及び（３）、ロ該当については提出前に必ず管轄の建設業窓口へ事前相談してください。

適正な経営体制（経営業務の管理責任者等の要件）について

○経営業務の管理責任者等の要件について

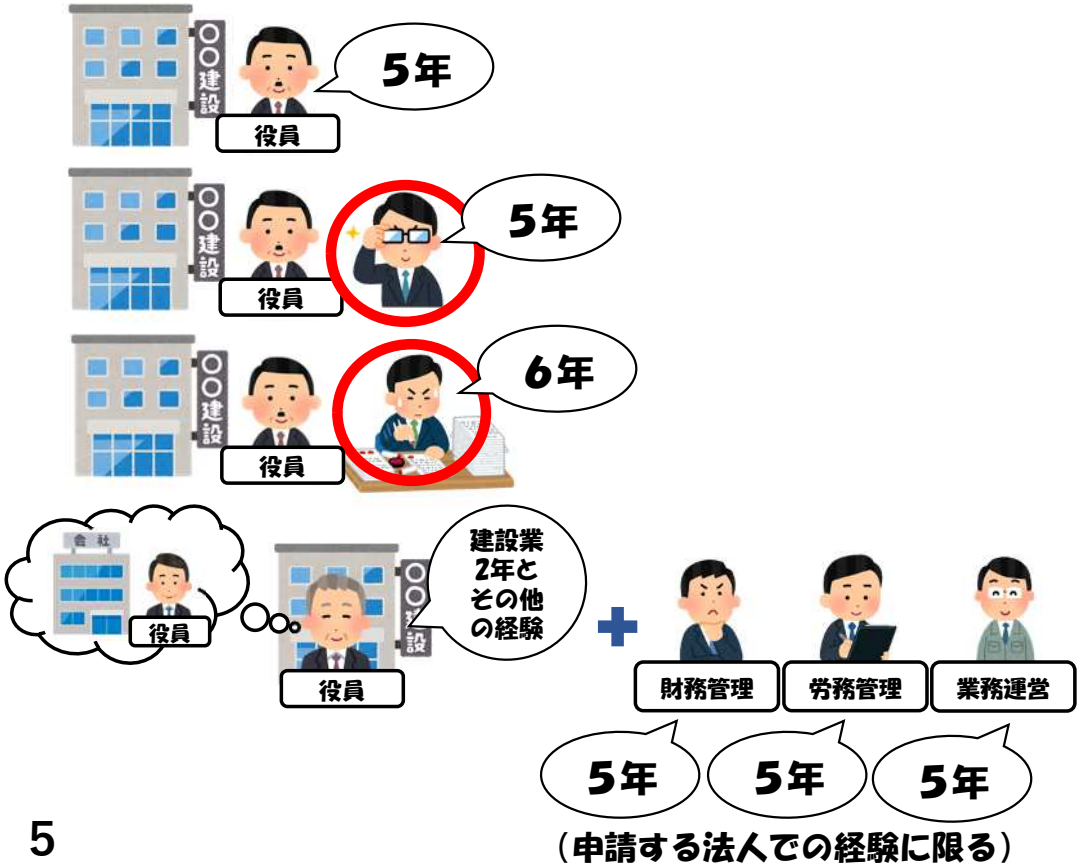
イ　常勤役員等（法人の役員、個人事業主、個人事業主の支配人等）で以下のいずれかに該当する者を置く

（１）建設業に関して５年以上役員等の経験がある。

（２）建設業に関して５年以上役員等に準ずる地位
（経営業務を執行する権限の委任を受けた執行役員等）
の経験がある。

（３）建設業に関して６年以上役員等に準ずる地位で、
役員等を補佐する業務の経験がある。

ロ　建設業に関して２年以上役員等の経験があり、かつ５年以上の所定の役員等の経験がある常勤役員等と、その法人での５年以上の財務管理、労務管理、業務運営の業務経験を有する者を、当該常勤役員等を直接に補佐する者としてそれぞれ置く



各種手引および許可申請書類の入手方法について



愛知県の都市総務課建設業・不動産業室のWebページからダウンロードできます。

（https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/dl-page-kyoka.html）

トピックス②　電子申請について

◎令和５年１月１０日から、建設業許可・経営事項審査の申請等について、

建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP：Japan Construction Industry electronic application Portal）により電子申請ができるようになりました。

・申請書の補正連絡については、電子申請システムを介して行うことになります。
（内容によっては電話でご連絡したり、窓口までお越しいただく場合があります。）

・紙による申請書等の受付も継続します。

・電子申請システムの利用には、デジタル庁が所管するGビズIDの取得が必要になります。

・詳細については、国土交通省のWebページもご参照ください。
https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html



電子申請を行う際の注意事項１

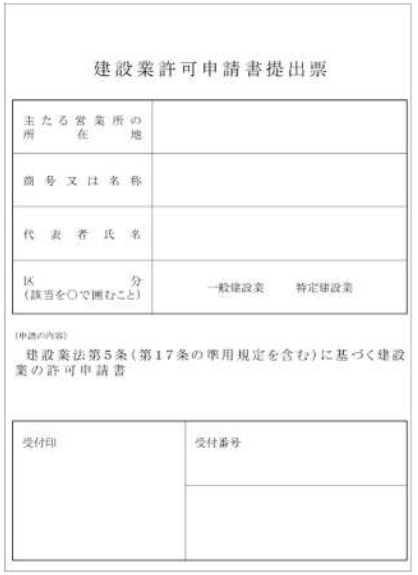
◎システムに添付が必要な書類について

- 建設業・経営事項審査電子申請システムでは、**一部添付いただきたい書類について、システム上の案内等がないものがあります。**
- 必ず、愛知県の手引き等の内容をご確認いただき、**必要な書類データをダウンロードして作成**のうえ、電子申請システム上の添付ファイルとして、一緒に提出してください。

＜添付が必要な書類＞

○許可申請（新規・更新等）…　表紙（愛知県独自様式）
　　提出票（愛知県独自様式）

○事業年度終了届出　…　表紙（愛知県独自様式）



建設業許可申請書提出票

主たる営業所の所在地	
商号又は名称	
代表者氏名	
区分（該当を○で囲むこと）	一般建設業　特定建設業

（申請の内容）
建設業法第５条（第１７条の準用規定を含む）に基づく建設業の許可申請書

受付印	受付番号

電子申請を行う際の注意事項２

◎電子申請での受付ができない場合

- 既に許可をお持ちの方で、**許可の有効期限の30日前までに更新申請できなかった場合**は、電子申請システムでの**受付はできません**。
- **紙面による受付を行います**ので、申請書類を揃えたうえで、速やかに管轄の建設業窓口までお持ちください。



愛知県の電子申請に関する情報について



■愛知県の都市総務課建設業・不動産業室のWebページに適宜情報が掲載されますので、ご確認ください。

（https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/jcip.html）

■電子申請を行う際の注意点について、掲載しておりますので、ご確認ください。

（https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi-somu/0438352.html）

Ｇビズ ＩＤ関係Ｗｅｂページ



■ＧビズＩＤの**概要**について掲載しているデジタル庁のＷｅｂページです。

（https://www.digital.go.jp/policies/gbizid/）

■ＧビズＩＤの**作成**に関するデジタル庁のＷｅｂページです。

（https://gbiz-id.go.jp/top/）

トピックス③　認可申請について

◎令和２年10月１日施行の改正建設業法において、建設業許可に係る事業承継の規定が整備されました。

＜制度の概要＞

１．事業譲渡等（譲渡・譲受け、合併、分割）

・ 許可を受けた地位を承継するためには、事前に認可通知を受ける必要があります。

※事前の書類本受付ではなく、通知まで受ける必要があることに注意！！！

・ 許可に係る建設業の全部の承継を行う場合に対象となります。

（一部のみの承継は不可）

・ 承継元と承継先がともに許可業者である場合、同一の建設業種に関し、一方が特定建設業、一方が一般建設業であるときは、承継の対象外となります。

（同一業種でも一般・特定区分が同じなら承継可。あるいは事前に一方を廃業することで承継可。）

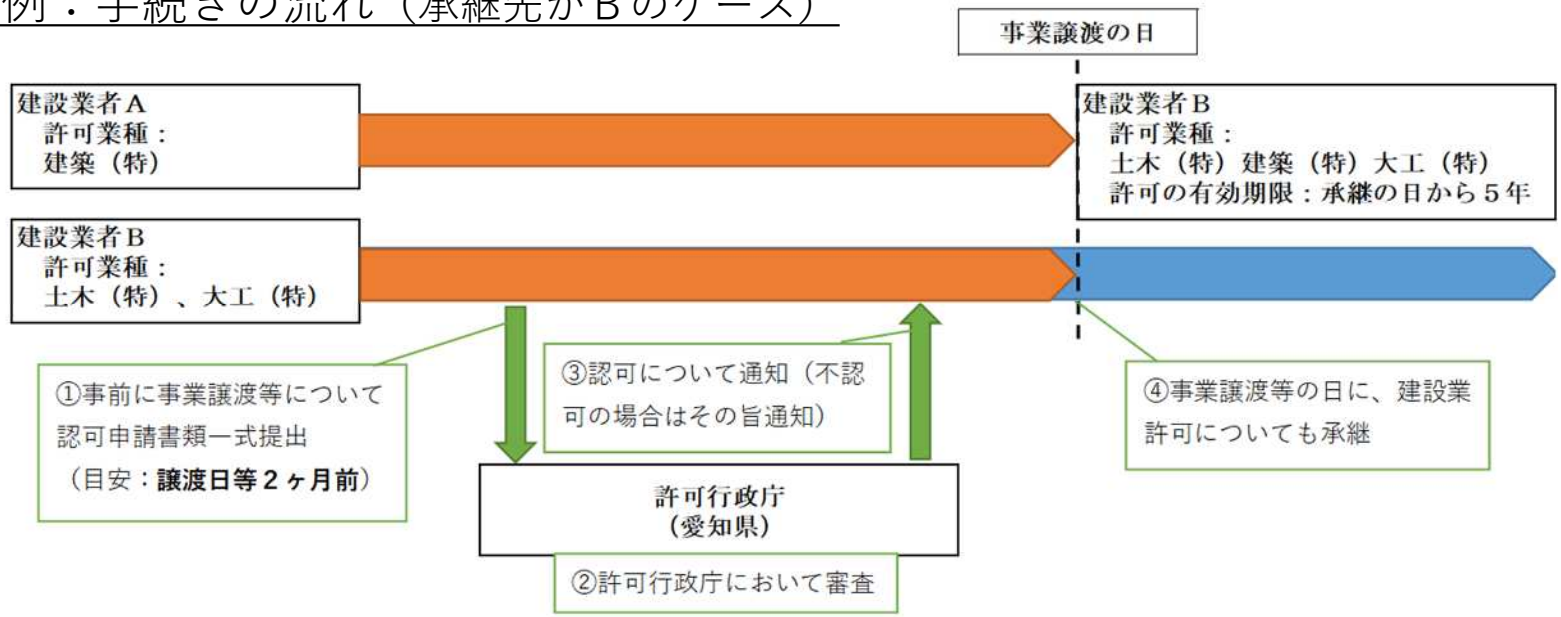
事業譲渡等の認可申請のスケジュール

■認可申請モデルスケジュール

譲渡日等３ヶ月前：**事前相談**　⇒　①譲渡日等２ヶ月前：**申請書類仮受付**

⇒　②譲渡日等１ヶ月前：**申請書類本受付**　⇒　③譲渡日等より前：認可について通知

■例：手続きの流れ（承継先がＢのケース）



相続の認可申請

＜制度の概要＞

２．相続

・ 許可を受けた地位を承継するためには、被相続人である個人事業主の死亡後30日以内に相続を申請し認可を受ける必要があります。

・ 許可に係る建設業の全部の相続を行う場合に対象となります。
（一部のみの承継は不可）

・ 相続人も許可業者である場合、同一の建設業に関し、一方が特定建設業、一方が一般建設業であるときは、承継の対象外となります。（同一業種でも一般・特定区分が同じなら承継可。あるいは事前に一方を廃業することで承継可。）

※相続は事業譲渡等と異なるスケジュールとなります。手続きが必要となった際は、できるだけ早く、管轄の建設業窓口までご相談ください。

トピックス④　申請窓口でのキャッシュレス決済について

・令和７年１月より開始。

・<u>引き続き愛知県証紙による収納も可。</u>



※株式会社ゆうちょ銀行が「ゆうちょPay」のサービスを終了することに伴い、2026年12月20日以降は「ゆうちょPay」の取り扱いは終了となります。

トピックス⑤　愛知県収入証紙の廃止について

・愛知県では、右図参照のとおり、
愛知県収入証紙（以下「証紙）」が、
２０２９年３月３１日で利用終了となり、
窓口での証紙による納付はできなくなります。



・現在、「証紙」で納付いただいている方は、トピックス④でご案内しました**「申請窓口でのキャシュレス決済」への移行をお願いいたします。**

・現金での納付を希望される方に向けて、コンビニ等で現金による支払いを可能とする「納付書」による納付システムを新たに構築することとしています。
なお、納付書の運用方法等については、決定次第改めてご案内いたします。

※納付書では、**納付に際してコンビニ等までご足労をお掛けすることが見込まれます**ので、窓口でのキャシュレス決済への早めの移行をご検討下さるようお願いいたします。

トピックス⑥　令和６年建設業法施行令等改正について

令和６年１２月に建設業法施行令等が改正されました。

＜建設業許可に関する主な変更点＞

１．名称の変更　　専任技術者　→　営業所技術者等

２．特定建設業の許可を必要とする下請代金額の下限額の引き上げ

	建築一式工事以外	建築一式工事
改正前	４，５００万円	**５，０００万円**
改正後	７，０００万円	**８，０００万円**

令和６年建設業法施行令等改正について

令和６年１２月に建設業法施行令等の改正されました。

＜建設業許可に関する主な変更点＞

３．令和７年１２月２日以降、健康保険被保険者証が使用できなることに伴い常勤性の確認書類としても使用できなくなります。

常勤性の確認書類【令和７年１２月１日以前】

・健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し等

・新規発行終了後も有効な健康保険被保険者証の写し

常勤性の確認書類【令和７年１２月２日以降】

・健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し等

・~~新規発行終了後も有効な健康保険被保険者証の写し~~

経営事項審査について

愛知県都市・交通局
都市基盤部　都市総務課
建設業・不動産業室
令和８年１１月

経営事項審査（経審）とは

国、地方公共団体などが発注する公共工事を直接請け負おうとする建設業許可業者が受けなければならない審査。

公共事業の発注者が作成する入札参加資格者名簿に記載を希望される方は、入札参加資格申請前までに経審を申請し、その結果通知書を受け取っていなければなりません。

◯審査基準日

経審を申請する日の直前の事業年度の終了の日（直前の決算日）

※新しい審査基準日を迎えると、一つ前の審査基準日で経審を受審することはできません。

（その他）

新設法人・・・法人設立日

新規に事業開始した個人事業主・・・創業の日

※その他、合併・事業譲渡等の場合、上記以外の日が審査基準日になる場合があります。

審査基準日

【多くの場合】

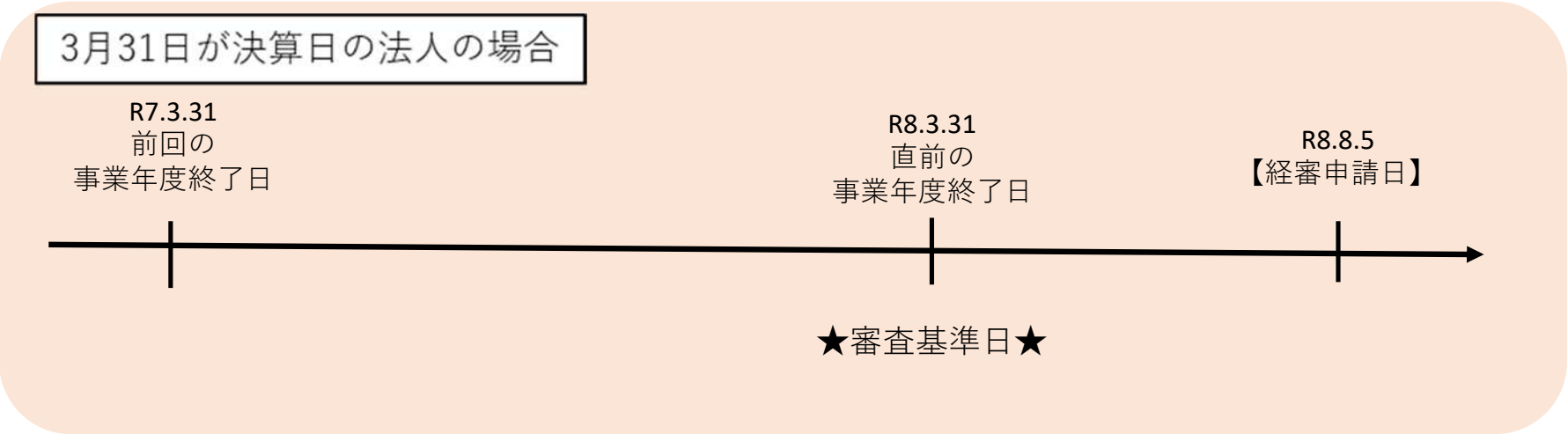
経審を申請する日の直前の事業年度の終了の日（直前の決算日）

【その他】

新設法人・・・法人設立日

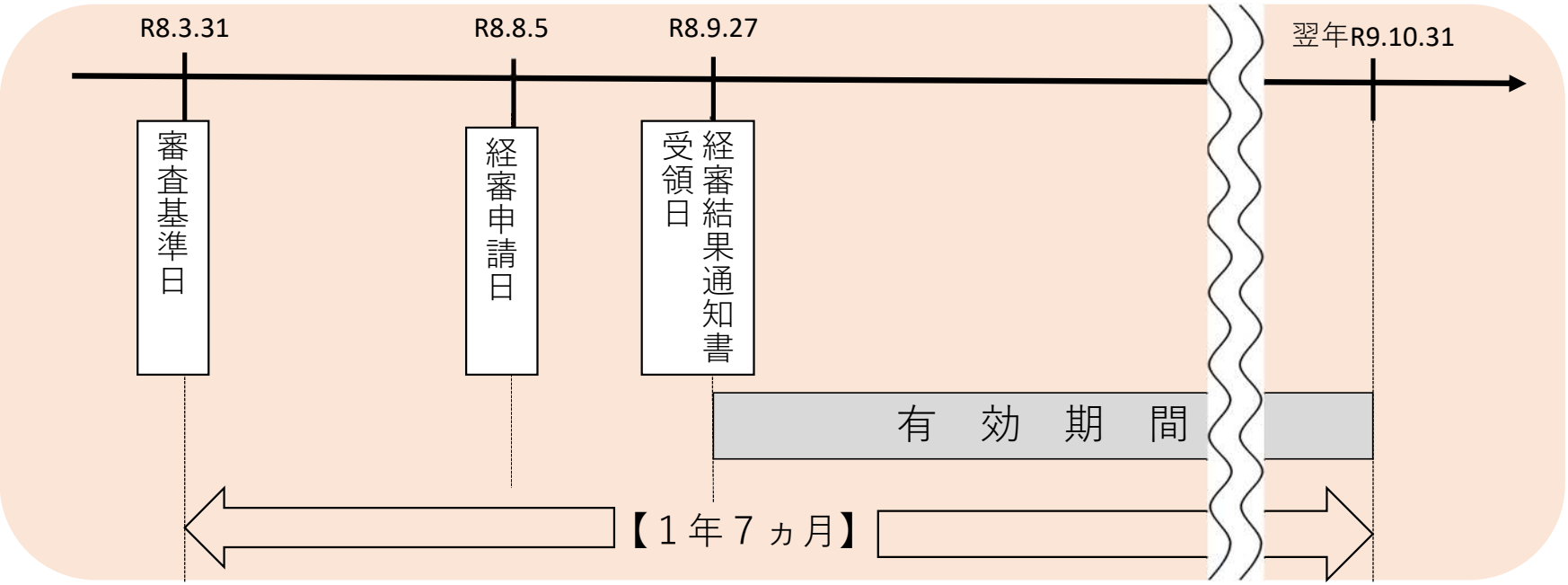
新規に事業開始した個人事業主・・・創業の日

※その他、合併・事業譲渡等の場合、上記以外の日が審査基準日になる場合があります。



結果の有効期間

審査基準日から起算して１年７ヵ月後の日まで



（例）

審査基準日：令和８年３月３１日　結果通知書受領日：令和８年９月２７日

結果の有効期間：令和８年９月２７日から令和９年１０月３１日まで

手続きの流れ・一般的な注意事項

■手続きの流れ

事業年度終了届提出後に翌月経審の予約

経審当日（指定された日程）

経審を受付した翌月末に結果通知書発送

■経審の受審方法

①　対面審査

・予約した日時に直接会場までお越しください。（書類の事前提出は不要です）

②　郵送等による受付

・事前に管轄の事務所等へ申請書類、確認資料を郵送又は直接持ち込んでください。
（経審の予約票に記載されている提出期限必着）
・審査当日の来庁は不要です。
・補正等の連絡はＦＡＸまたは電話で行いますので、審査当日は申請について補正に対応できるようにしてください。

③　電子申請について

・詳細は後述

■一般的な注意事項

①　受付後、原則として内容の訂正等はできません

申請書の受付後は、申請者側の理由による訂正はできません。申請前に再度内容をご確認ください。ただし、申請月の月末までであれば、当該申請を取り下げることができます。

②　経審を申請するには、経審申請時に許可が必要です

経審を申請する業種は、申請時にその業種の許可がなければなりません。（※許可の有効期限にもご注意ください。）審査基準日時点で許可がなくても、経審申請時に許可のある業種であれば、経審を申請することができます。

③　１審査基準日１申請（原則）

原則、一つの審査基準日につき、経審の申請は一回のみとなっています。ただし、以下の場合については、再度同一審査基準日について経審を申請することができます。

（１）業種追加をし、その業種を審査対象業種とする場合

（２）未申請業種について審査対象業種とする場合（完成工事高の移行をする場合を除く）

※ただし、通知済みの前回申請業種の評点が変更されるような内容の申請、前回申請時に完成工事高の移行元だった業種についての再申請については認められません。

電子申請手続の開始について

◎令和５年１月から、建設業許可・経営事項審査電子申請システム（ＪＣＩＰ）による電子申請ができるようになりました。

ＪＣＩＰの概要については、国土交通省Ｗｅｂサイトをご確認ください。システムの操作マニュアルも掲載されています。

（https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html）

ＪＣＩＰを利用するためには、デジタル庁が所管するＧビズＩＤの取得が必要です。

詳しくは、デジタル庁及びＧビズＩＤのＷｅｂサイトをご覧ください。

デジタル庁（ https://www.digital.go.jp/policies/gbizid/ ）

GビズID （https://gbiz-id.go.jp/top/）



※ＪＣＩＰ： Japan Construction Industry electronic application Portal

電子申請の注意事項について

〇ＪＣＩＰでの提出方法について

　システム内で作成する様式に加えて、予約票をお渡しする際に添付するチェックリスト、経営事項審査申請様式ダウンロードページからダウンロードできる提出票を添付ファイルとして提出してください。

〇手数料の納付方法について

　手数料は、ＪＣＩＰを経由したネットバンキング、愛知県収入証紙または窓口のキャッシュレス決済による納付のいずれかを選択できます。

　ＪＣＩＰによる申請を確認後、手数料納付指示をシステム上で行います。**審査予約時に、手数料の納付期限をお示ししますので、期限内に納付してください。期限内に納付されないと審査が翌月となる可能性があります。**

〇電子申請時の留意事項

　資料に不備等がある場合、**ＪＣＩＰ上で補正指示を行います。**
審査当日は補正に対応できるようにしてください。



令和8年7月改正について

令和8年7月1日以降の申請から適用（審査基準日にかかわらず）

新設

自主宣言制度で加点

「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言で W点 +5点

削除

社会保険の減点項目

雇用保険・健康保険・厚生年金の加入有無（各−40点）を審査項目から削除

拡大

建設機械の対象

「不整地運搬車」「アスファルト・フィニッシャ」を追加（9種 → 11種）

見直し

CCUS関連の配点

就業履歴蓄積の措置：全工事 15点→10点、公共工事 10点→5点

W点（社会性等）の点数について

評価項目	改正前		改正後
建設技能者を大切にする企業の自主宣言	なし	→	+5点
社会保険（雇用・健康・厚生年金）未加入	各 −40点	→	削除
CCUS就業履歴蓄積（民間含む全工事）	+15点	→	+10点
CCUS就業履歴蓄積（全ての公共工事）	+10点	→	+5点

申請者が準備すること

1 **自主宣言は審査を受ける前に行う**

ポータルサイトで宣言 → 審査基準日が宣言日以降なら加点。宣言書の写し＋誓約書を提出

2 **対象拡大された建設機械の確認資料**

売買契約書またはリース契約書の写し、特定自主検査記録表の写し

3 **新様式で申請**

その他の審査項目（別紙３）、建設機械の保有状況一覧（様式９）

建設機械の保有状況について

建設機械の所有及びリース台数の確認資料等について

○記載できる機械

・ショベル系掘削機（ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの）

・ブルドーザー（自重が3トン以上のもの）

・トラクターショベル（バケット容量が0．4立方メートル以上のもの）

・モーターグレーダー（自重が5トン以上のもの）

・ダンプ車（自動車検査証の「車体の形状」欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載のあり、土砂の運搬が可能なもの（自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等土砂の運搬が制限されているものは不可））

・アスファルト・フィニッシャ（自動車検査証の「車体の形状」欄に「アスファルト・フィニッシャ」と記載されている大型特殊自動車）

・移動式クレーン（つり上げ荷重が3トン以上のもの）

・不整地運搬車

・高所作業車（作業床の高さが2メートル以上のもの）

・締固め用機械（ロードローラー、タイヤローラー及び振動ローラー）
※ハンドガイドローラーは自走可能のため加点対象となりますが、コンパクタやランマー等明確に自走能力がない建設機械は特定自主検査の対象ではないため加点対象とはなりません。

・解体用機械（ブレーカ（ブレーカユニットのアタッチメントを有するもの）、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機）
※ベースマシンに解体用アタッチメントを装着させることで解体用機械として使用している等の事由により、複数の特定自主検査記録表等に同一のベースマシンが記載されている場合などについては重複して加点することはできません。

以上の機械のうち、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から将来に渡って1年7ヶ月以上の使用期間のあるもの）を締結しているものを記載します。

- 自己所有している場合で前回の申請書に記載があるものについては保有状況についての確認資料は不要です。
- アタッチメントを替えてもベースマシーンを共有していれば一台として考えます。
- 定期検査が有効期限内にされていないものについては、加点対象ではありません。

技術職員名簿におけるよくある質問

（用紙Ａ４）

2 0 0 0 5

技　術　職　員　名　簿

項番 8 1

頁　　数 0 0 1 頁

通番	新規掲載者	氏　　名	生　年　月　日	審査基準日現在の満年齢		業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1		愛知　一郎	平成4　年　5　月　3　日	31	8 2	0 9	2 3 0	2	0 9	1 7 6	1	00000000685	
2		豊田　二男	昭和62　年　10　月　6　日	36	8 2	0 1	2 1 2	1					
3			年　月　日		8 2								

退職者の取り扱いについて

・審査基準日当日に退職した方も記載できる
（審査基準日以後に退職した方も記載できる）



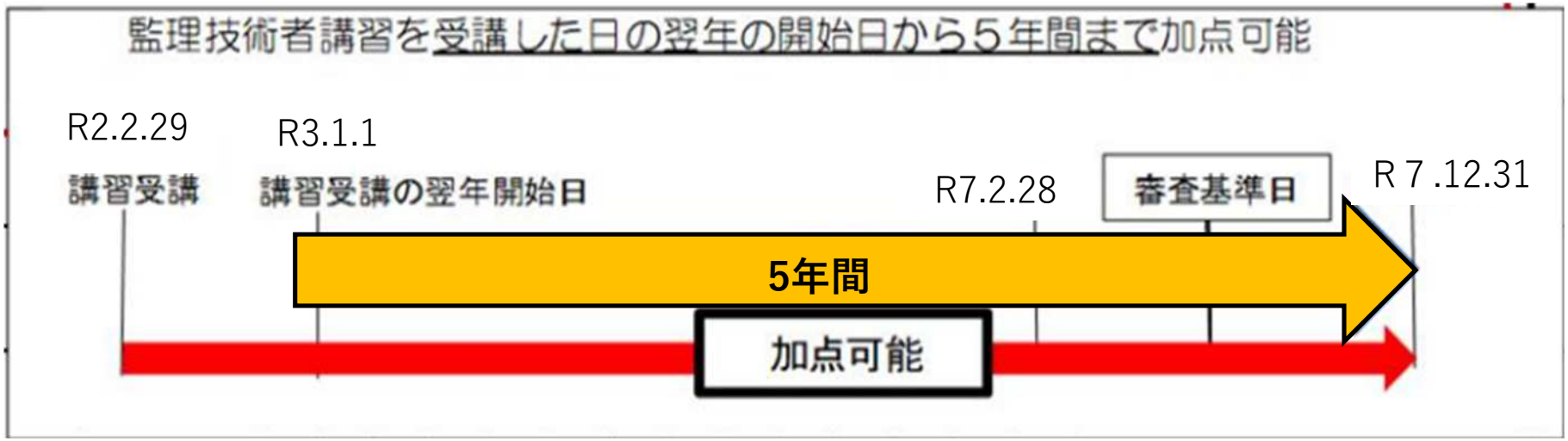
講習受講について、１（あり）とできるのは、以下の要件を満たす場合

①1級の資格を有し
②審査基準日時点で有効な監理技術者資格者証の交付があり
③講習の有効期間が切れていないこと

参考：監理技術者の経審上加点可能な期間

講習修了した日が審査基準日より前の日付

かつ審査基準日が講習修了した日の属する年の翌年から5年以内含まれていること



技術職員名簿におけるよくある間違い



（用紙Ａ４）

2 0 0 0 5

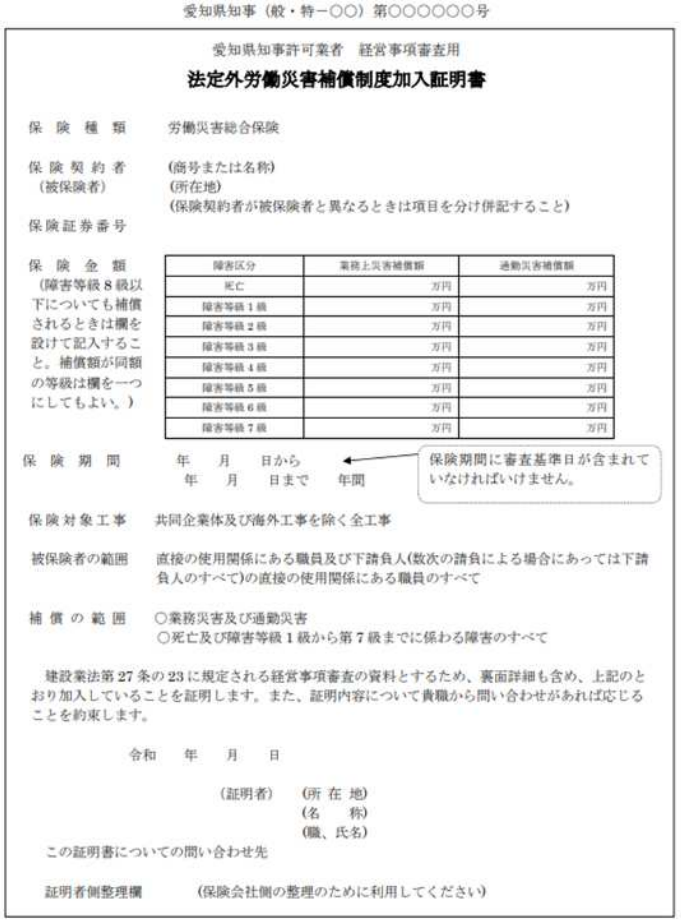
技　術　職　員　名　簿

項番 8 1　　頁数 3 0 0 1 頁

通番	新規掲載者	氏　　名	生　年　月　日	審査基準日現在の満年齢		業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1		愛知　一郎	平成４　年　5　月　3　日	31	8 2	0 9	2 3 0	2	0 9	1 7 6	1	00000000685	
2		豊田　二男	昭和62　年　10　月　6　日	36	8 2		2 1 2	1					
3			年　月　日		8 2								

・項番16で選択（申請）していない業種は記載不可
（＝申請業種以外の業種については、資格を有していても、記載できません。）
・１つの業種について、２つの資格を申請することはできません。

法定外労災証明書について



愛知県知事（般・特－○○）第○○○○○○号

愛知県知事許可業者　経営事項審査用

法定外労働災害補償制度加入証明書

保険種類　労働災害総合保険

保険契約者（被保険者）　(商号または名称)
(所在地)
(保険契約者が被保険者と異なるときは項目を分け併記すること)

保険証券番号

保険金額（障害等級８級以下についても補償されるときは欄を設けて記入すること。補償額が同額の等級は欄を一つにしてもよい。）

障害区分	業務上災害補償額	通勤災害補償額
死亡	万円	万円
障害等級１級	万円	万円
障害等級２級	万円	万円
障害等級３級	万円	万円
障害等級４級	万円	万円
障害等級５級	万円	万円
障害等級６級	万円	万円
障害等級７級	万円	万円

保険期間　年　月　日から　年　月　日まで　年間

保険期間に審査基準日が含まれていなければいけません。

保険対象工事　共同企業体及び海外工事を除く全工事

被保険者の範囲　直接の使用関係にある職員及び下請負人(数次の請負による場合にあっては下請負人のすべて)の直接の使用関係にある職員のすべて

補償の範囲　○業務災害及び通勤災害
○死亡及び障害等級１級から第７級までに係わる障害のすべて

建設業法第27条の23に規定される経営事項審査の資料とするため、裏面詳細も含め、上記のとおり加入していることを証明します。また、証明内容について貴職から問い合わせがあれば応じることを約束します。

令和　年　月　日

（証明者）　(所在地)
(名　称)
(職、氏名)

この証明書についての問い合わせ先

証明者側整理欄　(保険会社側の整理のために利用してください)

74

- 従来からの保険会社からの証明書（左記証明書）もしくは保険証券の写しを提示してください。
- 今年度から防災協定・法定外労災は提出不要です。
- 保険証券を提出書類とする場合は、手引き72頁記載の要件該当箇所を付箋を貼り、マーカー等を引いてください。
- 証明日については、審査基準日以前以後は問いませんが、保険期間に審査基準日が含まれるようにしてください。

ＣＰＤ単位取得数、技能レベル向上者数の評価対象となる技術者、技能者について

①　評価の対象者

・CPD単位取得数　→　「**技術者**」

・技能レベル向上者数　→　「**技能者**」

・【参考】技術力の評価（Z点）「工事種類別技術職員数」　→　「**技術職員**」

※それぞれ、対象になる範囲が異なるため、注意が必要です。

②　技術者、技能者等の具体的な判断方法について

・技術職員について

→　経審を受ける業種について、所定の資格や実務経験がある方。

・技術者について

→⑴建設業許可における、専任技術者になれる資格や実務経験を有すること
　⑵１級もしくは２級の技士補

⑴、⑵のいずれかに該当すれば技術者となります。
技術者については、経審を受審する業種の資格であるかは問いません。
経審を受けない業種の資格のみ持っている方についても、技術者となります。

・技能者について

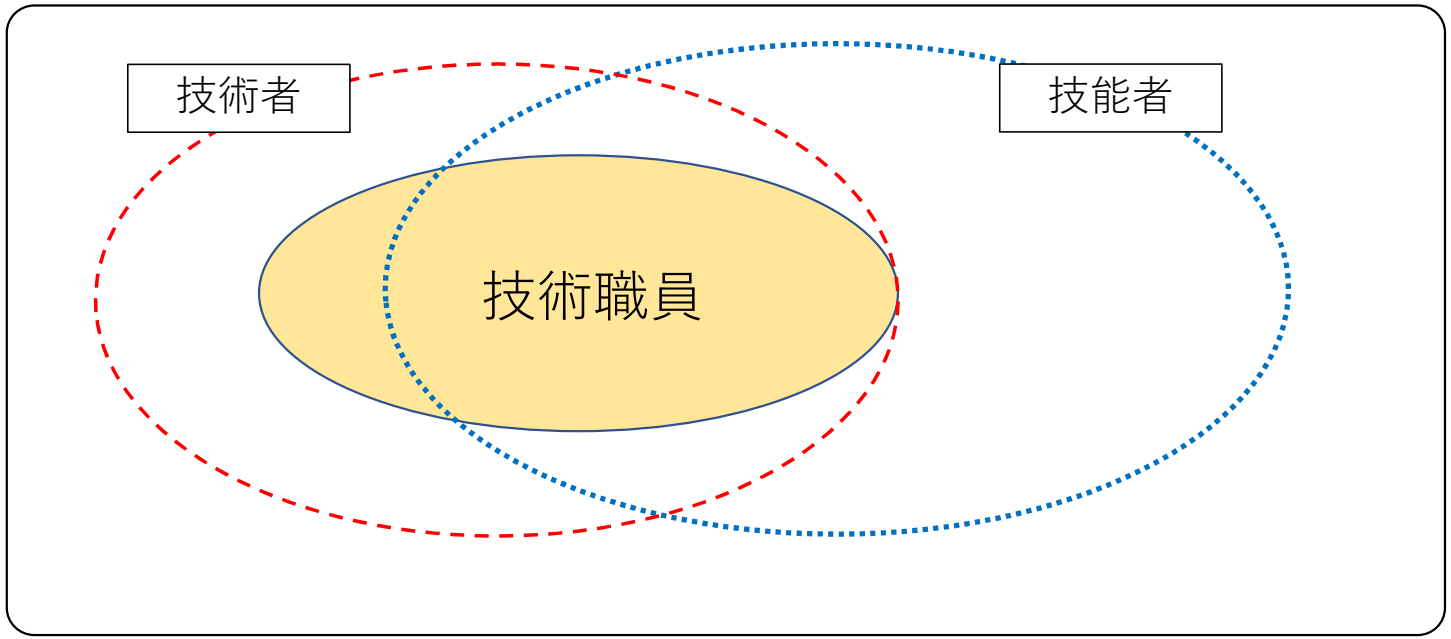
→施工体制台帳の作業員名簿に記載されており、**施工管理のみに従事した者以外の方**。

実際に施工体制台帳を作成した工事以外でも、仮に施工体制台帳を作成した場合に、作業員名簿に記載される方は技能者です。

言い換えると、現場で実際に作業に従事する方が技能者となります。

実務経験年数や資格の有無にかかわらず、現場に出ていれば技能者です。

③　技術者、技能者等の関係性



④ＣＰＤ単位取得数について

審査基準日以前１年間における技術者１人あたりが取得したＣＰＤ（Continuing Professional Development：技術者の継続教育）単位数の合計

ＣＰＤ認定団体	数値	ＣＰＤ認定団体	数値
（公社）空気調和・衛生工学会	50	（公社）日本建築士会連合会	12
（一財）建設業振興基金	12	（公社）日本造園学会	50
（一社）建設コンサルタンツ協会	50	（公社）日本都市計画学会	50
（一社）交通工学研究会	50	（公社）農業農村工学会	50
（公社）地盤工学会	50	（一社）日本建築士事務所協会連合会	12
（公社）森林・自然環境技術者教育研究センター	20	（公社）建築家協会	12
（公社）全国上下水道コンサルタント協会	50	（一社）日本建設業連合会	12
（一社）全国測量設計業協会連合会	20	（一社）日本建築学会	12
（一社）全国土木施工管理技士会連合会	20	（一社）建築設備技術者協会	12
（一社）全日本建設技術協会	25	（一社）電気設備学会	12
土質・地質技術者生涯学習協議会	50	（一社）日本設備設計事務所協会	12
（公社）土木学会	50	（公財）建築技術教育普及センター	12
（一社）日本環境アセスメント協会	50	（一社）日本建築構造技術者協会	12
（公社）日本技士会	50		

・各技術者のCPD単位取得数算出方法

（①　ＣＰＤ認定団体に取得を認定された単位数）÷（②CPD認定団体毎に表の右欄に掲げる数値）×　30

※参考　公益社団法人空気調和・衛生工学会から35単位認定されている場合

35　÷　50　×　30　　＝　**21単位**

⑤技能レベル向上者数について

・技能レベルとは

建設キャリアアップシステムに登録した技能者の方が、認定能力評価基準による評価を受けることによって付与されるもの。

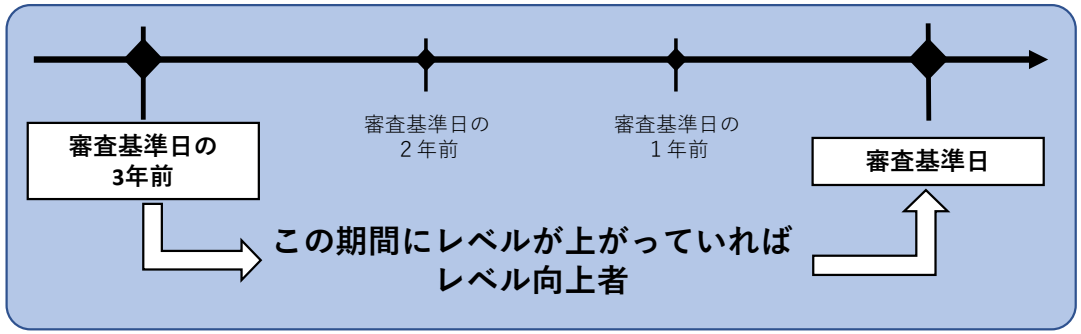
・どのような場合に技能レベル向上者になるか（図Ⅰ）

審査基準日の３年前と比較して、技能レベルが向上しているかで判断します。

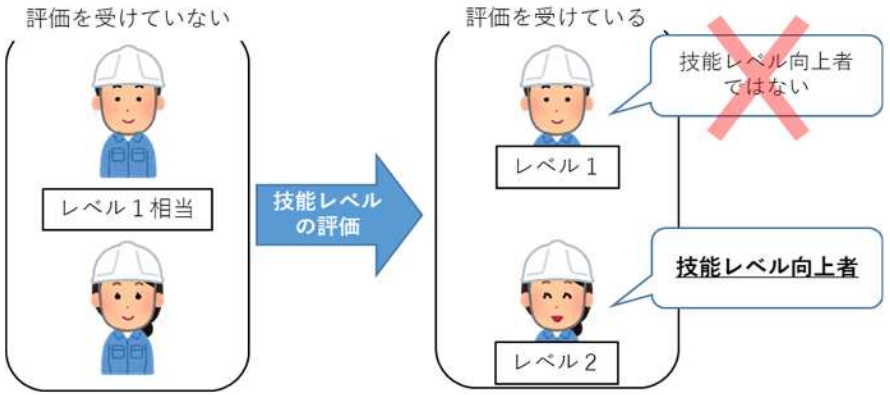
・技能レベル向上者の判断の注意点（図Ⅱ）

技能レベルの**評価を受けていない方はレベル１**として扱われます。

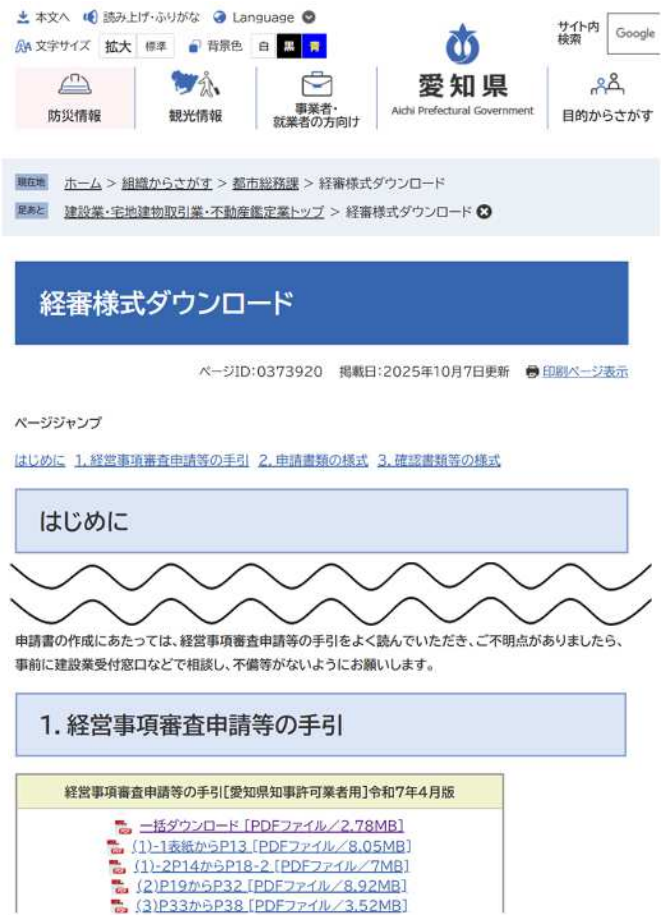
（図Ⅰ）



（図Ⅱ）



経営事項審査申請等の手引および申請書類の入手方法について



愛知県の都市総務課建設業・不動産業室のWebページからダウンロードできます。

（https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi-somu/dl-page-keishin.html）

窓口キャッシュレスについて

・令和７年２月の申請より対象。
・引き続き愛知県証紙による収納も可。

・審査の前の納付をお願いします。
・納付の際に申請書と提出票をご用意ください。
・必ず管轄の事務所で納付してください。



愛知県収入証紙の廃止について

・愛知県では、右図参照のとおり、
愛知県収入証紙（以下「証紙）」が、
２０２９年３月３１日で利用終了となり、
窓口での証紙による納付はできなくなります。



・現在、「証紙」で納付いただいている方は、**「申請窓口でのキャッシュレス決済」への移行をお願いいたします。**

・現金での納付を希望される方に向けて、コンビニ等で現金による支払いを可能とする「納付書」による納付システムを新たに構築することとしています。
なお、納付書の運用方法等については、決定次第改めてご案内いたします。

※納付書では、**納付に際してコンビニ等までご足労をお掛けすることが見込まれます**ので、窓口でのキャッシュレス決済への早めの移行をご検討下さるようお願いいたします。

建設工事における
安全衛生管理について



安全経営あいち®
リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

あいち安全経営本舗®
リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

目 次

1. 労働災害発生状況

3. 第14次労働災害防止推進計画

4. 安全経営あいち®

5. 安全経営あいち推進の取り組み

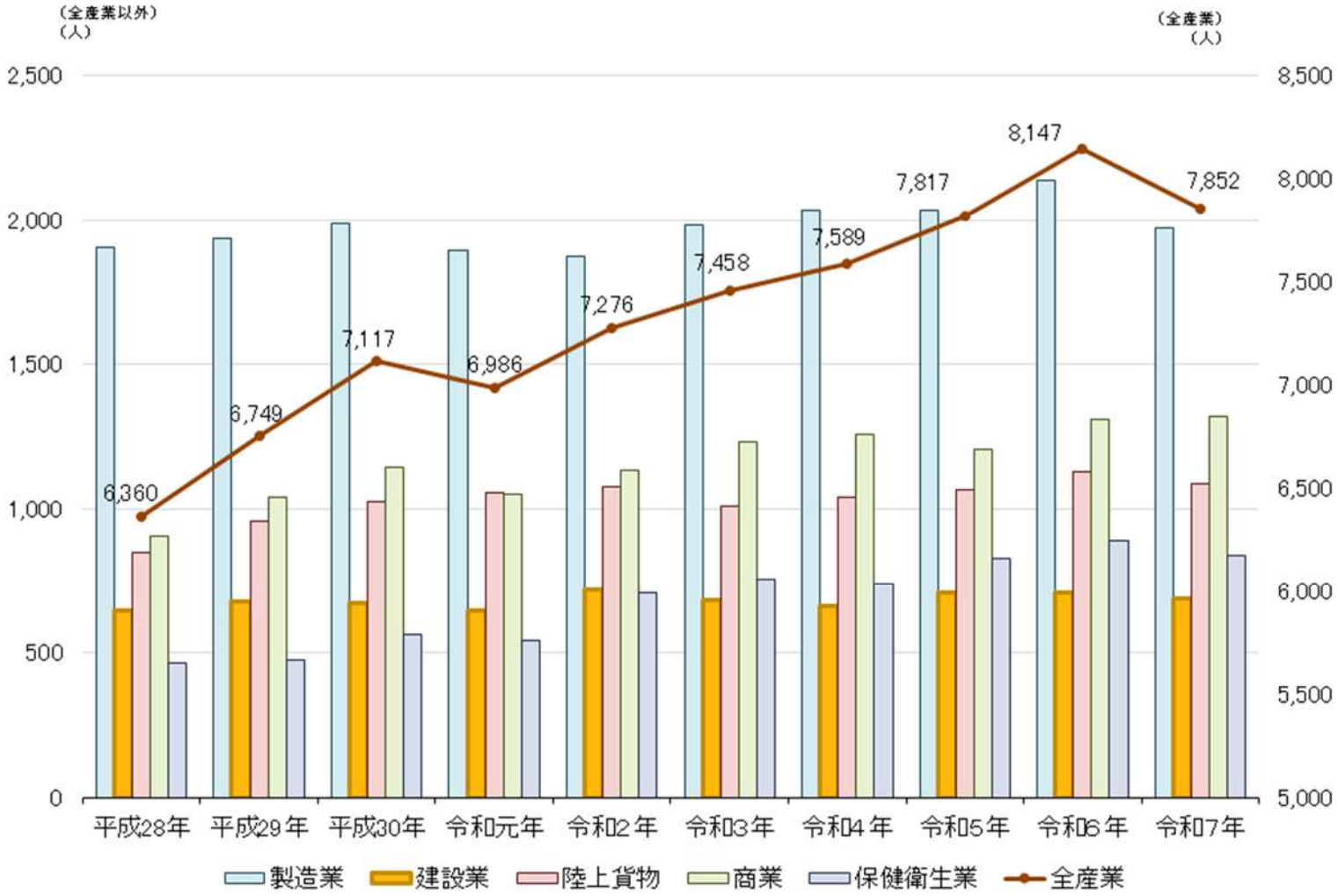
6. 規則等の改正について

あいち安全経営本舗®
リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

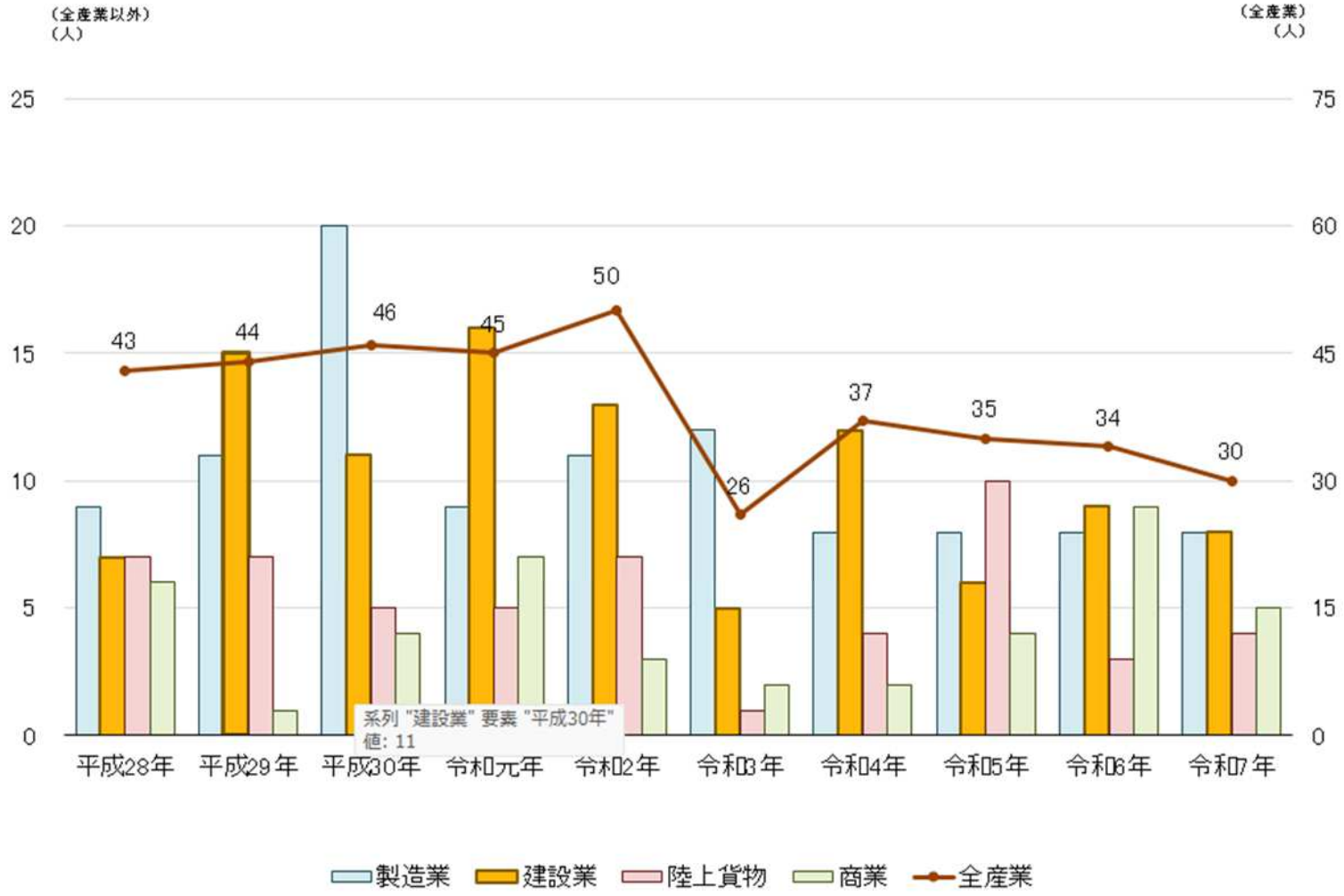
1 労働災害発生状況

あんぜん安全経営本舗®
リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

■愛知労働局の労働災害発生状況（新型コロナ除く）



■愛知労働局の死亡災害発生状況（新型コロナ除く）

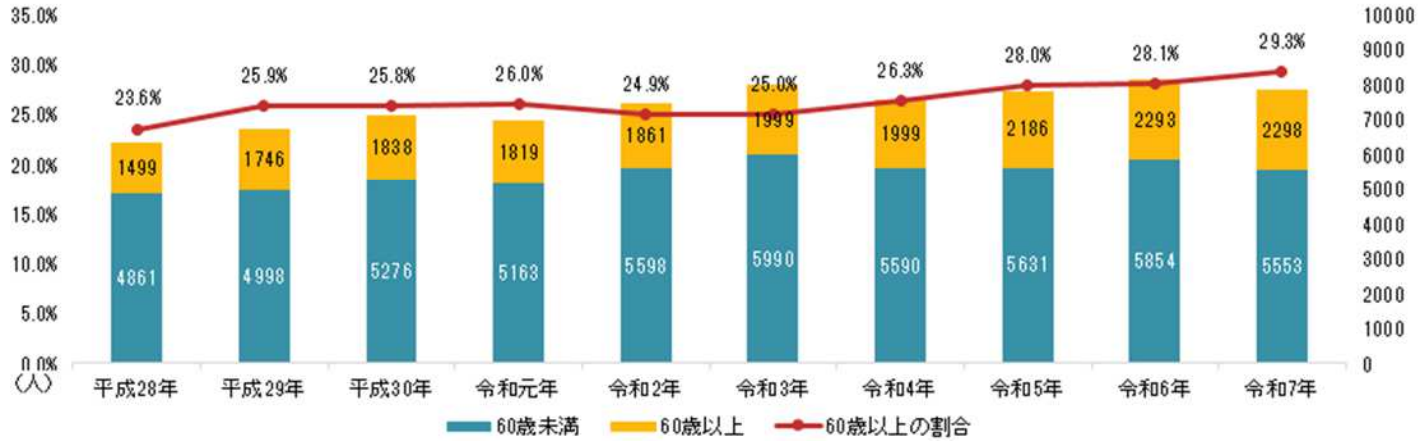


建設業における死亡災害発生状況（令和７年）

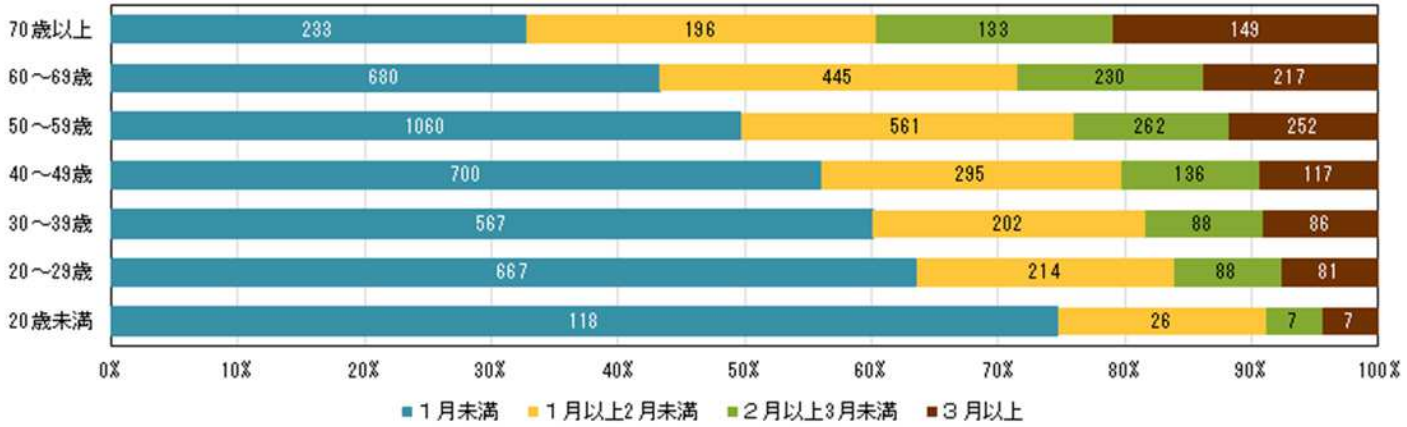
業種	事故の型	起因物	年齢	経験年数	発生状況
その他の土木工事業	転倒	ローダー	60代	30	ショベルローダーで、4tトラックに土砂を積み込む作業を行っていたところ、ショベルローダーが前輪を中心に前に倒れ、運転席から転落した。
木造家屋建築工事業	その他	起因物なし	50代	30	始業後、朝礼をすませ、事務作業を処理したあと、駐車場の社用車に移動したところ長時間労働に起因するくも膜下出血により死亡したもの。
電気通信工事業	感電	電力設備	20代	5	電気使用設備追加工事の受注にあたって分電盤を開き、余剰能力の確認を行っていたところ分電盤内の活線に触れ感電したもの。
機械器具設置工事業	落下	混合機、粉砕機	40代	19	ランナーブレーカの破損した軸と軸受の交換作業中、ジャッキで支えていたランナーブレーカの稼働刃が落下、被災者の下半身に落ちたもの。
その他の土木工事業	交通事故	トラック	50代	30	パッカー車の運転を誤り、歩道に乗り上げ変圧器に衝突して横転した。
橋梁建設工事業	墜落	足場	30代	18	橋梁の補修工事において足場の解体作業を行っていたところ、足場が揺れてバランスを崩し、墜落したもの。
機械器具設置工事業	墜落	その他の用具	80代	12	荷置き場での作業を終え、降りるため、脚立に乗り移ろうとした際、転落したもの。
鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	はさまれ	エレベータ	60代	40	外部足場に設置されたロングスパン工事用エレベータの下を通路としていたところ、降下してきたエレベータ搬器の下敷きとなったもの。

愛知労働局の労働災害発生状況

高年齢労働者の労働災害発生状況の推移

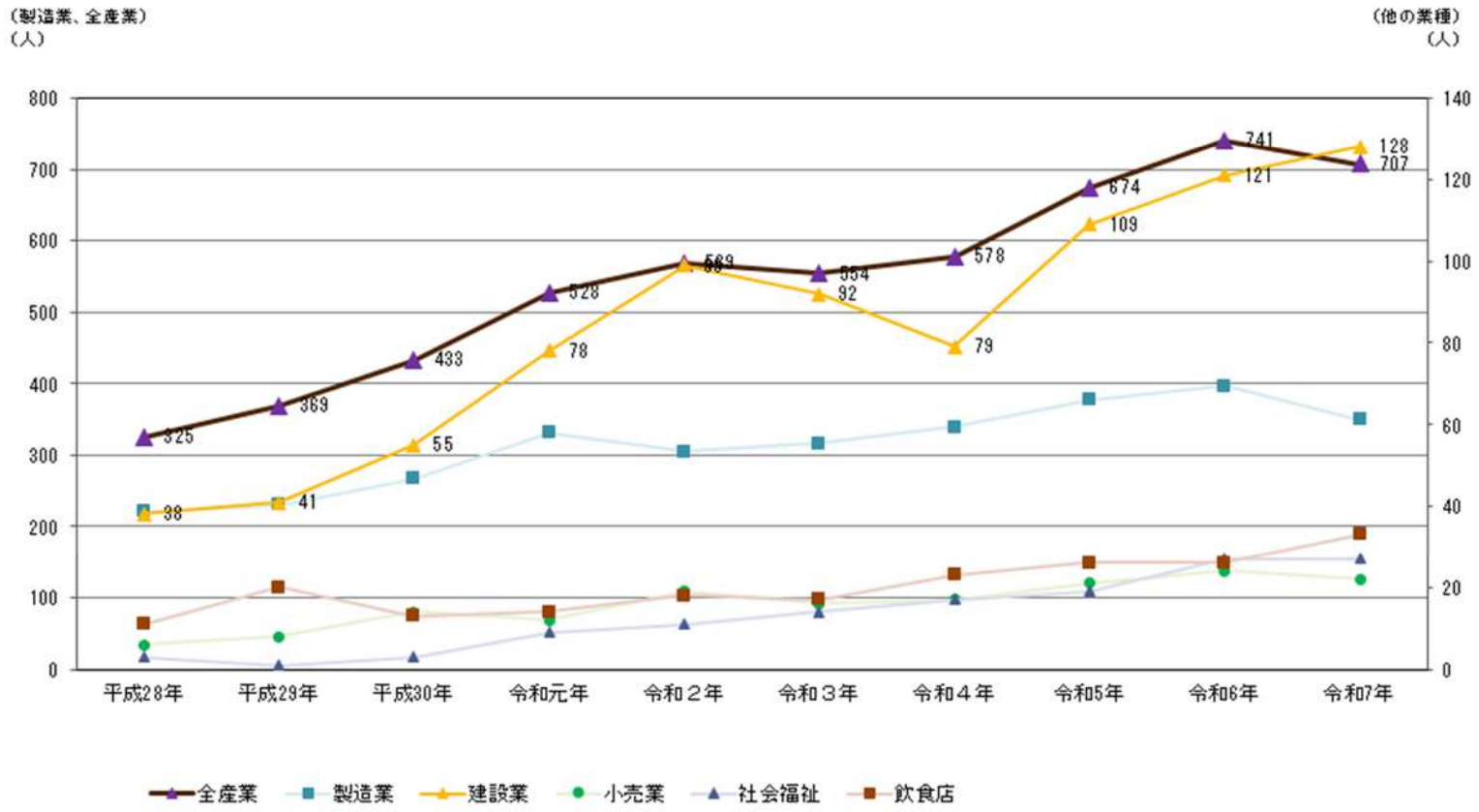


年齢別休業見込み期間の割合（令和７年）



■愛知労働局の労働災害発生状況（外国人労働者）

外国人労働者における労働災害発生状況等



愛知労働局の労働災害発生状況（外国人労働者）

労働災害のうち外国人労働者の占める割合の推移



2 第１４次労働災害防止推進計画

あいち安全経営本舗®
リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

第14次労働災害防止推進計画

計画のねらい

（１）計画が目指す社会

- **自律的でポジティブな安全衛生管理**を促進し、働く人々の安全・健康確保を通じ、企業、社会の**ウェルビーイング（Well-being）**を実現する。

（２）計画期間

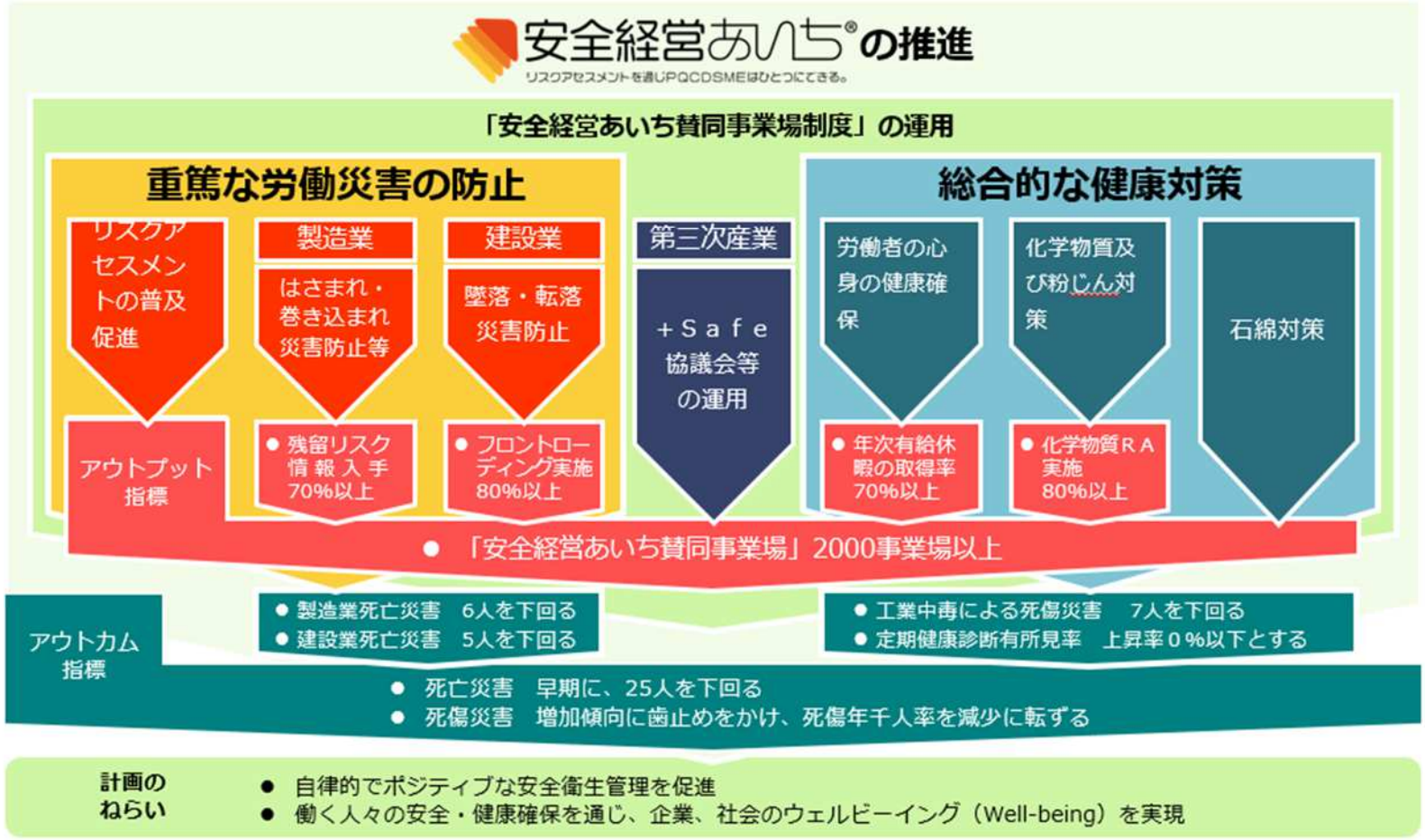
- ２０２３年度から２０２７年度までの５か年を計画期間とする。

（３）計画の目標

- 愛知労働局、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、各指標を定め、計画期間内に達成することを目指す。

令和５年３月 愛知労働局

ONE TEAM 安全衛生 あいち


安全経営あいち®の推進
リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。
「安全経営あいち賛同事業場制度」の運用
重篤な労働災害の防止
リスクアセスメントの普及促進
製造業
はさまれ・巻き込まれ災害防止等
建設業
墜落・転落災害防止
第三次産業
＋Ｓａｆｅ協議会等の運用
総合的な健康対策
労働者の心身の健康確保
化学物質及び粉じん対策
石綿対策
アウトプット指標
● 残留リスク情報入手 70%以上
● フロントローディング実施 80%以上
● 年次有給休暇の取得率 70%以上
● 化学物質ＲＡ実施 80%以上
● 「安全経営あいち賛同事業場」2000事業場以上
アウトカム指標
● 製造業死亡災害　6人を下回る
● 建設業死亡災害　5人を下回る
● 工業中毒による死傷災害　7人を下回る
● 定期健康診断有所見率　上昇率０%以下とする
● 死亡災害　早期に、25人を下回る
● 死傷災害　増加傾向に歯止めをかけ、死傷年千人率を減少に転ずる
計画のねらい
● 自律的でポジティブな安全衛生管理を促進
● 働く人々の安全・健康確保を通じ、企業、社会のウェルビーイング（Well-being）を実現

■ 重点事項ごとの具体的取組

項　目		主な内容
（1）「安全経営あいち®」の推進	ア「安全経営あいち賛同事業場制度」の運用による機運醸成	・「安全経営あいち®」に賛同する事業場を募り、所定の手続きの下、登録商標である名称・ロゴを使用できるようにする。また、同意を得て、賛同事業場の、事業場名等の公表を行う。
	イ　＋Safe 協議会等の運用による第三次産業対策	・小売業、社会福祉施設、飲食店等の業種において、経営に安全をプラスする「＋Safe協議会」を設立する。サービス提供と労働安全衛生管理の一体化等について働きかけを行う。
（2）重篤な労働災害の防止	ア　リスクアセスメントの普及促進	・「リスクアセスメント出前講座」を中心とした集団指導により、事業者の理解補助を図る。 ・「労働災害検証結果報告書」を用いて、事業者の理解度に応じた指導等を行う。
	イ　はさまれ・巻き込まれ災害防止等を重点とした製造業対策	・製造業における、はさまれ・巻き込まれ災害及び切れ・こすれ災害防止を重点に、動力機械災害防止対策を推進する。 ・「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく、メーカー・ユーザー双方によるリスクアセスメント等の実施徹底を図る。
	ウ　墜落・転落災害防止を重点とした建設業対策	・建設業における、高所からの墜落・転落災害防止対策を重点的に推進する。 ・工事計画段階におけるリスクアセスメント等の確実な実施、フロントローディングの実施及びＤＸの推進による業務効率化と安全衛生確保の両立等の普及を図る。
（3）総合的な健康対策	ア　労働者の心身の健康確保のための総合的対策	・労働安全衛生法令に基づく健康確保措置及び健康保持増進措置等の目的について理解を深め、相互連携による労働者の健康確保推進を図る。
	イ　化学物質及び粉じんによる健康障害防止対策	・化学物質及び粉じん対策に係る中長期計画を策定し、その一体的運用により、リスクアセスメントを中核とした自律的管理の普及を図る。
	ウ　石綿による健康障害防止対策	・令和２年等に改正された石綿障害予防規則（事前調査の適切な実施・報告等）の遵守徹底等により石綿ばく露防止対策を推進する。

・行政指導に当たっては、我が国の産業構造の変化、高年齢労働者、外国人労働者及び派遣労働者の増加等の労働者構成の変化等及びそれらを背景とする労働災害発生の動向（転倒災害、腰痛等）を踏まえて、経営視点にも必要な情報を提供するよう努める。

3 安全経営あいち®

あいち安全経営本舗®
リスクアセスメントを通じPQCDSMEをひとつにできる。

■ 現場主体の「管理活動」から、事業者による「管理」へ

現場主体の「管理活動」



ボトムアップ型

- 単一民族の日本人労働者。終身雇用で知識・経験を豊富に蓄積。
- 労働者の高い知見を頼りにした、日本独自の現場管理活動。

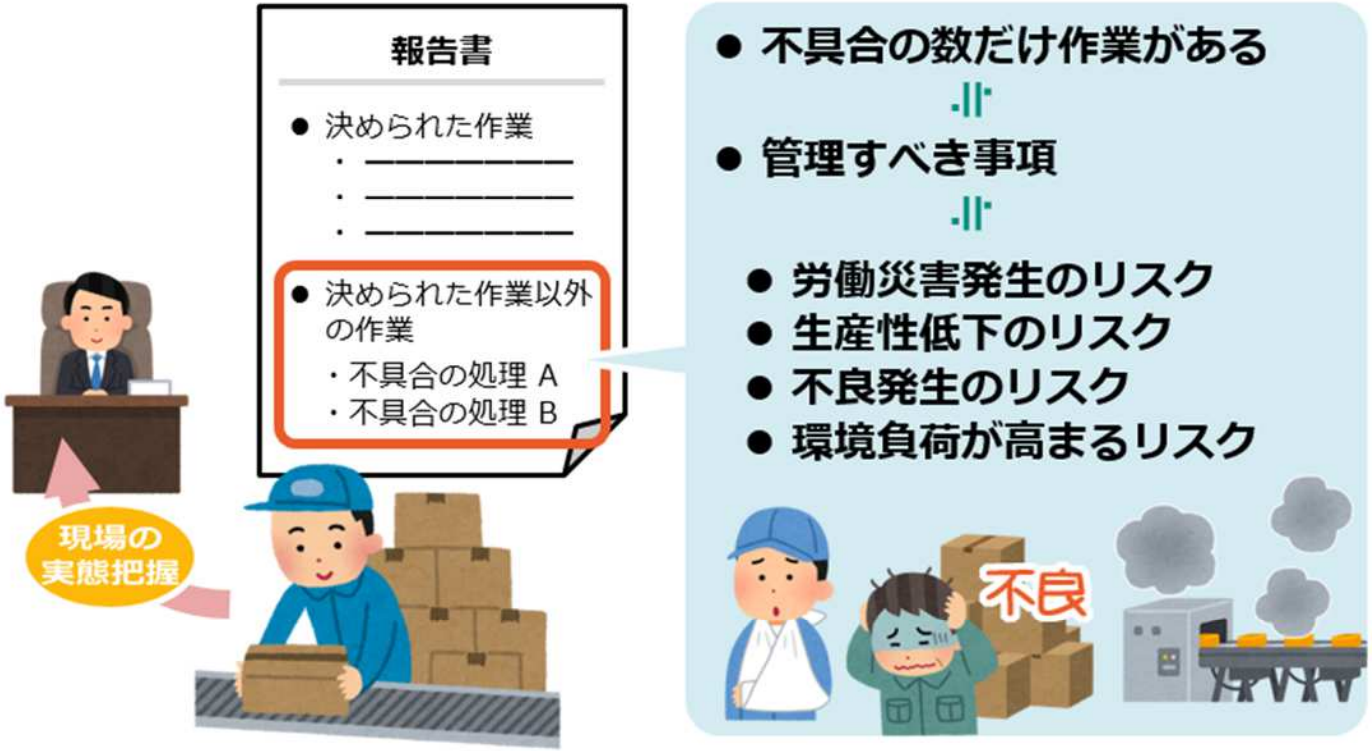
事業者による「管理」



トップダウン型

- 外国人労働者、派遣労働者の割合が増加。終身雇用の減少。
- 労働者の知見に頼る方法は限界に。事業者による管理へ。

リスクアセスメントによる調査プロセスの一体化



- リスクアセスメントは、現場の実態把握のツール。
- 生産性管理、品質管理、環境管理などの調査プロセスと一体化可能。

■ ＰＱＣＤＳＭＥは、モノづくりやサービス提供の７つの視点



- どの視点も欠かすことはできない。
- どれかひとつだけを重視することもできない。
- 安全も視点の１つ
 - 安全を欠かすことはできない。
 - 安全だけを別に取り扱えない。

企業価値の向上

リスクアセスメントは現場の実態把握をそのプロセスに含める。

現場の実態把握は、他の経営課題と一体的に捉えることが可能。

リスクアセスメントは、複数の経営課題を同時に高める機序となり、**企業価値向上を図るための戦略的手法**とすることができる。

安全経営あいち®

リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

■ 安全経営あいち®は雇用や働き方改革等にも通ずる



4 安全経営あいち®推進の取組

- +safe協議会
- 異業種交流　各種イベント
- 安全経営あいち推進大会
- リスクアセスメント出前講座
- 安全経営あいち賛同事業場制度

あいち安全経営本舗®
リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

■ 安全経営あいち®推進大会

異業種交流

安全経営あいち 推進大会 Season2 Episode1 2025

会場約500人
ライブ配信視聴者約200人
アーカイブ再生回数400回突破

令和８年２月４日に開催された本大会は、経営者が考える「安全と経営」をテーマに、リスクアセスメントの基盤である現場の実態把握と各部門の連携が企業価値向上につながることをコンセプトとして実施しました。

大会では、株式会社協豊製作所 代表取締役社長 大地洋三氏と、株式会社物語コーポレーション 代表取締役社長 加藤央之氏による、**製造業と飲食業の異業種トップ対談**を開催。

経営者の視点から、仕組みづくりや現場の実態把握の重要性について語られました。

また、大会前半には労働局若手職員による演劇を通じて、現場の実態把握と部門連携による部分最適から全体最適への転換が、企業のパフォーマンス向上につながることをわかりやすく紹介しました。

異業種であっても共通する課題や視点から、多様化する働き方に対応するヒントが得られる大会となりました。



参加者：一般的な安全管理ではなく、経営者目線での課題掘り下げに共感できました。

参加者：寸劇を交えた事例紹介や内容の解説は、単に文章で伝えるよりもより臨場感が増して理解が進むと感じました。

↓こちらより
アーカイブ動画を
ご視聴いただけます

あいち安全経営本舗®

■ 安全経営あいち®推進大会

異業種交流

安全経営あいち推進大会 Season2
Episode2 2026

日　　時	２０２７年1月２７日（水）１３：３０～１５：３０
会　　場	日本特殊陶業市民会館ビレッジホール 名古屋市中区金山一丁目５番１号
参 加 費	無料
内　　容 （予定）	・事業活動と一体的な安全管理 ・異業種交流「スペシャル対談」など

推進大会

■愛知労働局ホームページにて、
詳細をお伝えしています。

- マネジメント（安全を含む）を多様化する人材への対応
- リスクアセスメントをマネジメントとして活用する
 ☞事業活動と一体的な安全管理

あいち安全経営本舗®

出前講座のご案内



リスクアセスメントを
基礎から学びましょう！

愛知労働局
Aichi Labour Bureau
& Labour Standards Inspection Office
労働基準監督署

- 愛知労働局及び管下労働基準監督署では、管内事業場へのリスクアセスメント等の普及促進を図るため、**「リスクアセスメント出前講座」**を行います。

様式ダウンロード・WEB申込み等は、愛知労働局ホームページへ

お問合せは、愛知労働局労働基準部安全課または最寄りの労働基準監督署にお願いします。

安全経営あいち®賛同事業場制度



「安全経営あいち®」に賛同いただける事業場

監督署あて
申請書を提出してください。

申請の主な要件
・愛知県内の事業場であること
・監督署のリスクアセスメント集団指導などに出席していること



安全経営あいち®
リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

- **「登録証」をお渡しします。**
- **「安全経営あいち®」のロゴマークを使用できるようになります。**
- **愛知労働局HP内「賛同事業場一覧」に掲載します。（承諾いただいた場合）**

- 「安全経営」に取り組む姿勢と、その基礎となるリスクアセスメントに積極的に取り組む姿勢を、同時に事業場内外に示し、企業価値向上の一助としていただけます。
- **申請書のダウンロードは、愛知労働局ホームページへ**

垣根のない安全衛生行政へ



6 法令等の改正について

- 熱中症対策の改正について
- 高年齢者・外国人等の多様化する人材への対応
- 元方事業者の措置義務拡大
- 治療と就業の両立支援の努力義務化
- ストレスチェック５０人未満も義務化
- その他（特自検、化学物質、クレーン免許、産業医の解任報告、一般健診等）

あいち安全経営本舗®
リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

職場における熱中症対策の改正について

職場における熱中症対策

熱中症の重症化防止措置
労働安全衛生規則第６１２条の２の新設
令和７年６月１日施行

- 熱中症を生ずるおそれのある作業（※）を行う際に、あらかじめ以下の内容を事業場ごとに実施すること

① 報告体制を整備し、関係作業者に対して周知すること

② 熱中症症状の悪化を防止するため
　必要な措置に関する内容
　実施手順
を定め、関係作業者に対して周知すること

※熱中症を生ずるおそれのある作業とは、WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続１時間以上又は１日４時間を超えて実施が見込まれる作業のことをいう

熱中症の予防措置
「職場における熱中症防止のためのガイドライン」
令和８年３月策定

- 労働安全衛生関係法令と相まって、職場における熱中症防止のための
　労働衛生管理体制の確立
　作業環境管理・作業管理
　健康管理・労働衛生教育　等
の熱中症リスクに応じて行うことが望ましい具体的方法を一体的に示し、事業者がその業種・業態に応じて適切に選択して取り組む
- ガイドラインの対象は、熱中症のおそれのある全ての作業
（作業内容や作業場所（屋内外）等を問わない。）

職場における熱中症の重症化防止措置（安衛則第612条の2）

R7.6.1施行

基本的な考え方（発生後の措置）

発見

- 体調不良者の早期発見と重篤化の防止
- 見つけた、見つけるための体制整備

判断

- 手順作成で適切な初期対応の実施
- 救急隊への連絡、重症化の防止など

処置

- 身体の冷却が最優先、一人は付き添う
- 悩んだら医療機関への搬送

職場における熱中症防止のためのガイドライン

R8.3.18

第１　目的

職場における熱中症防止を図ること

第２　熱中症リスクの評価

1 有害性の要因の特定

2 湿球黒球温度の値（ＷＢＧＴ値）の把握

3 熱中症リスクの評価・検討

第３ 熱中症リスクに応じた措置

1 労働衛生管理体制の確立等

2 作業環境管理

3 作業管理

4 健康管理

5 労働衛生教育

6 異常時の措置

熱中症を防ごう！ STOP！熱中症 クールワークキャンペーン



- 厚生労働省は労働災害防止団体などと連携し、５月から９月まで、「STOP！熱中症　クールワークキャンペーン」を実施します。
- 愛知労働局は、これに合わせパンフレット「熱中症を防ごう！」を作成し、熱中症予防の知識や取り組むべき事項の周知を図っています。
- 令和７年、愛知労働局管内では、１１９件の熱中症が発生しました。（紙面パンフレットでは**116件**となっています。最新版は、下記QRコードをご参照ください。）
- 熱中症の発生はＷＢＧＴ（暑さ指数）と明確に関連しており、予防についても一定の科学的アプローチが可能です。

※詳細は左記パンフレットをご覧ください

（Ｒ８．４．１施行）

高年齢労働者の労働災害防止の推進

（高年齢者の労働災害防止のための指針公示第１号）

「高年齢者の労働災害防止のための指針」について （公示）

- 高年齢労働者の労働災害が増加傾向にあります。
- 高年齢労働者の特性に配慮した作業環境等の措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。
- 労使が協力して、積極的に高年齢者の労働災害を防止することが重要です。

◎ 事業者が講ずべき措置
高年齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、実施可能な対策に積極的に取り組む。

安全衛生管理体制の確立等
- 経営トップによる方針表明及び体制整備、安全衛生委員会等における調査審議等
- 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施
 ⇒ リスクアセスメントの結果を踏まえ、
 優先順位の高いものから取り組む事項を決める。

職場環境の改善（身体機能の低下を補う設備・装置の導入、作業内容の見直し）
高年齢者の健康や体力の状況の把握（健康診断、体力チェック等）

外国人労働者の労働災害防止のために

■ 外国人労働者の労働災害防止のために

- 外国人労働者の労働災害が増加傾向にあります。
- 事業者は、外国人労働者に安全衛生教育や労働災害防止の内容を確実に理解してもらうことが重要です。
- 外国人労働者や高年齢者等多様な人材の活用は、人手不足解消と企業競争力強化に不可欠です。管理体制を整えることが重要です。

《安全衛生教育資料》
・マンガでわかる働く人の安全と健康
・建設業に従事する外国人労働者向け教材
・農業に従事する外国人労働者向け教材
・漁業（漁船、養殖業）に従事する外国人労働者向け教材
・漁船・舶用工業に従事する外国人労働者向け教材

※上記教材は英語、インドネシア語、中国語、ベトナム語、フィリピン語、モンゴル語、タイ語、カンボジア語、ネパール語、
ミャンマー語に対応

（R8.４.１施行）

元方事業者等の措置義務対象の拡大

（改正 安衛法第２９条～３０条の３等）

背景

・令和３年５月の「建設アスベスト訴訟」最高裁判決において、労働安全衛生法第22条の規定は、**労働者と同じ場所で働く労働者以外の者も保護する趣旨である**との判断がされた。
・これを受けて、個人事業者等自身や事業者（注文者等）に必要な措置を義務付ける。

建設アスベスト訴訟の最高裁判決を踏まえた 個人事業者等に対する安全衛生対策の全体像

措置の主体		個人事業者等の危険有害業務：有害業務に伴う健康障害の防止	個人事業者等の危険有害業務：危険の防止	個人事業者等の危険有害業務以外の業務：過重労働、メンタルヘルス等の健康管理対策
	事業者 ※ 事業者（労働者を使用する者）の事業場で行われる作業に伴うリスクへの対応	最高裁判決を受け、速やかに関係省令を改正 **令和4年改正** 【対応状況】 令和４年４月15日公布 令和５年４月１日施行	観点１ 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策②（事業者による対策） ⇒ 検討会での議論を踏まえ、法第20条等に基づく関係省令を改正 【対応状況】**令和６年改正** 令和６年４月30日公布 令和７年４月１日施行	観点２ 危険有害作業以外の個人事業者等対策（過重労働、メンタルヘルス、健康管理等） ⇒ 検討会での議論を踏まえ、個人事業者自身や注文者等の実施事項をガイドライン等により推奨 【対応状況】 ・令和６年５月28日付けで「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」を策定 ・Q&Aも併せてHP掲載 **令和6年ガイドライン策定**
	注文者等 ※ 注文者や注文者以外の機械リース業者等が発生させるリスクへの対応	観点３ 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策①（注文者等、個人事業者自身による対策） ● 注文者（発注者）による措置のあり方 ● 発注者以外の災害リスクを生み出す者等による措置のあり方 ● 個人事業者自身による措置のあり方 ● 個人事業者等の業務上の災害の把握方法等 ⇒ 検討会での議論を踏まえ、今回の労働安全衛生法改正にて対応 **今回・令和７年改正** 【対応状況】令和７年５月14日公布、公布日以降順次施行		
	個人事業者等			

■ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

■ 注文者（※）の責務の範囲の明確化

R7.5.14施行

（※）仕事を他人に請け負わせる者。

作業方法、工期、納期等について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を注文時に付さない配慮規定が**建設工事以外の注文者に拡大**。

■ 注文者等が行う措置の対象に「個人事業者」を含める

R8.4.1施行

① 建設業等の元方事業者が実施する統括管理の対象を個人事業者を含む**「作業従事者」に拡大**。

② リース機械等の貸与者が構ずべき措置の対象に個人事業者を含める。

■ 注文者（※）等が講じる措置

R9.4.1施行

３業種（建設業・造船業・製造業）や仕事の枠にかかわらず、混在作業場所を管理する者（**作業場所管理事業者**）に作業間の連絡調整等の一定の措置を求める。

■ 個人事業者等（※）自身が講じる措置

R9.4.1施行

（※）事業を行う者で労働者を使用しないもの。中小事業の事業主、役員を含む。

① 構造規格や安全装置を具備しない機械等の使用禁止。

② 車両系建設機械や移動式クレーン等を対象とする定期自主検査等の実施。

③ 危険有害業務に従事する場合の特別教育受講義務。

■ 災害報告制度

R9.1.1施行

① 死傷災害が発生した場合、特定注文者（※）が労働基準監督署に遅滞なく報告。

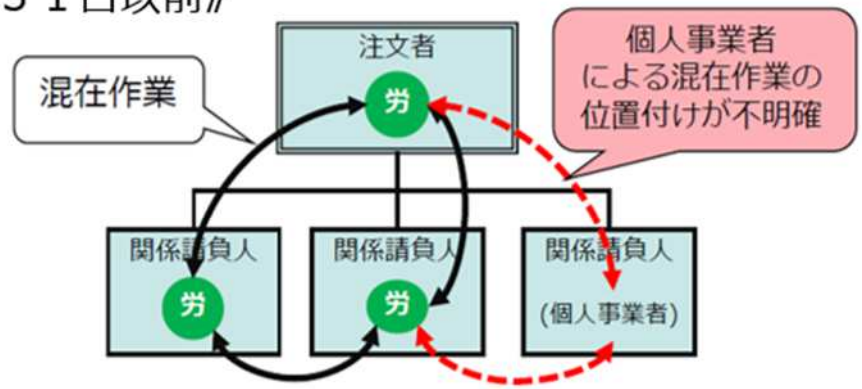
（※）個人事業者等が行う仕事の注文者であって、個人事業者等から見て直近上位のもの

② 死傷者が中小企業経営者や役員の場合、所属企業が労働基準監督署に報告。

■ 統括管理の対象に「個人事業者」を含めるイメージ

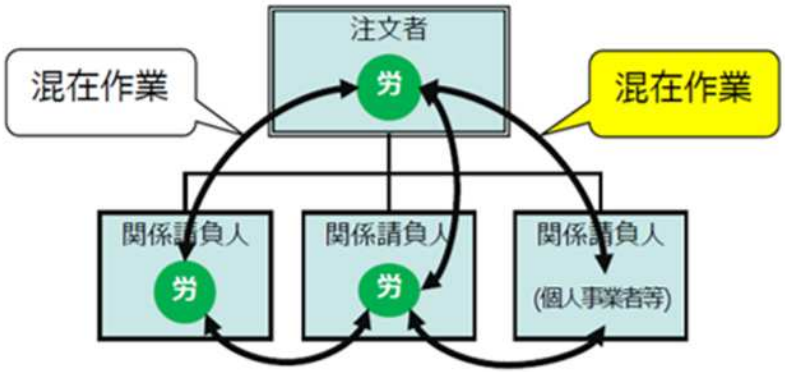
R8.4.1施行

《令和８年３月３１日以前》



個人事業者等による混在作業の位置付けを明確化

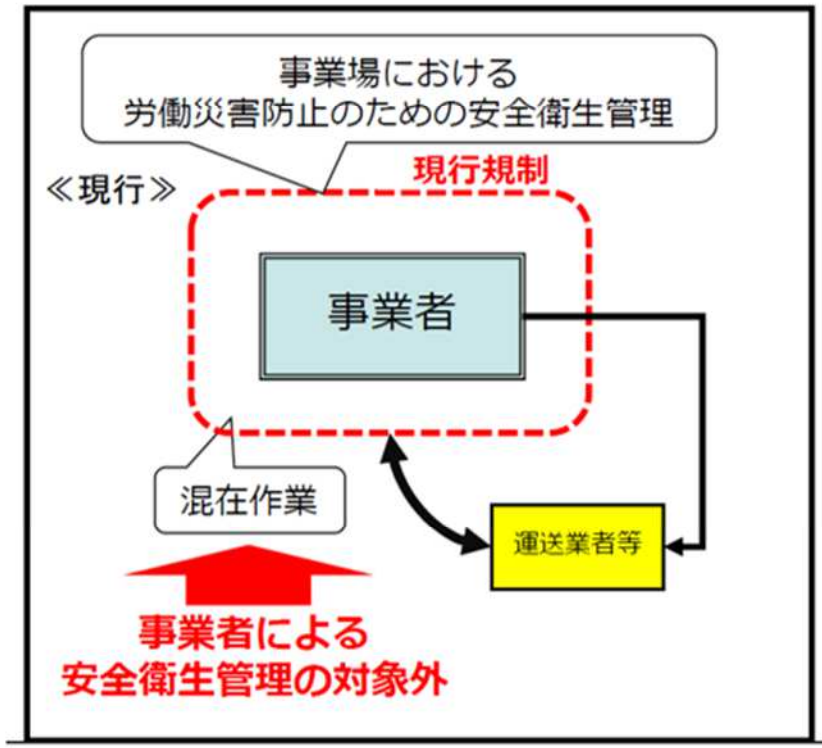
《令和８年４月１日施行》



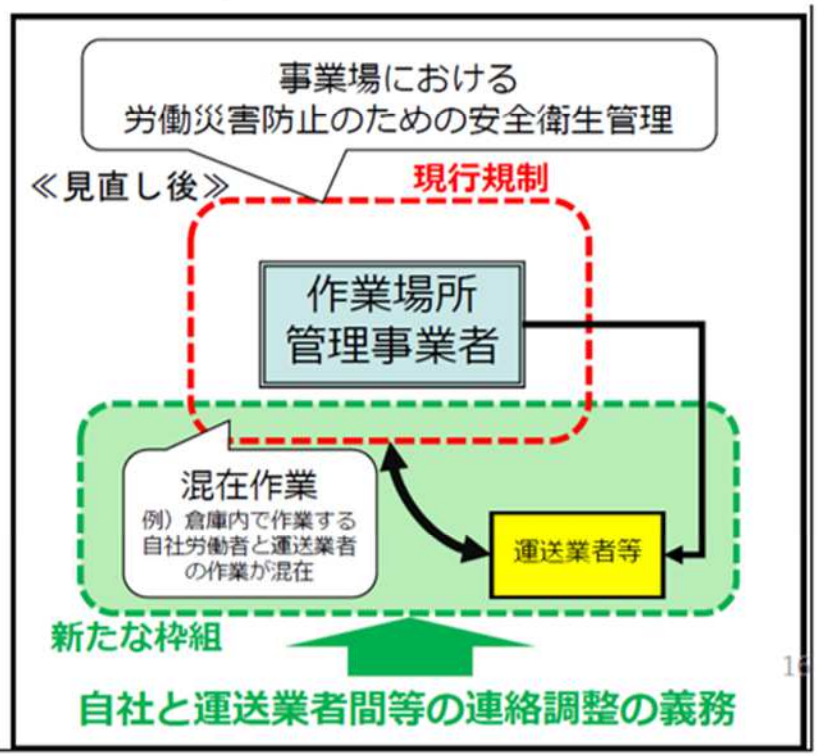
■ 作業場所管理事業者による連絡調整等のイメージ

R9.4.1施行

《現行》



《令和９年４月１日施行》



（R8.４.１施行）

治療と就業の両立支援の推進

■ 治療と就業の両立支援の推進（改正 労働施策総合推進法（令和7年法律第63号））

■ 治療と就業の両立支援とは

病気を抱える労働者が、適切な治療を受けながら、仕事を理由として治療の機会を逃すことなく、また治療を理由として仕事を断念することなく、安心して働き続けられる環境を整える取り組み。

企業の成長につながる

■ 意義

- 労働者の健康確保及び就労継続
- 社員全体の安心感やモチベーションの向上による人材定着や生産性向上

■ 留意事項

- 労働者本人からの申し出を端緒として取り組む
- 労働者と十分に話し合い、上司や同僚らから理解を得る
- 個人情報を保護する

■ 活用できる支援

- 厚労省ポータルサイト「治療と仕事両立支援ナビ」
- 愛知県の産業保健総合支援センター
- 愛知労働局の地域両立支援推進チーム
- 両立支援コーディネーター養成研修の受講



（R７.５.１４から３年以内施行）

ストレスチェック実施の全面義務化

■ 職場のメンタルヘルス対策の推進

改正の概要

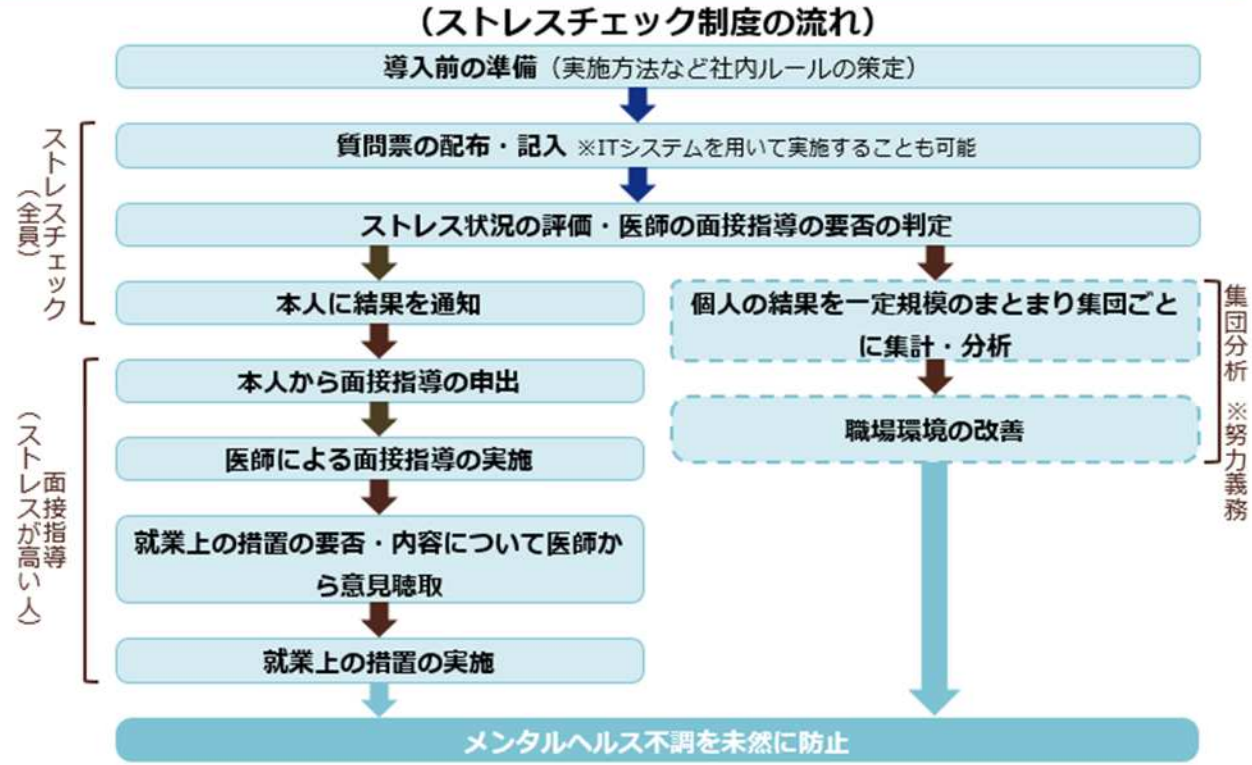
- 平成27年12月　メンタルヘルス不調の未然防止の観点からストレスチェック制度が導入
 （労働者50人未満の事業場は努力義務）
- 令和7年5月公布　改正労働安全衛生法により、**全ての**事業場に義務化
 施行期日：公布後３年以内に政令で定める日

目的

労働者自身のストレスへの気づきを促し、メンタルヘルス不調を未然に防止（1次予防）すること

連携支援

地域産業保健センターにおいて、50人未満の小規模事業場を対象に、ストレスチェック後の高ストレス者に対する医師による面接指導を無料提供



その他

（特自検、化学物質、クレーン免許、産業医の解任報告、一般健診等）

■ 既に施行されている事項

R８．１．１施行

■ 工作物石綿事前調査者による事前調査（石綿測第３条第４項関係）

特定工作物のうち反応層、加熱炉、ボイラー及び圧力容器などの１０の対象工作物について、工作物事前調査者の有資格者しか事前調査ができないようになりました。

R８．１．１施行

■ 「特定自主検査基準」の制定（令和７年１２月１８日ほか告示）

令和８年１月から、高所作業車、車両系建設機械、フォークリフト、不整地施運搬車、動力プレスにかかる「特定自主検査基準」が施行されました。

今後はこの基準に従って検査を実施する必要があり、違反した場合は改善の命令等を行うことができます。

R８．４．１施行

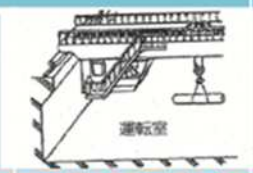
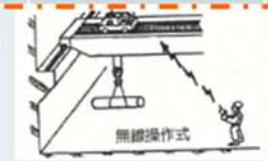
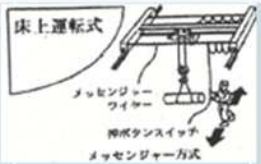
■ 営業秘密である成分に係る代替化学名等の通知法（安衛法第５７条の２）

化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等での通知が認められるようになりました。

■ 今後施行される事項①

■ 床上無線運転式と床上運転式両方に対応した限定免許の創設

床上から無線操作装置により運転を行う床上無線運転式クレーンに対応した新たな免許として、現行の床上運転式クレーン限定運転士免許を改組し、床上無線運転式と床上運転式両方に対応した限定免許が創設される予定です。

		運転位置	垂直方向の視認性	水平方向の視認性	現行の必要資格
運転席式		運転席	難易度高	難易度高（荷に追従できないため）	免許（運転席式で実技試験・教習）
無線操作式		床上 運転位置に制約なし	難易度低（床上から運転するため）		
床上運転式		床上 走行のみ荷と移動			限定免許（床上運転式で実技試験・教習）
床上操作式		床上 走行・横行とも荷と移動		難易度低	技能講習（床上操作式で教習）

しかし荷の付近で運転しているのが実態

垂直方向の視認性が異なるのに同じ試験方法

必要な技能にあまり差がない

荷から一定の範囲内で低速により運転する限定免許とすることが適当

■ 今後施行される事項②

R８．８．１施行

■ 産業医の辞任時等の報告の義務付け（安衛則第13条第2項及び第5項関係）

事業者に対して、産業医の辞任、解任又は退任があった場合に、所轄労働基準監督署長へ、当該産業医の氏名及び辞任等の年月日等を遅滞なく報告することが新たに義務付けられます。

R９．４．１施行

■ 血清クレアチニン検査の追加（安衛則第４３条から第４５条の２まで関係）

雇入時の健康診断、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断及び海外派遣労働者の健康診断に血清クレアチニン検査が追加されます。

本項目については、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは省略することができます。

R９．４．１施行

■ 喀痰検査の削除（安衛則第４４条から第４５条の２まで関係）

定期健康診断、特定業務従事者の健康診断及び海外派遣労働者の健康診断において義務づけられている喀痰検査が廃止されます。

R９．４．１施行

■ 肝機能検査の酵素名の変更

（安衛則第４３条、有機則別表並びに特化則別表第３及び別表第４関係）

安衛則第４３条第１項第７号等の各下段の肝機能検査の酵素名について、最新の国際臨床化学連合勧告に示される名称に変更されます。

（GOT→AST、GPT→ALT、γ－GTP→γGTなど）

建設業法令遵守について

中部地方整備局　建政部　建設産業課

【 目 次 】

１．建設業を取り巻く現状

２．これまでの各種施策

３．建設業法改正

４．建設業法令遵守

５．その他

１．建設業を取り巻く現状

（１）建設業就業者の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.３

（２）建設産業における働き方の現状・・・・・・・・・・・・・・・P.４

（３）賃金の推移（建設業と他産業との比較）・・・・・・・・・・P.５

（１）建設業就業者の現状

国土交通省
本省講演資料より抜粋

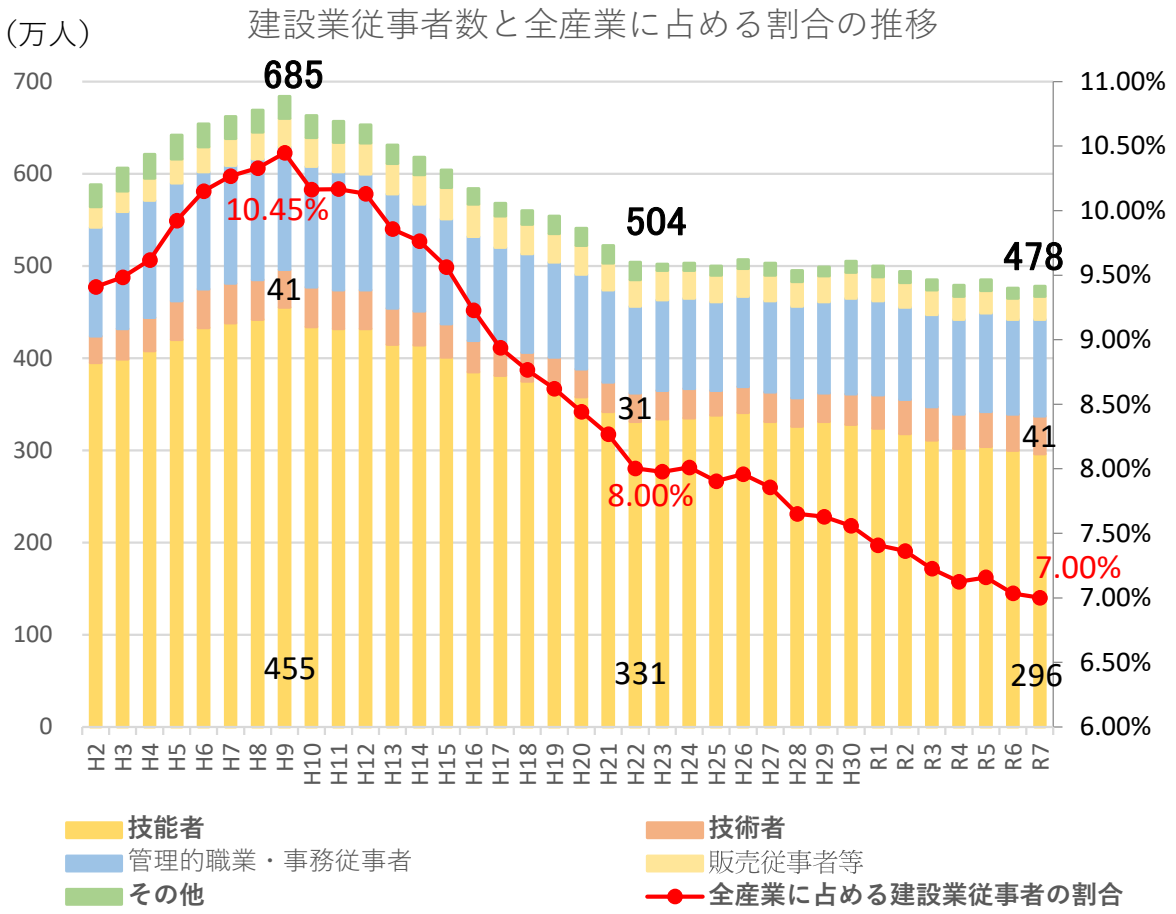
技能者等の推移

＜就業者数ピーク＞　＜建設投資ボトム＞　＜最新＞

○建設業就業者：685万人（H9）　→　504万人（H22）　→　478万人（R7）

○技術者　　：　41万人（H9）　→　31万人（H22）　→　41万人（R7）

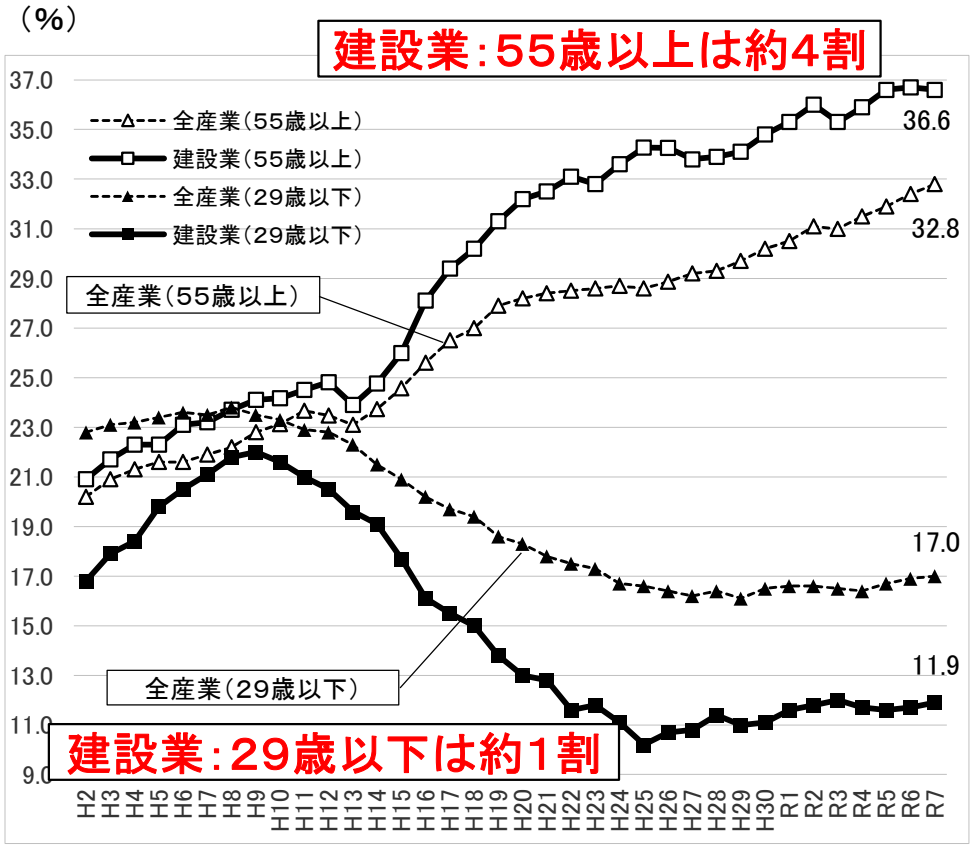
○技能者　　：455万人（H9）　→　331万人（H22）　→　296万人（R7）



出典：総務省「労働力調査」（暦年平均）をもとに国土交通省で作成※1※2

建設業就業者の高齢化の進行

○建設業就業者は、55歳以上が36.6%、29歳以下が11.9%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。

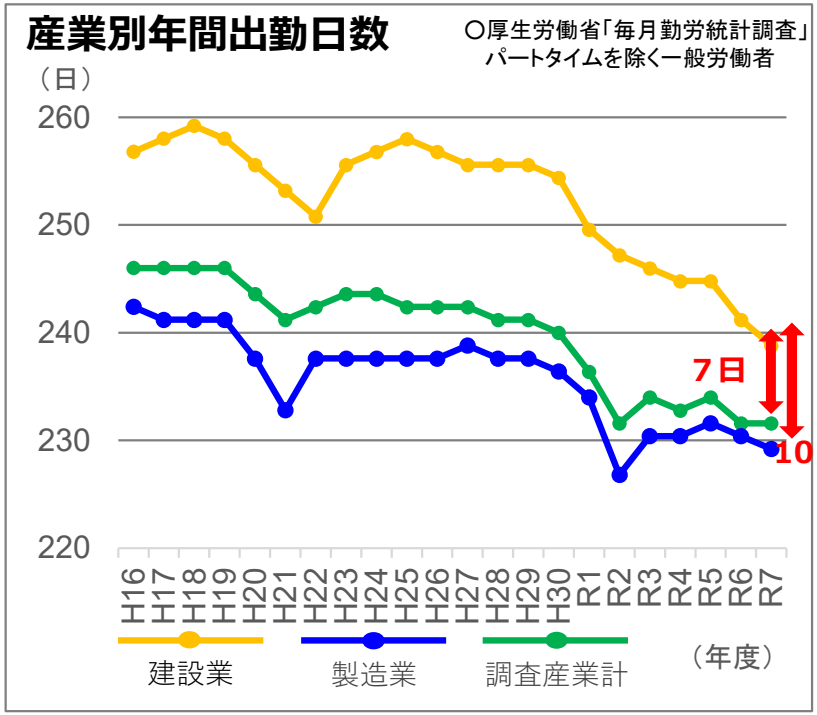


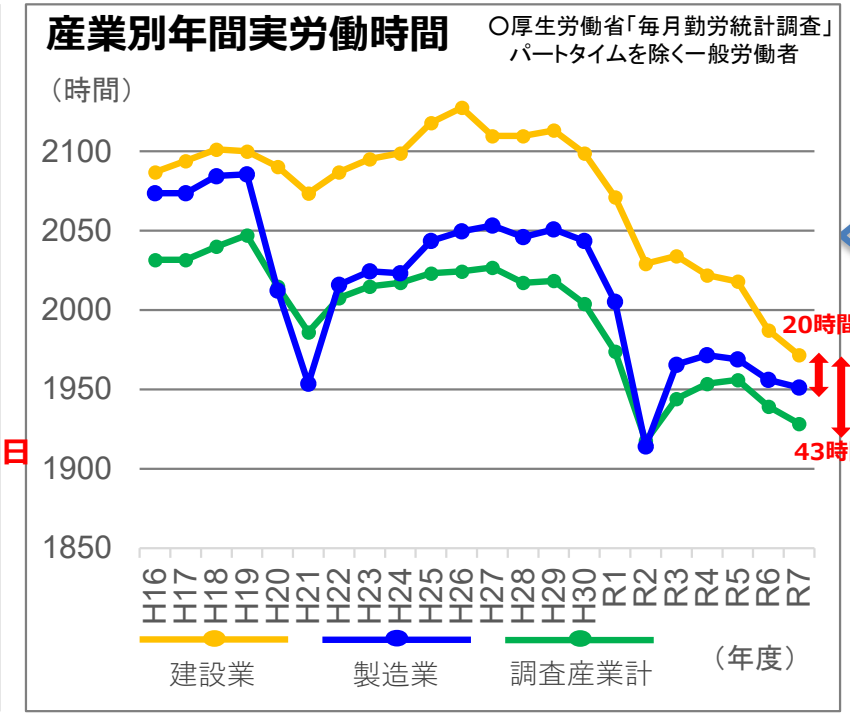
出典：総務省「労働力調査」（暦年平均）をもとに国土交通省で作成※1

（※1　平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値　　※2　グラフ上の数値は、記載単位未満の位で四捨五入してあるため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない）

（２）建設産業における働き方の現状

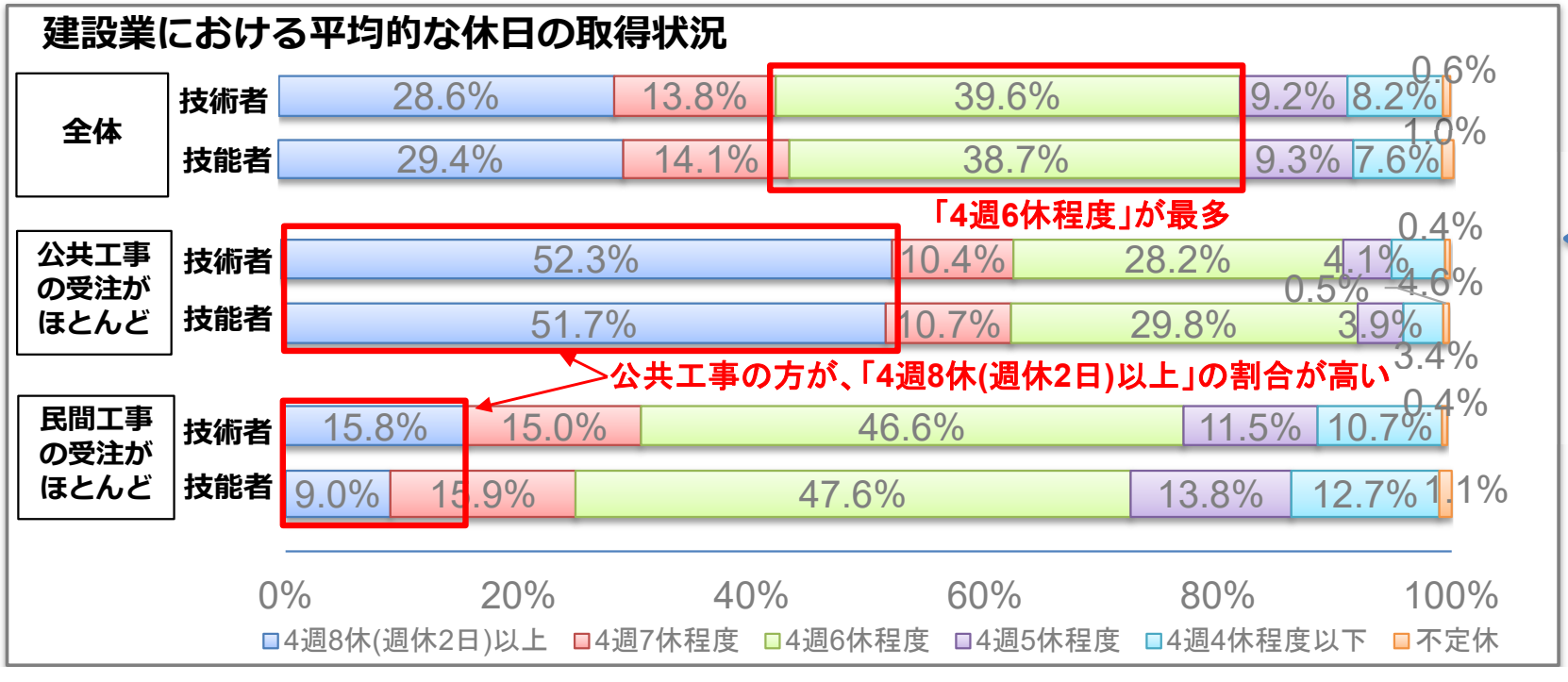
国土交通省





建設業について、年間の出勤日数は全産業と比べて**7日多い**。また、年間の総実労働時間は全産業と比べて**43時間長い**。

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」
年度報より国土交通省作成

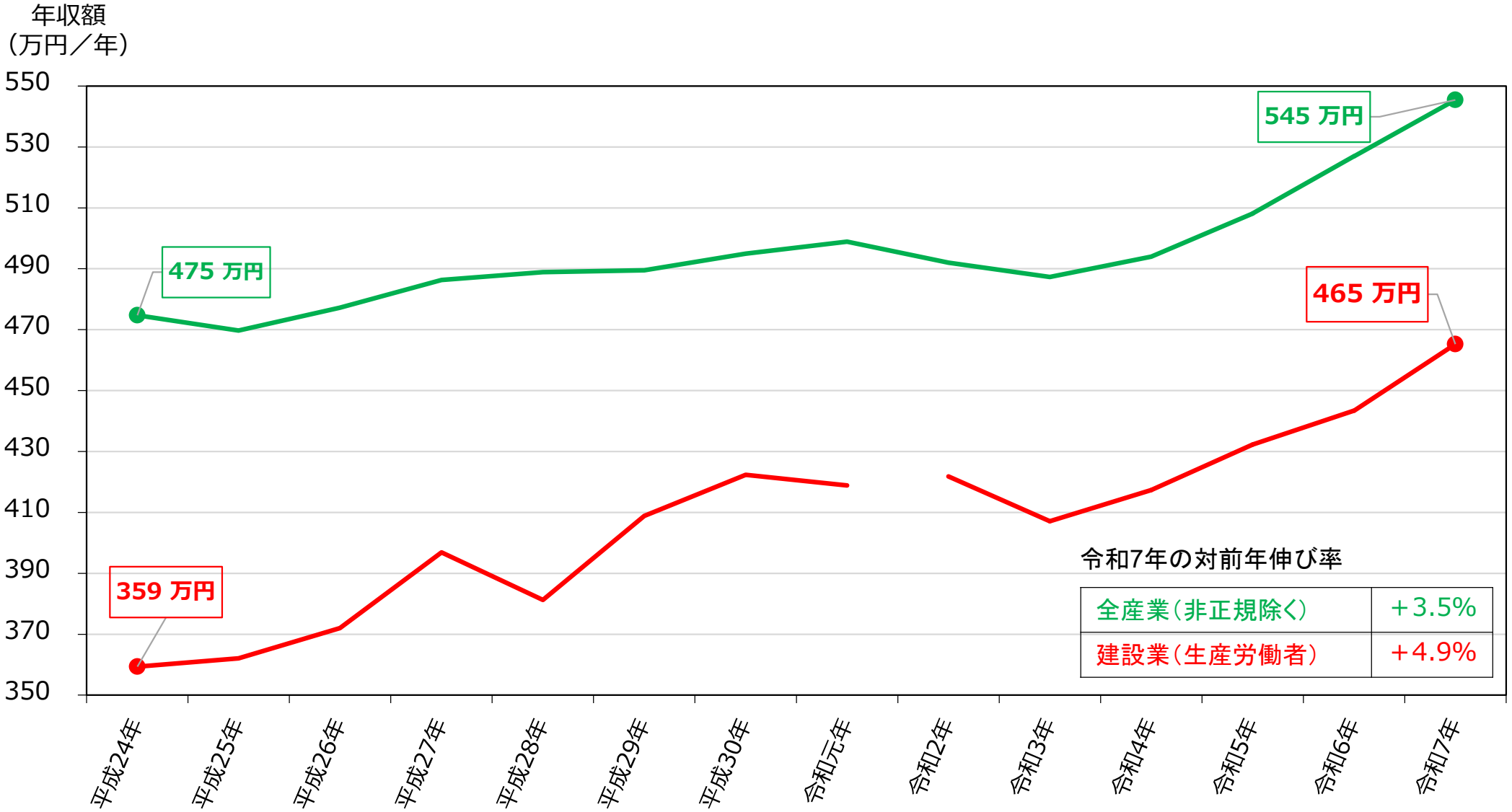


技術者・技能者ともに**4週８休（週休２日）の確保ができていない**場合が多い。

出典：国土交通省「令和6年度　適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」

建設業生産労働者の賃金推移（年間）

国土交通省



（出典）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（10人以上の常用労働者を雇用する事業所）

※ 年収額＝所定内給与額×12＋年間賞与その他特別給与額

- R2以降は「生産労働者」の区分が廃止されたため、建設業の「建設・採掘従事者」、「生産工程従事者」、「輸送・機械運転従事者」を加重平均して「生産労働者」の額を推計

2. これまでの各種施策

《処遇改善（賃上げ）関係》
（１）建設業の担い手確保に向けた賃上げ施策・・・・・・・・・・・・・P. 7
（２）令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について・・・・P. 8
（３）適正な賃金水準確保のための取引適正化の取組　・・・・・・・・P. 9
《価格転嫁関係》
（４）主要建設資材の価格推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 10
（５）建設資材価格に関する適切な価格転嫁に向けた国交省の取組・・P. 11
《働き方改革関係》
（６）これまでの建設業の働き方改革の取組・・・・・・・・・・・・・P. 12
（７）工期に関する基準　改正の概要（令和６年３月）・・・・・・・・P. 13

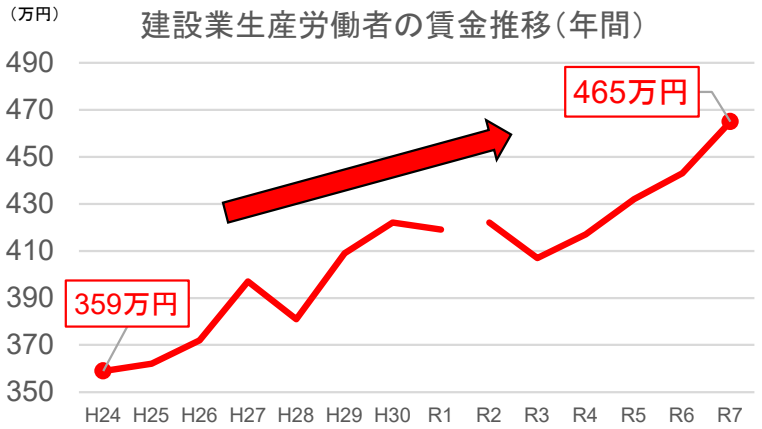
（１）建設業の担い手確保に向けた賃上げ施策（これまで）

国土交通省

○　これまで、公共工事設計労務単価の引上げをはじめ、様々な取組によって、建設分野の**賃金は着実に上昇**。

○　賃上げは政府の最重要課題。

○　今後も、**未来を支える担い手の確保のため、必要とされる技能や厳しい労働環境に相応しい賃上げ**に取り組む必要。

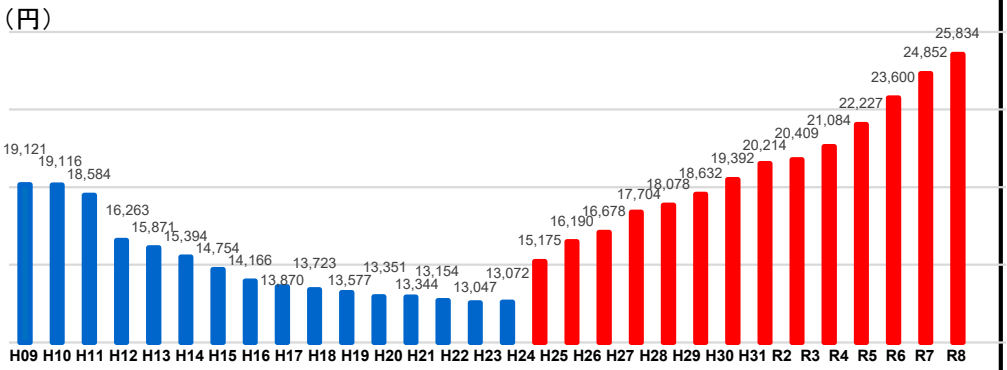


出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より国土交通省作成
※R2以降は「生産労働者」の区分が廃止されたため、建設業の「建設・採掘従事者」、「生産工程従事者」、「輸送・機械運転従事者」を加重平均して「生産労働者」の額を推計

最近の賃上げ施策

発注者・元請間での賃金原資の確保（公共中心）

○公共工事設計労務単価を１４年連続で引上げ。　（+4．5%）



※コンサルタント等の技術者単価や建物の保守・点検業務等の労務単価も引上げ

○取引実態に即した公共契約・変更。
- 最新の単価を予定価格に反映。
- 材料費変動に伴う請負代金額の変更（スライド条項）。

○ダンピング受注対策として、
- 低入札価格調査基準の計算式について、国は、令和４年度から一般管理費等率を引上げ。
- 国からの要請等により、自治体の計算式でも引上が進展。

労働者への賃金支払いの確保

○国土交通大臣と建設業４団体のトップで**申合せ**（R8.3）
- **賃上げ**について「おおむね**６%の上昇**」を目標とし、各団体において生産性向上の取組を推進すること。

○「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた対応を関係団体へ要請。



大臣と建設業4団体トップとの意見交換

○公共工事設計労務単価を基に技能レベル別の年収を試算・発表。(R7.12改訂)
→ 能力に応じた処遇、キャリアパスの見える化を目指す。

○３万社を対象に元下間の取引を調査。（令和7年度）
加えて、約1,152社を対象に受発注者間及び元下間の取引を実地調査（令和7年度）
→ 調査に基づき、賃金上昇が阻害されないよう指導。

（２）令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について

ポ イ ン ト

・最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定

全　　国

全　職　種　（ 25,834円 ）　令和７年３月比；＋４．５％

主要１２職種※（ 24,095円 ）　令和７年３月比；＋４．２％

主要12職種

※「主要12職種」は通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

職種	全国平均値	令和７年３月比	職種	全国平均値	令和７年３月比
特殊作業員	28,111円	+4.3%	運転手（一般）	25,275円	+2.9%
普通作業員	23,605円	+3.0%	型わく工	31,671円	+5.0%
軽作業員	18,605円	+2.9%	大工	30,331円	+3.1%
とび工	30,780円	+4.0%	左官	30,508円	+4.1%
鉄筋工	31,267円	+4.6%	交通誘導警備員Ａ	18,911円	+5.8%
運転手（特殊）	29,442円	+4.8%	交通誘導警備員Ｂ	16,749円	+6.7%

注）金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

（３）適正な賃金水準確保のための取引適正化の取組（これまで）

国土交通省

◆技能労働者の適正な賃金水準を確保していくためには、その前提として、発注者・元請間、元請・下請間のいずれにおいても、請負契約の当事者が対等な立場で価格交渉を行い、適正な請負代金で契約をすることが重要。

◆建設業法においては、注文者が自己の取引上の地位を不当に利用して、請負人に不当に低い請負代金を強いることを禁止した「不当に低い請負代金の禁止」や下請代金の支払期日の規定など、見積から契約、その後の支払に至るまで、各種ルールを設けることにより、請負契約を適正化。

◆これらのルールについて、どのような行為が建設業法に違反するかを具体的な事例を示しつつ、ルールのポイント等を解説する「建設業法令遵守ガイドライン」を策定・周知し、法律の不知による法令違反の防止を図るとともに、「駆け込みホットライン」の設置や、立入検査等を通じて、請負契約の適正化を推進。

駆け込みホットライン



建設工事の請負契約に関する現行の主なルール

見　積
- ➢ 具体的な見積条件の提示 【第20条】
- ➢ 予定価格に応じた見積期間の設定【第20条】

契　約
- ➢ 契約内容の書面化及び契約当事者間の相互交付 【第19条】
- ➢ 不当に低い請負代金の禁止【第19条の３】
- ➢ 不当な資材の購入強制の禁止【第19条の４】
- ➢ 著しく短い工期の禁止【第19条の５】

支　払
- ➢ 下請代金の支払期日　【第24条の３、第24条の６】
- ➢ 検査及び引渡し【第24条の４】
- ➢ 割引困難な手形の交付禁止【第24条の６】

※ 第24条の6は、特定建設業者と資本金4,000万円未満の一般建設業者（下請負人）との取引に係る支払ルール

「建設業法令遵守ガイドライン」

元請負人と下請負人との関係に関して、どのような行為が建設業法に違反するかを具体的に示すことにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることを目的として策定

■：建設業法に違反する行為事例
▲：建設業法に違反するおそれのある行為事例

指値発注（法第１９条の３等）
■元請下請間で請負金額に関する合意がないまま、下請負人に工事を着手させ、下請代金の額を一方的に決定し、その額で下請契約を締結した場合

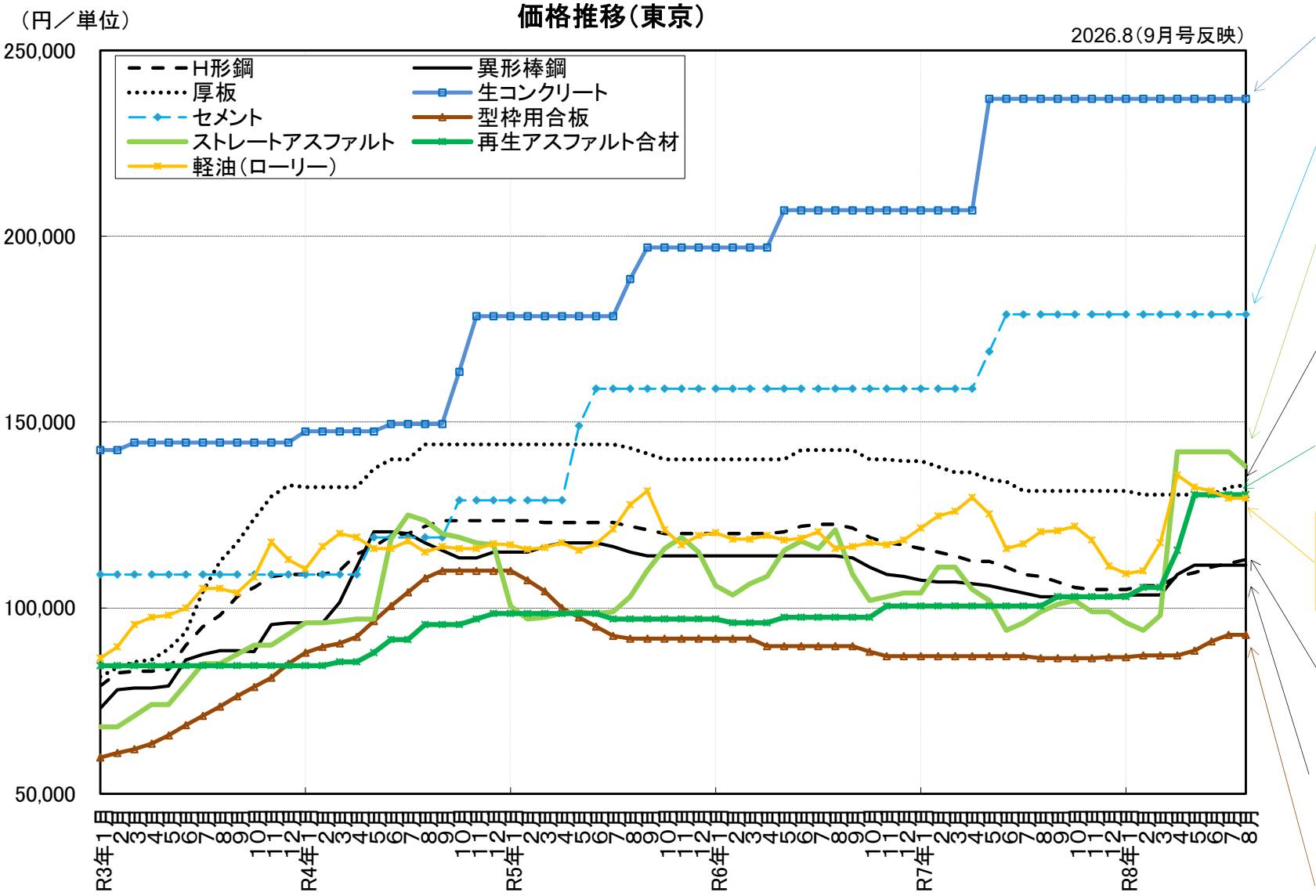
赤伝処理（法第１９条の３等）
▲元請負人が、下請負人と合意することなく、下請工事の施工に伴い副次的に発生した建設廃棄物の処理費用を下請負人に負担させ、下請代金から差し引いた場合

長期手形（法第２４条の６第３項）
▲特定建設業者である元請負人が、手形期間が１２０日（令和６年１１月以降は６０日）を超える手形により下請代金の支払を行った場合

（４）主要建設資材の価格推移

国土交通省

○ 2021年（令和3年）後半から原材料費の高騰やエネルギーコストの上昇等により、各建設資材価格が高騰。
○ 2023年以降は資材によって傾向は異なるものの、全体としては高止まりしており、2026年4月以降、中東情勢の影響により石油由来の資材が高騰。
○ 足元では、全国的に生コンクリート・セメントの騰勢が続いており、今後の状況を引き続き注視。



生コンクリート（円／10㎥）
2026年8月　¥237,000（±0.0%）
（2025年8月　¥237,000）

セメント（円／10t）
2026年8月　¥179,000（±0.0%）
（2025年8月　¥179,000）

ストレートアスファルト（円／t）
2026年8月　¥138,000（+39.4%）
（2025年8月　¥99,000）

厚板（円／t）
2026年8月　¥133,000（+1.1%）
（2025年8月　¥131,500）

再生アスファルト合材（円／10t）
2026年8月　¥130,500（+29.9%）
（2025年8月　¥100,500）

軽油（円／kl）
2026年8月　¥129,500（+7.5%）
（2025年8月　¥120,500）

H形鋼（円／t）
2026年8月　¥113,000（+4.1%）
（2025年8月　¥108,500）

異形棒鋼（円／t）
2026年8月　¥111,500（+8.3%）
（2025年8月　¥103,000）

型枠用合板（円／50枚）
2026年8月　¥92,750（+7.2%）
（2025年8月　¥86,500）

括弧内は前年同月比

※「建設物価」と「積算資料」の平均価格を表示
出典：「建設物価」（一般財団法人　建設物価調査会）、「積算資料」（一般財団法人　経済調査会）を基に国土交通省で作成

（５）建設資材価格に関する適切な価格転嫁に向けた国交省の取組

国土交通省

サプライチェーン全体で、建設資材に関する適切な価格転嫁が図られるよう、
受注者・発注者（施主）間を含めた建設工事に関する環境整備を進めることが必要

○**直轄工事では、最新の実勢価格を反映して適正に予定価格を設定し、スライド条項も適切に運用**

○**次のとおり、官民の発注者や建設業団体に対して働きかけ。**

【主な取組】

- 資材単価は、調査頻度を増やして適時改定（文書要請）。　国 県 市
 →都道府県による資材単価の設定状況を見える化。
 ※**都道府県や市区町村に対しては、総務省と連名での要請（通知）**のほか
 会議の場を通じた**直接の働きかけ**を実施
 （都道府県・指定都市との課長級会議（ブロック監理課長等会議）、市町村向け会議（都道府県主催の会議：公契連））
- スライド条項等の適切な設定・運用、必要な契約変更の実施(文書要請)。　国 県 市 民 建
- 元請下請間/受発注者間の契約締結状況を調査し、請負代金等をモニタリング。　国 県 市 民 建

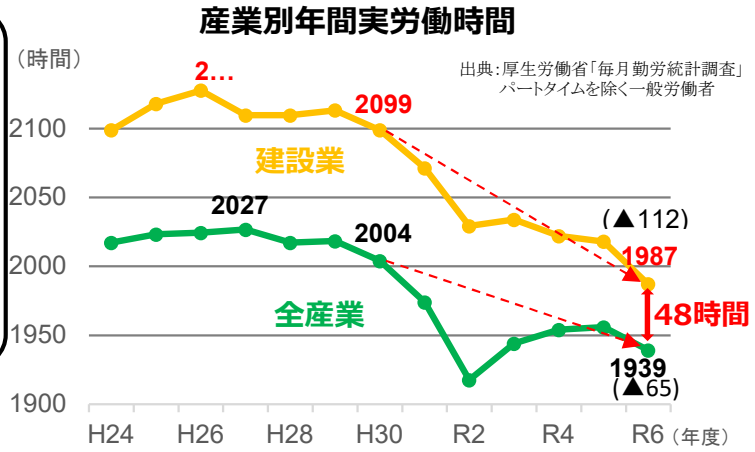
働きかけの対象　国…国・特殊法人等　県…都道府県　市：市区町村　民：民間発注者　建：建設業団体

（６）建設業の働き方改革の取組

国土交通省

○これまでの働き方改革の取組によって、
建設業の**労働時間は他産業よりも大きく減少**したが、**なお高水準**。

○令和６年４月から適用された**時間外労働の上限規制に的確に対応**するとともに、将来にわたって**担い手を確保**していくため、働き方改革に取り組む必要。



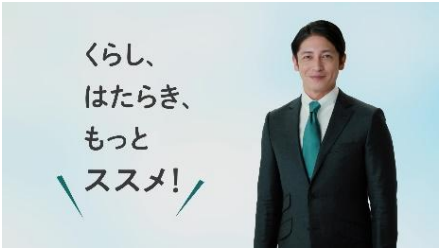
最近の働き方改革の取組

1.規制内容の周知徹底

- リーフレットや会議等で、建設業界、発注者へ周知・要請
- 一般国民にも動画等によって周知・啓発



■建設業者向けリーフレット
（厚生労働省）



■動画による広報
（厚生労働省）

2.公共工事における週休２日工事の対象拡大

〔直轄〕週休２日が定着。他産業と遜色ない多様な働き方を支援

〔都道府県〕原則全工事で週休２日を目指して取組を一層強化

〔市町村〕国と都道府県が連携し全市町村での導入を働きかけ

3．適正な工期設定

- 中央建設業審議会が「工期に関する基準」を策定(R6.3改定)

<改定の主な内容>
○注文者は、時間外労働規制を遵守して行う工期の設定に協力
○自然要因（猛暑日）における不稼働を考慮して工期設定

→ 基準を踏まえた適正工期の設定を自治体・民間発注者へ働きかけ

- 適正な工期の確保、建設業従事者の処遇改善に向け、厚労省と連名で官民発注者に要請
- 建設Gメンが実地調査し、是正指導

4.生産性の向上

- 労働時間削減のノウハウ等を整理した好事例集を作成・横展開
- 建設業従事者が活用可能なICT機器導入支援策の周知・拡大
- 直轄工事における工事関係書類の簡素化

（７）工期に関する基準 改正の概要（令和6年3月）

国土交通省

- 「工期に関する基準」は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である（令和２年７月作成）。
- 令和６年４月からの建設業の時間外労働規制適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、同年３月に同基準を改定。

第１章　総論

（１）背景
（２）建設工事の特徴
（３）**建設工事の請負契約及び工期に関する考え方**
（４）本基準の趣旨
（５）適用範囲
（６）**工期設定における受発注者の責務**

・本基準を踏まえた適正な工期設定は、契約変更でも必要。

・受発注者間のパートナーシップ構築が各々の事業継続上重要。

・受注者は、契約締結の際、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りを提出するよう努める。

・発注者※は、受注者や下請負人が時間外労働規制を遵守できる工期設定に協力し、規制違反を助長しないよう十分留意する。

・発注者※は、受注者から、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りが提出された場合、内容を確認し、尊重する。

※下請契約における注文者も同じ

第２章　工期全般にわたって考慮すべき事項

（１）**自然要因**
（２）**休日・法定外労働時間**
（３）イベント
（４）制約条件
（５）契約方式
（６）関係者との調整
（７）行政への申請
（８）**労働・安全衛生**
（９）工期変更
（１０）その他

・自然要因（猛暑日）における不稼働を考慮して工期設定。

・十分な工期確保や交代勤務制の実施に必要な経費は請負代金の額に反映する。

・勤務間インターバル制度は、安全・健康の確保に有効。

第３章　工程別に考慮すべき事項

（１）**準備**　（２）施工　（３）後片付け

・会社指揮下における現場までの移動時間や、運送業者が物品納入に要する時間も労働時間に含まれ、適切に考慮して工期を設定。

第４章　分野別に考慮すべき事項

（１）住宅・不動産（２）鉄道（３）電力（４）ガス

第５章　働き方改革・生産性向上に向けた取組について

（優良事例集）

・各業界団体の取組事例等を更新。

第６章　その他

（１）著しく短い工期と疑われる場合の対応
（２）**建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応**
（３）基準の見直し

・資材の納入遅延や高騰は、サプライチェーン全体で転嫁する必要。

3. 建設業法改正

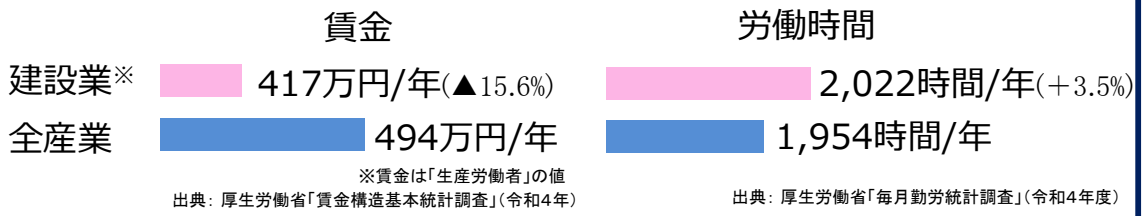
《背景と方向性・概要》
（１）法改正の背景と方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 15
（２）建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（概要）・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 16
《労働者の処遇改善》
（３）処遇改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 17
（４）「著しく低い労務費等」と「不当に低い請負代金」「著しく短い工期」による契約締結禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 18
（５）改正後の建設業法（労務費の基準関係）・・・・・・・・・・・・・・・P. 19
《労務費へのしわ寄せ防止》
（６）資材高騰に伴う労務費のしわ寄せ防止・・・・・・・・・・・・・・・・P. 20
《働き方改革・生産性向上》
（７）働き方改革と生産性向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 21
（８）工期ダンピング対策の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 22
（９）価格転嫁・工期変更協議の円滑化ルールの詳細・・・・・・・・・・・P. 21
（10）公共工事における施工体制台帳提出義務の合理化・・・・・・・・・・P. 24
《その他》
（11）改正建設業法の施行時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 25

（１）法改正の背景と方向性

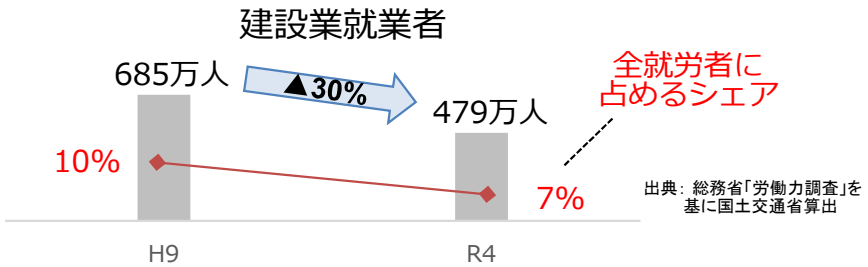
背景

○ **建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長い**

➡ 担い手の確保が困難

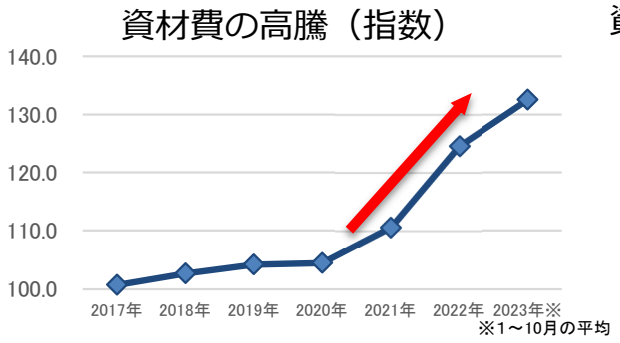


※賃金は「生産労働者」の値
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和4年）
出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」（令和4年度）

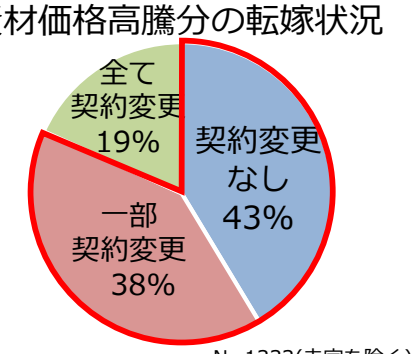


出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

○ **資材高騰分の適切な転嫁が進まず、労務費を圧迫**



出典：一般財団法人建設物価調査会「建設資材物価指数」



N=1333(未定を除く)
出典：国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」（令和4年度）

○ **時間外労働の罰則付き上限規制が適用開始**



方向性

建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性向上に総合的に取り組む。

処遇改善 … 賃金の引上げ

労務費へのしわ寄せ防止 … 資材高騰分の転嫁

＋

働き方改革・生産性向上 … 労働時間の適正化
… 現場管理の効率化

就労状況の改善 → 担い手の確保

【「新4K」の実現】
給与がよい
休日がとれる
希望がもてる
＋ カッコイイ

「地域の守り手」として持続可能な建設業へ

（２）建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（概要）

令和6年法律第49号
令和6年6月14日公布

背景・必要性

・建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。

（参考１） 建設業の賃金と労働時間

	賃金		労働時間	
建設業※	432万円/年	（▲15.0%）	2,018時間/年	（＋3.1%）
全産業	508万円/年		1,956時間/年	

※賃金は「生産労働者」の値
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和5年）　出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」（令和５年度）

（参考２） 建設業就業者数と全産業に占める割合（ ）内

［H9］ 685万人（10.4%） ⇒ ［R5］ 483万人（7.2%）

出典： 総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

・建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。

処遇改善 賃金の引上げ
労務費へのしわ寄せ防止 資材高騰分の転嫁
働き方改革・生産性向上 労働時間の適正化 現場管理の効率化

→ 担い手の確保 → 持続可能な建設業へ

概要

黄色部分：令和７年12月12日施行
それ以外：令和６年施行済

１．労働者の処遇改善

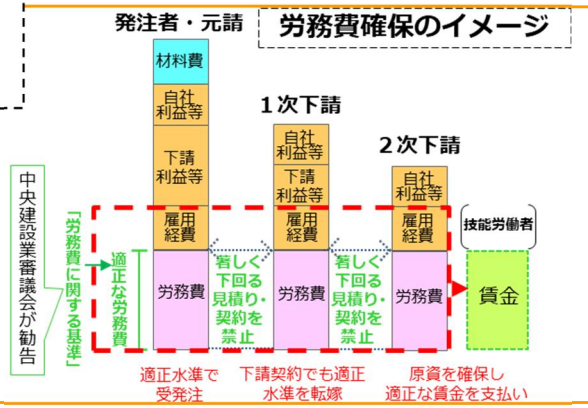
○**労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化**
➡国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告

○**「労務費に関する基準」の勧告**
・中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成・勧告

令和６年施行により中建審に作成権限が付与
→**令和７年12月２日**に作成され、実施が勧告された

○**適正な労務費等の確保と行き渡り**
・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止
➡国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表（違反建設業者には、現行規定により指導監督）

○**原価割れ契約の禁止を受注者にも導入**



２．資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

○**契約前のルール**
・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象（リスク）の情報は、受注者から注文者に提供するよう義務化
・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化

○**契約後のルール**
・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※
※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

３．働き方改革と生産性向上

○**長時間労働の抑制**
・工期ダンピング対策を強化（著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止）

○**ICTを活用した生産性の向上**
・現場技術者に係る専任義務を合理化（例. 遠隔通信の活用）
・国が現場管理の「指針」を作成（例. 元下間でデータ共有）
➡特定建設業者※や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※ 多くの下請業者を使う建設業者
・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化（ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可）


技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示



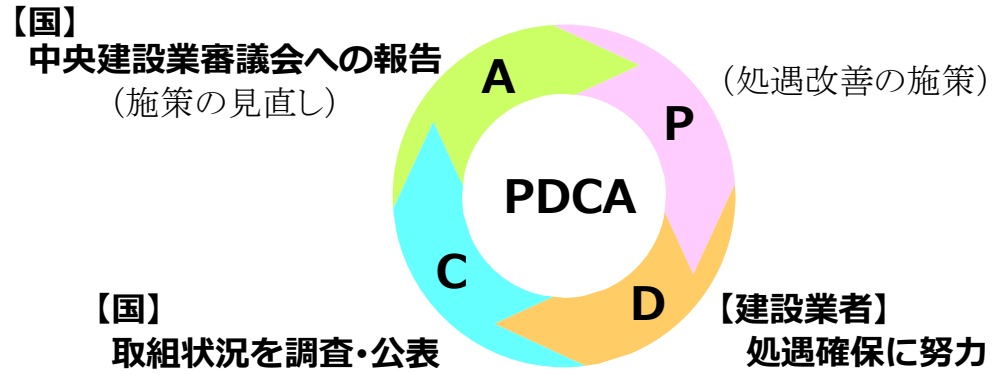
（３）処遇改善

国土交通省

（１）建設業者の責務、取組状況の調査

○ 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務**化

➡ 国は、建設業者の取組状況を**調査・公表**、
中央建設業審議会に**報告**



（２）労務費（賃金原資）の確保と行き渡り

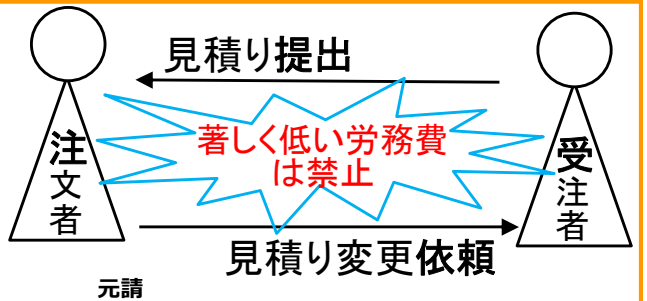
○ 中央建設業審議会が「**労務費の基準**」を作成・**勧告**

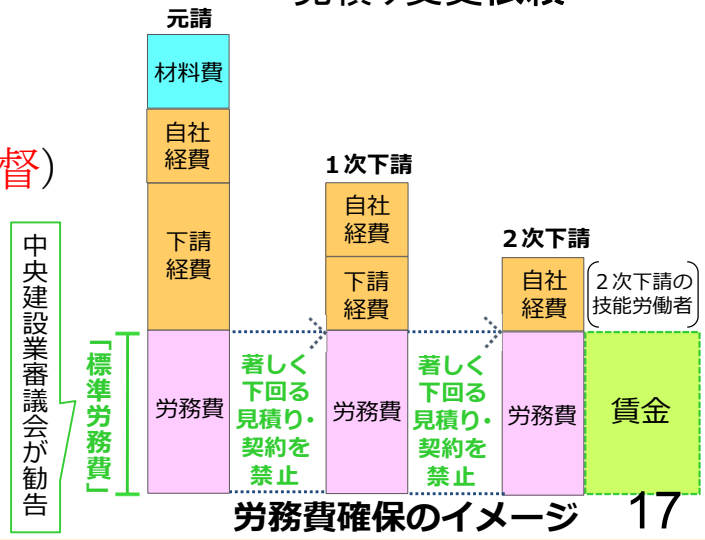
○ **著しく低い労務費**等※による見積り提出(受注者)や見積り変更依頼(注文者)を**禁止**

※ 施工に通常必要な労務費等を著しく下回るもの

➡**違反**して契約した**発注者**には、国土交通大臣等が**勧告・公表**

（違反して契約した建設業者(注文者・受注者とも)には、現規定により、指導・監督）





労務費確保のイメージ

（３）不当に低い請負代金の禁止

○ **総価での原価割れ契約**を**受注者**にも**禁止**

（現行）注文者は、地位を利用して、原価割れ契約をしてはならない。

（4）「著しく低い労務費等」「不当に低い請負代金」「著しく短い工期」による契約締結禁止

国土交通省

中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成・勧告＜R6改正＞

注文者

◆受注者から交付された「材料費等記載見積書」の内容を考慮するよう努力義務＜R6改正＞

◆「材料費等記載見積書」の材料費等について、通常必要と認められる額を著しく下回るような見積り変更依頼を禁止＜R6改正＞

◆取引上の地位を不当利用して、通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約の締結を禁止

◆通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約の締結を禁止

見積り提出

著しく低い材料費等は禁止

見積り変更依頼

契約締結

原価割れ・著しく短い工期が注文者・受注者ともに禁止に

受注者

◆「材料費等記載見積書」を作成するよう努力義務

工事種別ごとの労務費・材料費、「工事従事者による適正な施工確保に不可欠な経費（省令で規定）」を記載した見積書

◆「材料費等記載見積書」の材料費等について、通常必要と認められる額を著しく下回るような見積りを禁止＜R6改正＞

◆正当な理由（省令で規定）がなく、通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約の締結を禁止＜R6改正＞

◆通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約の締結を禁止＜R6改正＞

＜「著しく低い労務費等」による見積り提出・見積り変更依頼を行った場合・・・＞
- 建設業者に対しては国土交通大臣等から**指導・監督処分**
- 発注者に対しては国土交通大臣等から**勧告・公表**

＜「原価に満たない金額」による契約を締結した場合・・・＞
- 受注者である建設業者に対しては国土交通大臣等から**指導・監督処分**／注文者である建設業者に対しては**公取委から措置**
- 公共発注者に対しては国土交通大臣等から**勧告**

＜「著しく短い工期」による契約を締結した場合・・・＞
- 建設業者に対しては国土交通大臣等から**指導・監督処分**
- 発注者に対しては国土交通大臣等から**勧告・公表**

（５）改正後の建設業法（労務費・工期の基準関係）

国土交通省

中央建設業審議会による「労務費の基準」の勧告

（中央建設業審議会の設置等）
第三十四条 （略）
２ 中央建設業審議会は、第二十七条の二十三第三項の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、建設工事の標準請負契約約款、建設工事の工期及び労務費に関する基準、入札の参加者の資格に関する基準並びに予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する基準を作成し、並びにその実施を勧告することができる。
３ （略）

「労務費の基準」を著しく下回る積算見積りや請負契約の禁止、著しく短い工期の禁止

（著しく短い工期の禁止）
第十九条の五 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。
２ 建設業者は、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

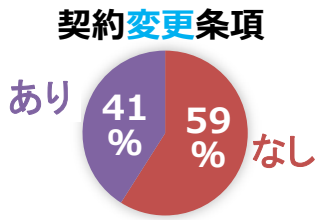
（建設工事の見積り等）
第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際しては、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費及び当該建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの（以下この条において「材料費等」という。）その他当該建設工事の施工のために必要な経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を記載した建設工事の見積書（以下この条において「材料費等記載見積書」という。）を作成するよう努めなければならない。
２ 前項の場合において、材料費等記載見積書に記載する材料費等の額は、当該建設工事を施工するために通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るものであつてはならない。
３ （略）
４ 建設工事の注文者は、建設工事の請負契約を締結するに際しては、当該建設工事に係る材料費等記載見積書の内容を考慮するよう努めるものとし、建設業者は、建設工事の注文者から請求があつたときは、請負契約が成立するまでに、当該材料費等記載見積書を交付しなければならない。
５ （略）
６ 建設工事の注文者は、第四項の規定により材料費等記載見積書を交付した建設業者（建設工事の注文者が同項の請求をしないで第一項の規定により作成された材料費等記載見積書の交付を受けた場合における当該交付をした建設業者を含む。次項において同じ。）に対し、その材料費等の額について当該建設工事を施工するために通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回ることとなるような変更を求めてはならない。
７ 前項の規定に違反した発注者が、同項の求めに応じて変更された見積書の内容に基づき建設業者と請負契約（当該請負契約に係る建設工事を施工するために通常必要と認められる費用の額が政令で定める金額以上であるものに限る。）を締結した場合において、当該建設工事の適正な施工の確保を図るため特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。
８ （略）

（６）資材高騰に伴う労務費のしわ寄せ防止

国土交通省

契約前のルール

○ 資材高騰に伴う**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書**の**法定記載事項**として明確化



（出典）国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」（令和4年度）

契約書

第○条　請負代金の変更方法

- 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
- 変更額は、**協議して定める**。

○ 受注者は、**資材高騰**の「**おそれ情報**」を注文者に**通知**する**義務**



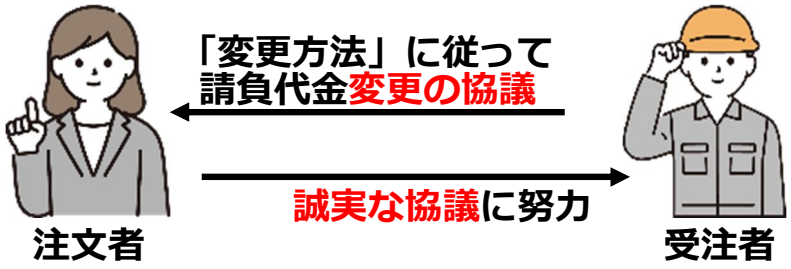
資材高騰等が顕在化したとき

契約後のルール

○ 契約前の通知をした**受注者は**、注文者に請負代金等の**変更を協議できる**。

➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※

※ 公共発注者は、協議に応ずる義務



期待される効果

資材高騰分の転嫁協議が円滑化、労務費へのしわ寄せ防止

（７）働き方改革と生産性向上

国土交通省

（１）働き方改革

① 工期ダンピング※対策を強化

※ 通常必要な工期よりも著しく短い工期による契約
中央建設業審議会が「工期の基準」を作成・勧告

○ 新たに**受注者**にも**禁止**

（現行） 注文者は、工期ダンピングを禁止

(参考) 工期不足の場合の対応

1位 作業員の増員 25%
2位 休日出勤 24%
3位 早出や残業 17%
} **4割超**

（出典）国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」（令和4年度）

➡ **違反した建設業者には、指導・監督**

② 工期変更の協議円滑化

契約前

○ 受注者は、**資材の入手困難**等の「**おそれ情報**」を注文者に**通知**する**義務**

（注）不可抗力に伴う工期変更は、契約書の法定記載事項（現行）

契約後

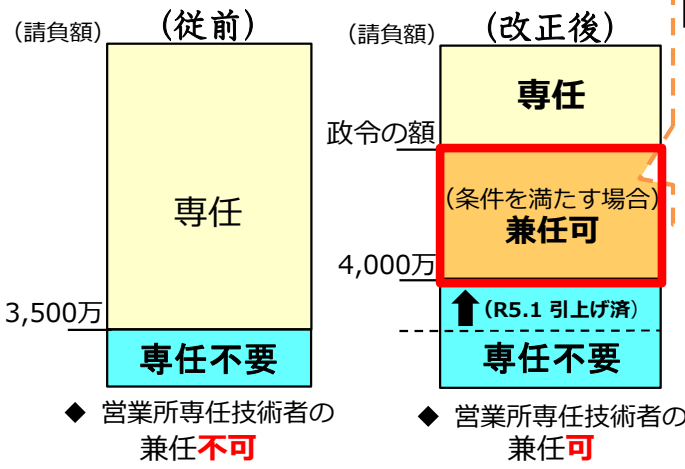
○ 上記通知をした**受注者は**、注文者に工期の**変更を協議できる**。

➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※

※ 公共発注者は、協議に応ずる義務

（２）生産性向上

① 現場技術者の専任義務の合理化



◆ 営業所専任技術者の兼任**不可**

◆ 営業所専任技術者の兼任**可**

【主な条件】
- 兼任する現場間移動が容易
- ICTを活用し遠隔からの現場確認が可能
- 兼任する現場数は一定以下

<例> 遠隔施工管理



（注）請負額の基準額は、建築一式工事にあっては2倍の額

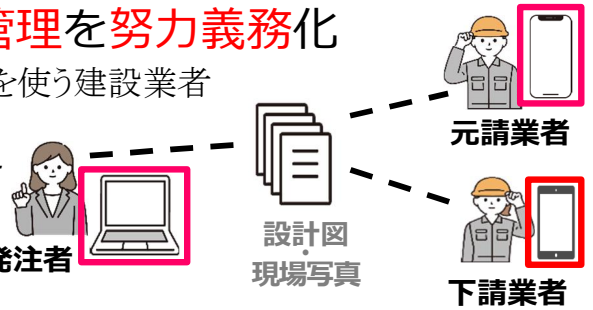
② ICTを活用した現場管理の効率化

○ 国が現場管理の「指針」を作成

➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に対し、効率的な現場管理を努力義務化

※多くの下請け業者を使う建設業者

<例> 元下間のデータ共有



○ 公共発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化

（ICT活用で確認できれば書面による提出は不要に）

（８）工期ダンピング対策の強化

国土交通省

中央建設業審議会が「工期に関する基準」を作成・勧告

注文者

◆受注者の交付した材料費等記載見積書の内容を考慮するよう努力義務 **<R6改正>**

◆工期に影響を及ぼす事象で認識しているものは契約締結までに通知する義務【現行規定】
Ex)地盤沈下、土壌汚染等に関する情報

◆受注者から事前通知に基づく工期変更の協議のあった場合に誠実に応諾努力 **<R6改正>**

◆工事を施工しない日や時間帯の定めをする時はは契約書面に明記【現行規定】

◆通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約の締結を禁止【現行規定】

受注者

◆材料費等記載見積書（工程ごとの作業及び準備の日数の記載が必須）を作成するよう努力義務 **<R6改正>**

◆工期に影響を及ぼす事象で認識しているものは契約締結までに通知する義務 **<R6改正>**
Ex)主要資材価格高騰、資材納入遅延等に関する情報

◆工期に影響を及ぼす事象が発生したときには工期変更の協議を提案可 **<R6改正>**

◆工事を施工しない日や時間帯の定めをする時はは契約書面に明記【現行規定】

◆通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約の締結を禁止 **<R6改正>**

<「著しく短い工期」で請負契約を締結した場合・・・>

- 発注者に対しては国土交通大臣等から**勧告・公表**
- 建設業者（注文者・受注者ともに）に対しては国土交通大臣等から**指導・監督処分**

（９）価格転嫁・工期変更協議の円滑化ルールの詳細

国土交通省

令和６年12月からの施行に際して、制度運用上の留意点をとりまとめたガイドライン*を公表

*建設業法令遵守ガイドライン　*発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン

【契約前】

契約書（イメージ）
第○条　請負代金の変更方法
- 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
- 変更額は、**協議して定める**。協議に当たっては、**工事に係る価格等の変動の内容その他の事情等を考慮**する。



注文者

「資材高騰等のおそれ」
通知する義務



受注者

資材高騰等が顕在化したとき

【契約後】



注文者

「変更方法」に従って
請負代金**変更の協議**

誠実な協議の努力



受注者

なお、事前通知がなかったことのみでは、
協議を拒む理由にはならない
⇒契約上の「変更方法」に基づき適切に協議

請負代金等の「変更方法」を契約書の法定記載事項に

「**契約変更を認めない**」契約も、契約書の法定記載事項として**認められない**

おそれ情報の通知（受注者）

契約前に、**資材高騰等のリスクを**注文者・受注者の**双方**が**共有**
⇒契約後、実際に発生した場合の変更協議を円滑化

【「おそれ」情報の具体的内容】

天災などの自然的又は人為的な事象により生じる、
- **主要な資機材**の**供給の不足**／**遅延**又は**資機材**の**価格の高騰**
- 特定の工種における**労務の供給の不足**又は**価格の高騰**

※契約時に未発生の自然的事象に起因する事象については、発生の蓋然性を合理的に説明できる場合を除き事前に予測することは困難と考えられることから、通知が義務づけられる情報とは想定しがたい。

【「おそれ」情報の通知方法】

- 受注者の通常の事業活動において把握できる、**一定の客観性を有する統計資料等**に裏付けられた情報が根拠

※国や業界団体の統計資料、報道記事、下請業者・資材業者の記者発表など

- **書面**又はメール等の**電磁的方法**により、**見積書交付等**のタイミングで通知

誠実協議（注文者）

注文者は、受注者の協議申出に対して、協議のテーブルに着いたうえで、変更可否について説明する必要

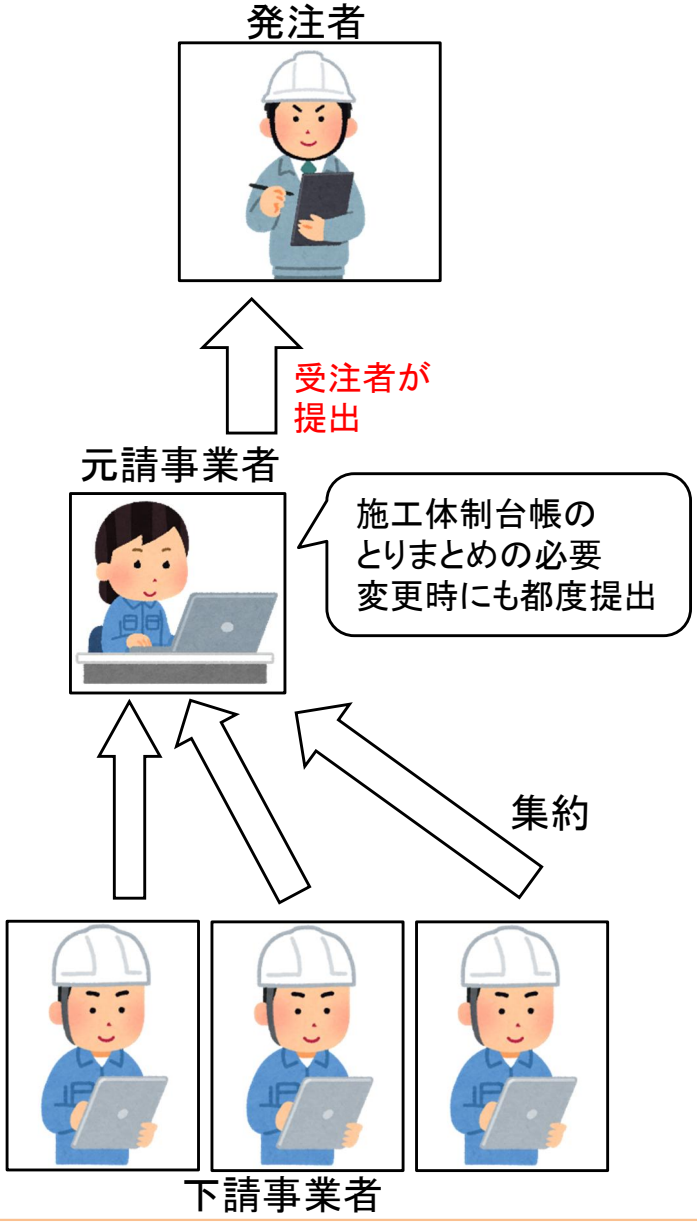
【「誠実」に協議に応じていないと思われる例】

- 協議の開始自体を正当な理由なく**拒絶**
- 協議の申出後、合理的な期間以上に協議開始を**あえて遅延**
- 受注者の主張を一方的に否定or十分に聞き取らずに**協議を打ち切る**

（10）公共工事における施工体制台帳提出義務の合理化（入契法第15条第２項の改正）

○ 入契法上、義務とされている公共工事における施工体制台帳の写しの提出について、システム等で直接発注者が施工体制を参照できる場合には、提出義務を免除

これまでの施工体制台帳等の扱い



＜現行制度＞
公共工事においては、規模にかかわらず、受注者が下請契約を締結する場合、
①施工体制台帳の作成
②施工体制台帳の写しの発注者への提出
が義務とされている

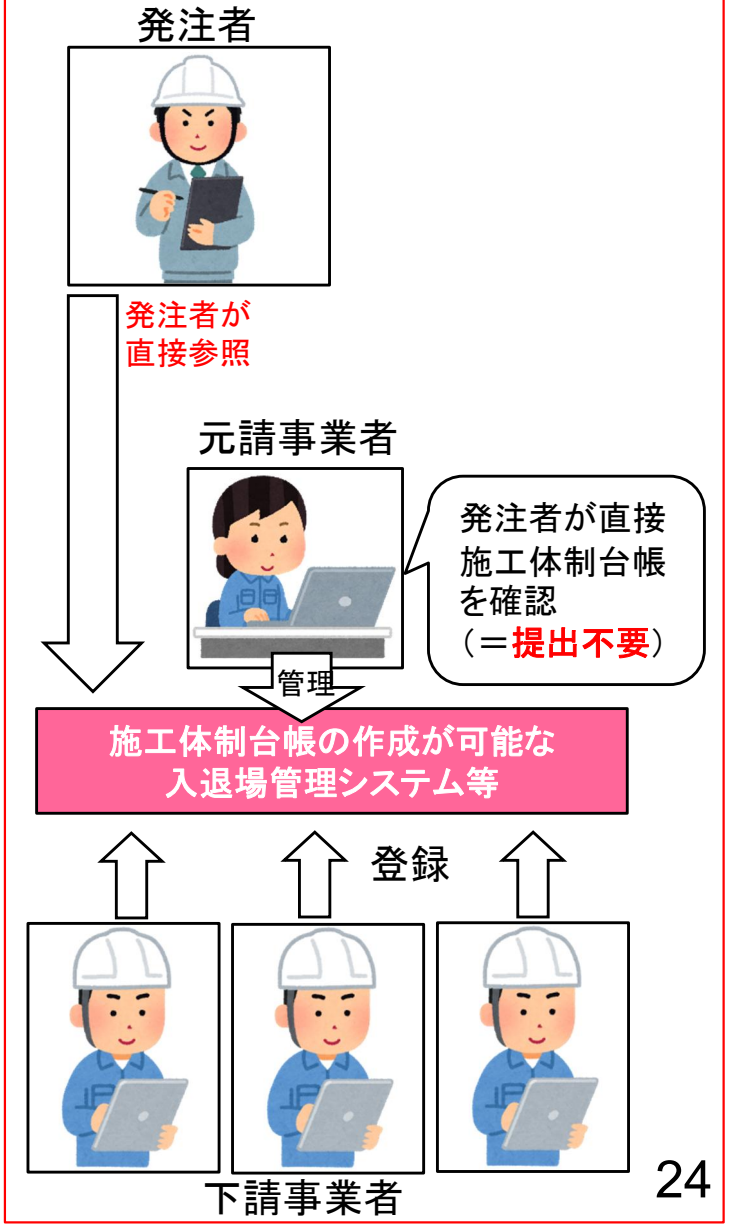
＜制度見直しの背景＞
元請企業の技術者は、日中の現場監督業務ののち、夜間に工事書類作成業務を行うため、残業時間が多い傾向

⇒元請企業の技術者の負担を軽減し、建設業の働き方改革を推進する必要

法改正により提出義務を緩和

＜見直し後の提出義務について＞
・提出義務は存置
・ただし、システムを活用して発注者が施工体制を確認することができる措置を講じている場合は、提出不要とする
（※措置は国土交通省令で規定予定）

改正後



4. 建設業法令遵守
（取引の適正化について）

1-1 見積条件の提示（見積依頼）

注文者が行う見積依頼は、工事内容、工期等の契約内容をできる限り具体的に提示して行わなければなりません



建設業法 第20条第3項
（令和六年法律第四十九号）

1-2 材料費、労務費等必要経費を記載した見積り

R6改正

工事の種別ごとの材料費・労務費等、工事の施工に必要な経費の内訳、工程ごとの作業、準備に必要な日数を記載した見積書（材料費等記載見積書）を作成するよう努めなければなりません



受注者

○受注者側

作成する見積は工事を施工するために**通常必要と認められる材料費・労務費等の額を著しく下回るものであってはならない**

※今後「労務費の基準」が示される予定

○注文者側

見積書の内容を**考慮するよう努める**

通常必要と認められる材料費・労務費等の額を著しく下回るような変更を求めてはならない

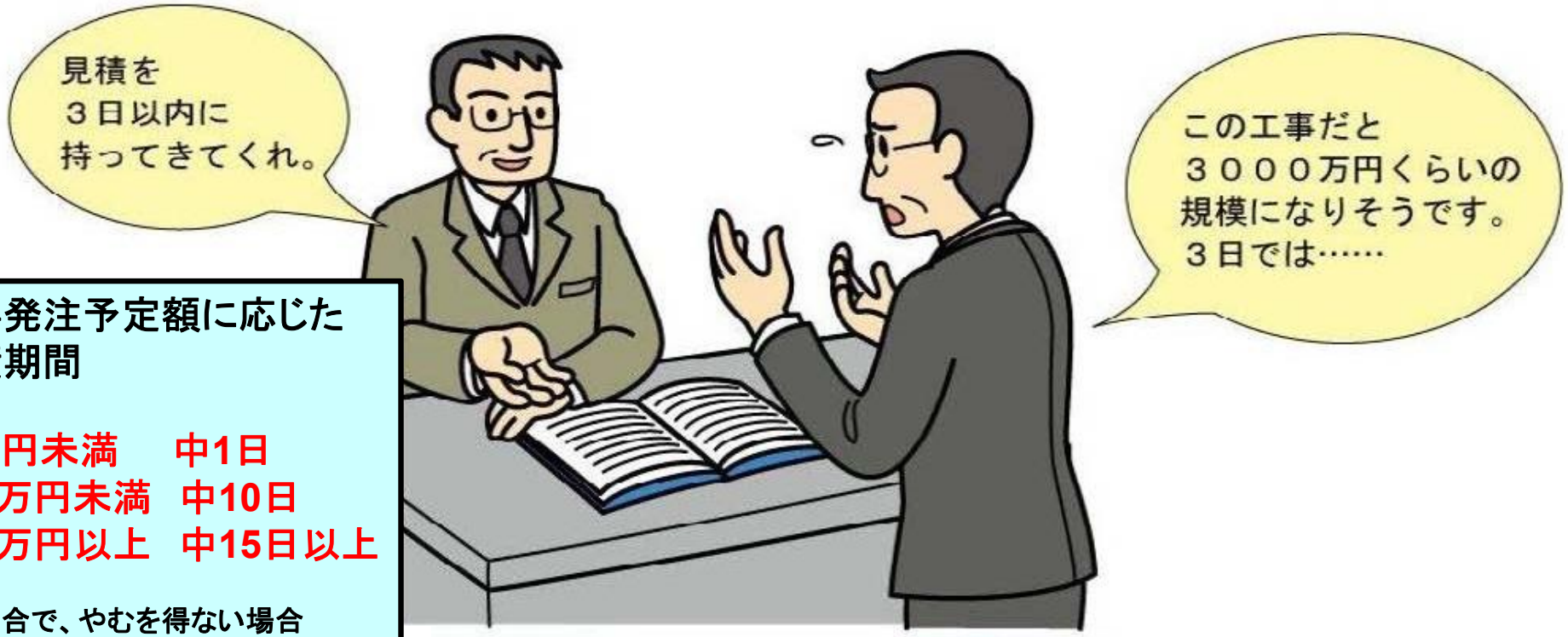
○国土交通省または知事

違反した発注者に**勧告・公表**することができる

建設業法 第20条第1項、第2項、第4項、第6項、第7項
（令和六年法律第四十九号）

1-3 適正な見積期間の設定

注文者は、受注者が見積もりを行うに足りる期間を設けなければなりません



下請工事発注予定額に応じた必要見積期間

① 500万円未満　　中1日
② 5,000万円未満　中10日
③ 5,000万円以上　中15日以上

※ ②③の場合で、やむを得ない場合には短縮可能

建設業法 第20条第3項
（令和六年法律第四十九号）

1-4 工期等に影響を及ぼす事象に関する通知①

契約締結前

注文者は、事前に知り得た工期や請負代金額に影響を及ぼすおそれについて、契約締結前までに通知しなければなりません

R6改正 受注者は、事前に知り得た資材供給の著しい減少、資材価格の高騰その他、工期や請負代金の額に影響を及ぼすおそれについて、契約締結前までに通知しなければなりません



建設業法 第20条の2　第1項、第2項（令和六年法律第四十九号）

1-5 工期等に影響を及ぼす事象に関する通知②

契約締結後

R6改正 工期等に影響を及ぼす事象を通知した受注者は、請負契約の締結後に事象が発生した場合には、注文者に対して協議を申し出ることができます

R6改正 協議の申し出を受けた注文者は、誠実に協議に応ずるよう努めなければなりません



建設業法 第20条の2　第3項、第4項（令和六年法律第四十九号）

2-1 書面による契約締結

請負契約の締結に当たっては、契約の内容を明示した書面を作成し、
相互に交付しなければなりません



建設業法 第18条、第19条第1項（令和六年法律第四十九号）

電子契約の技術的基準について（第19条第3項）

国土交通省

○　請負契約の締結に当たっては、書面による相互交付に代えて、情報通信技術を利用することも可能（第19条第３項）。具体的には、電子メール、ファイル転送サービス、クラウドサービス、コンパクトディスクが認められている。
○　これら情報通信技術を利用する場合の技術的基準として、書面による契約の場合には（当たり前に）担保されていた「原本性」「見読性」「本人性」の３点が規定されている（施行規則第13条の４第２項）。

＜書面の契約で担保される要素と電子契約の基準の対応について＞

書面による契約の場合	電子による契約の場合
○書面の相互交付 →①改ざんした場合には、痕跡が書面に残る（原本性）	①ファイルに記録された契約事項等について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること
→②書面によるため物体として保存され、いつでも目視で確認が可能（見読性）	②契約の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること
○署名又は記名・押印 →③契約が真正に成立したことを担保（本人性）	③契約の相手方が本人であることを確認するための措置を講じていること

2-2 契約書に記載すべき事項①

契約書面には、建設業法で定める一定の事項（15項目）を記載することが必要です



建設業法 第19条第1項（令和六年法律第四十九号）

契約書に記載しておかなければならない重要事項15項目

国土交通省

契約内容をあらかじめ書面で明確にすることで、請負代金、施工範囲等に係る紛争を未然に防ぐことが目的です。
請負契約の締結に当たっては、契約の内容となる一定の重要事項を明示した適正な契約書を作成し、下請工事着工前までに署名又は記名押印して相互に交付しなければなりません。建設業法では以下の**15項目**を満たしていなければなりません。（建設業法 第19条参照）

①工事内容
②請負代金の額
③工事着手の時期及び工事完成の時期
④工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
⑤請負代金の全部又は一部の前払金又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
⑥当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
⑦天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
⑧価格等の変動若しくは変更に基づく工事内容の変更または請負代金の額の変更及びその**額の算定方法に関する定め**

R6改正

⑨工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
⑩注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
⑪注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
⑫工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
⑬工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
⑭各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
⑮契約に関する紛争の解決方法

建設リサイクル法対象工事の場合は、以下の４項目を書面で記載しなければなりません。
①分別解体の方法　②解体工事に要する費用　③再資源化するための施設の名称及び所在地　④再資源化等に要する費用

書面での契約締結方法

公共工事・民間工事ともに契約内容を以下のいずれかの書面で作成します。

①	請　負　契　約　書		
②	注文書・請書	＋	基本契約書
③	注文書・請書	＋	基本契約約款

2-3 契約書に記載すべき事項②

R6改正

契約書には、価格等の変動又は変更に基づく工事内容の変更または請負代金の額の変更及びその額の算定方法に関する定めを記載しなければなりません



契約書（イメージ）

第○条　請負代金の**変更方法**

- …材料価格に著しい変動を生じたときは、相手方に対してその理由を明示して必要と認められる**請負代金額の変更を求めることができる**。
- 変更額は、**協議して定める**。…

建設業法 第19条第1項第8号（令和六年法律第四十九号）

2-4 追加・変更契約について

追加工事等の発生により、当初の請負契約書に掲げる事項を変更するときは、着工前に書面による契約変更が必要です



建設業法 第19条第2項（令和六年法律第四十九号）

3 著しく短い工期の禁止

注文者は、通常必要と認められる期間に比べて、著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはなりません

R6改正 受注者は、通常必要と認められる期間に比べて、著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはなりません



※「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」とは、単に定量的に短い期間を指すのではなく、建設工事において適正な工期を確保するための基準として作成された「工期に関する基準」等に照らして不適正に短く設定された期間をいいます。

建設業法　第19条の5
第1項、第2項
（令和六年法律第四十九号）

4 不当に低い請負代金の禁止

注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用し、通常必要と認められる原価に満たない金額で請負契約を締結してはなりません

R6改正

受注者は、正当な理由がある場合を除き、通常必要と認められる原価に満たない金額で請負契約を締結してはなりません



直接工事費のほか、間接工事費、一般管理費（法定福利費含む）等、通常必要と認める原価を見込んだ金額での協議を！

建設業法 第19条の3
（令和六年法律第四十九号）

5 不当な使用資材等の購入強制の禁止

下請契約の締結後に、自己の取引上の地位を不当に利用して、使用資材等又はこれらの購入先を指定して下請負人の利益を害してはなりません



建設業法 第19条の4
（令和六年法律第四十九号）

6 やり直し工事について

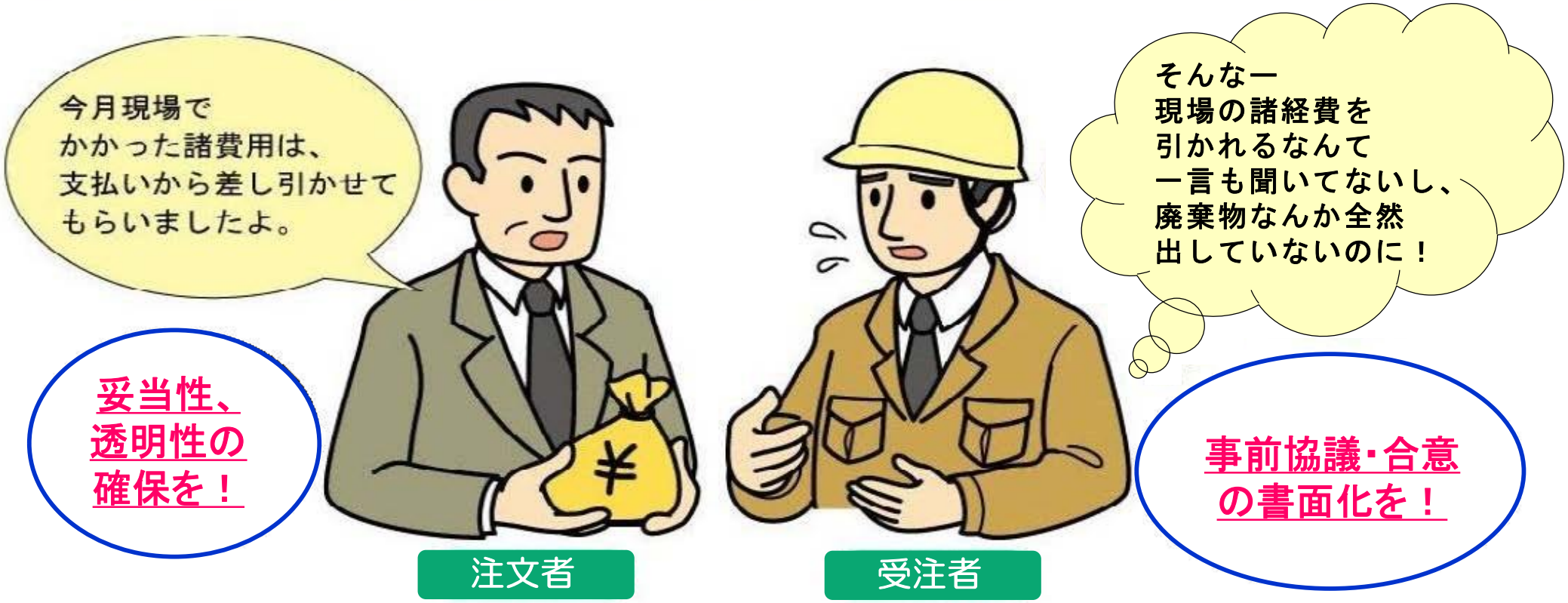
下請工事の施工後に、注文者が受注者に対して工事のやり直しを依頼する場合にあっては、当事者間で十分な協議を行う必要があります



建設業法 第18条、第19条第2項、第19条の3
（令和六年法律第四十九号）

7 赤伝処理について

元下双方の協議・合意が必要であるとともに、元請負人はその内容や差引額の算定根拠について見積条件や契約書に明示しなければなりません



建設業法 第18条、第19条、第19条の3、第20条第4項
（令和六年法律第四十九号）

8 下請代金の支払い

注文者から代金の支払いを受けた元請請負人は、下請負人に対して、１ヶ月以内に、かつ、出来るだけ早く、請負代金を支払わなければなりません

特定建設業者が元請負人である場合、工事目的物の引渡の申し出があってから50日以内に、かつ出来るだけ早く、請負代金を支払わなければなりません



建設業法 第24条の3、第24条の6（令和六年法律第四十九号）

【もっと詳しく】検査・引渡・下請代金の支払フロー

国土交通省

下請工事完成

↓

下請負人からの
工事完成通知

↓

下請工事に対する
完成検査

↓

工事目的物の
引渡しの申出

↓

工事目的物の
引渡しを受ける

↓

下請負人からの
代金請求

↓

下請代金の支払

完成通知を受けてから20日以内で、できるだけ短い期間内に検査を行う

検査結果に基づく修補等

支 払 期 日

注）支払期日の定めがなければ、引渡し申出日が支払期日となる。

下請負人が引渡の申出をしたときは、**直ちに**工事目的の引き渡しを受ける

下請代金の支払いは、下請負人が引渡しの申出をした日から**５０日以内**で、できる限り短い期間内に行う。

支 払 期 日



９　下請代金のうち労務費に相当する部分の現金払

下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければなりません

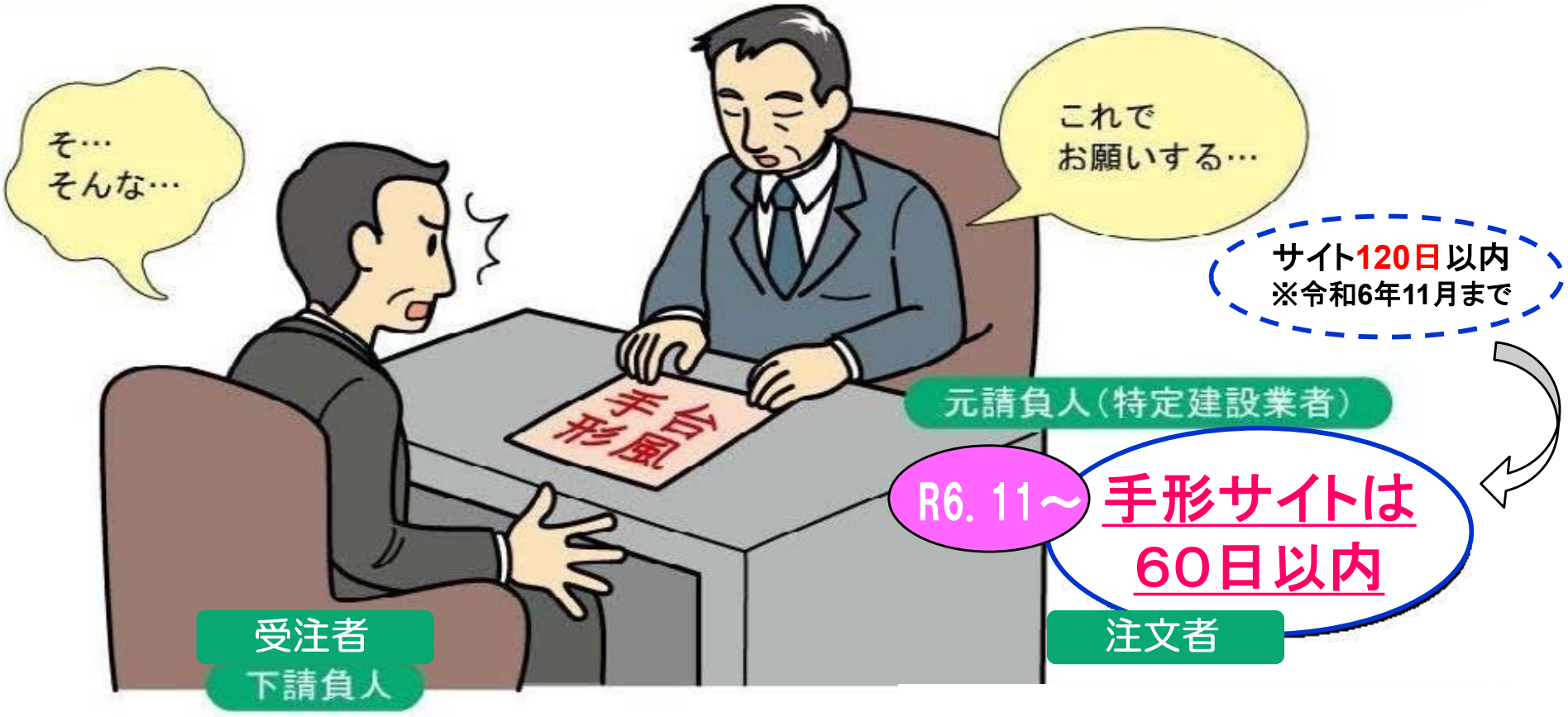
現金の範囲については、銀行振込等、現金と同様に扱われているものについても含まれます。



建設業法 第24条の3第2項（令和六年法律第四十九号）

10 割引困難な手形での支払い

特定建設業者は、下請代金の支払を一般の金融機関による割引を受けることが困難と認められる手形により行ってはなりません



建設業法 第24条の6第3項（令和六年法律第四十九号）

11 不利益取扱いの禁止

元請負人が下請負人に対して、下請負人が許可行政庁等に通報を行ったことを理由に、当該下請負人に対して取引の停止などの不利益な取扱いをしてはなりません



元請負人が下記のいずれかに違反する行為

- 不当に低い請負代金の禁止（第１９条の３第1項）
- 不当な使用資材等の購入強制の禁止（第１９条の４）
- 下請代金の期間内の支払い義務（第２４条の３第１項）
- 期間内の検査及び引渡しを受ける義務（第２４条の４）
- 特定建設業者の下請代金の支払い義務（第２４条の６第３項、第４項）

建設業法 第24条の5
（令和六年法律第四十九号）

12 帳簿の備付け・保存及び営業に関する図書の保存

建設業者は営業所ごとに、営業に関する事項を記録した帳簿を備え、保存しなければなりません



保存期間　5年

※発注者から直接請け負った新築住宅建設に係るものは10年

※発注者から直接請け負った元請業者には、以下の図書について10年の保存を義務付け
- 完成図書
- 発注者との打合記録
- 施工体系図

建設業法 第40条の3
（令和六年法律第四十九号）

令和8年度　中部地方整備局 建設業法令遵守推進本部の活動方針

国土交通省

活動趣旨

建設業法令遵守推進本部は、平成19年度創設以来、元請負人と下請負人の対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、建設業における法令遵守に関する各種取組を行っている。

具体的方針

1．法令違反疑義情報の収集

相談通報窓口である「駆け込みホットライン」や「建設業フォローアップ相談ダイヤル」を周知する。
通報時の対応として、通報者が被通報者により特定されて不利益な取り扱いを受けることがないよう、秘密保持を徹底したうえで、調査等の方法を工夫するなど、通報者を保護するために必要な取り組みを行う。

2．報告徴収及び立入検査の実施

違反のおそれを把握した建設業者等を中心に、報告徴収及び強制力のある立入検査を機動的に実施する。
立入検査等に合わせて、対象企業に対し、建設業の法令遵守及び改正建設業法の更なる周知を図る。

3．関係機関との連携

（1）各県労働局や労働基準監督署との連携による、発注者等に対する適正な工期の設定に向けた働きかけを実施する。
（2）公共発注者からの「労務費ダンピング調査」による情報提供を建設Ｇメン調査等の端緒として活用することや労働関係法令や独占禁止法などに違反する疑いが確認された際は、関係機関へ情報提供するなどの連携を図る。
（3）不良・不適格業者に対しては、速やかな情報共有、合同による立入検査の実施等について、各県の建設業許可部局等との間で連携・協力し対応する。

4．建設業取引適正化推進月間

11月を「建設業取引適正化推進月間」と位置付け、法令遵守に向けた普及啓発を重点的に実施する。
建設Ｇメンにおいても、同期間を「集中月間」と位置付け、とりわけ重点的な取組を行う。

5．その他

（1）元請下請間のトラブルや苦情相談等に応じる「建設業取引適正化センター」の周知。
（2）建設関係団体との情報・意見交換や団体による研修会などを活用した、建設業法の遵守徹底と周知啓発。
（3）建設キャリアアップシステムや建設業退職金共済制度の普及に向けた周知。
（4）物資の流通の効率化に関する法律における特定荷主等に関する手続等の規定など、建設業法以外の建設工事の施工に関わる法令において建設業者にも適用される制度改正等があった場合の必要な周知。
（5）規制逃れを目的とした一人親方対策として、元請負人は、全ての下請負人に対して、一人親方との再下請負通知書や請負契約書の提出を求めるなど法令遵守の周知。
（6）免税事業者である下請負人との取引において、消費税相当額を一方的に減額することは建設業法や独占禁止法上問題になることや消費税相当額の取引価格への反映の必要性等について十分に協議を行うことなどに　ついて周知。

令和8年度　中部地方整備局 建設業法令遵守推進本部の活動方針

国土交通省

具体的方針

建設Ｇメンによる調査等

「下請取引等実態調査」や「駆け込みホットライン」などから得られた情報を端緒とし、特に労働者の処遇改善や働き方改革の推進に影響を与える請負契約の法律違反の疑いについては、情報提供者及びその取引相手方に対して、「建設工事の請負契約の締結の状況」の調査等を実施し、不適正な取引行為が確認された場合は、改善指導等を行うことにより、取引の適正化を図る。

そのうえで、許可行政庁による立入検査や指導監督が必要と判断した場合は、指導結果について当該各県へ情報共有するなど、建設業法の遵守徹底が図られるために必要な取り組みを行う。

（１）**適正な請負代金・労務費の確保**

・当初見積書及び最終見積書における労務費等の見積額を比較し減額が生じている場合、乖離状況やその原因
・特に、「労務費に関する基準」において、適正な労務費の額を著しく下回る、またはそのおそれがある場合は、乖離状況や注文者との協議状況
・コミットメント条項を含めた請負契約書を取り交わしている場合、適正な労務費の見積のやりとりを行っているかその履行状況の確認

（２）**適切な契約締結**

・建設業法第19条に規定された必要事項が記載された書面による請負契約の締結がされているか
・労務費へのしわ寄せ防止のため、資材価格高騰による価格転嫁協議に係る契約変更方法に関する条項が記載されているか　等

（３）**適正な工期の設定**

・「工期に関する基準」に基づき、休日が確保された工期となるよう、建設業者が工期の見積を適正におこなっているか
・労働基準法に抵触するような長時間労働の事案について、労働基準監督署との連携・情報共有　等

（４）**適切な価格転嫁**

・注文者・受注者双方が、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に示された行動を適切にとっているか
・契約変更方法の条項が含まれた請負契約締結の指導
・受注者による資材価格高騰等の契約締結前におけるおそれ情報の通知、受注者からの変更協議の申出状況、申出を踏まえた注文者の変更協議への対応状況　等

（５）**適正な下請代金の支払い**

・労務費相当部分の現金払いの配慮
・労務費以外で手形払いとを行っている場合、手形の期間が６０日を超える「割引困難な手形」となっていないか
・下請代金の支払に手形を利用している場合、手形の割引料等のコストを一方的に下請負人の負担としていないか
・振込手数の取扱いについて、下請負人が負担することがないよう受託中小企業振興法に基づく振興基準を踏まえた改善指導

監督行政庁による建設業者への指導・監督

国土交通省

指導・助言・勧告

監督行政庁が建設工事の適正な施工と建設業の健全な発達を図るために、必要に応じて是正等を求める行為です。

指　示

建設業者が建設業法に違反すると、監督行政庁による指示の対象になります。指示とは、法令違反や不適正な事実の是正、再発防止のため建設業者が具体的にとるべき措置を監督行政庁が命令するものです。

営業の停止

建設業者が指示処分に従わないときには、監督行政庁による営業停止の対象になります。一括下請負禁止規定の違反や独占禁止法、刑法などの他の法令に違反した場合などには、指示なしで直接営業の停止を命じられることがあります。営業の停止期間は１年以内で監督行政庁が判断して決定します。

許可の取消し

不正手段で建設業の許可を受けたり、営業の停止に違反して営業したりすると監督行政庁によって、建設業の許可の取消しがなされます。一括下請負禁止規定の違反や独占禁止法、刑法などの他の法令に違反した場合などで、情状が特に重いと判断されると指示や営業の停止が命じられることなく、許可の取消しとなります。

5. その他

（１）手形による下請代金の支払・・・・・・・・・・・・・・・・P. 52

（２）建設キャリアアップシステム・・・・・・・・・・・・・・・P. 54

（３）建設業に関する各種相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・P. 59

（１）手形による下請代金の支払

手形による下請代金の支払について

国土交通省

1. 手形サイトに関するルール

- 特定建設業者が注文者となった下請契約（当該下請契約の下請負人が資本金4000万円未満の一般建設業者であるものに限る。）に係る下請代金の支払については、一般の金融機関による「割引を受けることが困難であると認められる手形」を交付してはならない。【建設業法第24条の6第3項】
- 特定建設業者が、手形サイトが60日を超える手形を交付した場合、上記の「割引を受けることが困難である手形」と認められる場合があり、その場合には建設業法第24条の6第3項違反となる。

手形サイト：手形の交付日から支払期日までの期間のこと

2. 手形サイトの短縮等に向けた政府の取組

- 「手形等のサイトの短縮について」（令和6年9月27日 20240913中庁第4号・公取企第283号（通知））
 - 令和6年 11 月1日以降、親事業者が下請代金の支払手段として、手形等のサイトが 60 日を超える長期の手形等を交付した場合、下請代金支払遅延等防止法（「下請法」）で禁止されている「割引困難な手形の交付」等に該当するおそれがあるとして、その親事業者に対し、指導する方針を公表。
- 「成長戦略実行計画」（令和3年6月18日閣議決定）
 - 令和8年の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する旨、閣議決定。

留意点

- **「割引困難な手形」等になるおそれのある期間を60日以内に変更かつ、できる限り短い期間となるよう留意。**
- **令和8年の約束手形の利用の廃止に向け、現金払い化を促進するよう留意。**

（２）建設キャリアアップシステム

建設キャリアアップシステム（CCUS）の目的

国土交通省
本省講演資料より抜粋

目的

技能者の処遇

「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積し、 技能・経験に応じた適切な処遇につなげようとするもの

人材確保

技能者の技能・経験に応じた処遇改善を進めることで、①若い世代がキャリアパスの見通しをもて 、②技能者を雇用し育成する企業に人が集まる建設業を目指す

生産性向上

また、社会保険加入の確認や施工体制の確認などの現場管理を効率化し、生産性向上を目指す

<建設キャリアアップシステムの概要>

技能者・事業者の事前登録

【技能者情報】
・本人情報
・保有資格
・社会保険加入　等



技能者にカードを交付

就業履歴の蓄積

工事情報を登録し、
カードリーダーを設置



技能者が現場入場の際に
カードタッチで履歴を蓄積



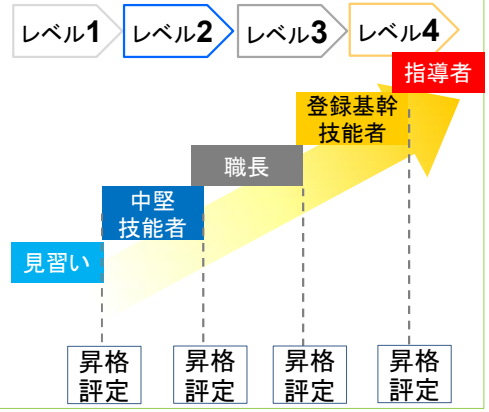
能力評価の実施

経験や資格に応じたレベル判定



経験・技能に応じた処遇

レベルに応じた賃金支払い



現場管理での活用

社会保険加入の確認、施工体制台帳の作成 など

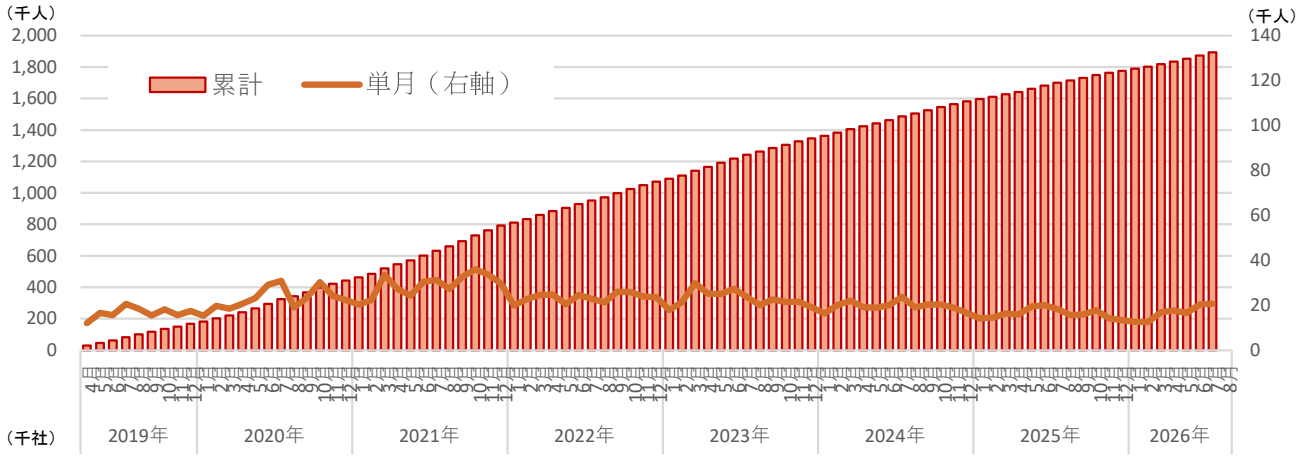
建設キャリアアップシステムの利用状況（2026年8月末）

国土交通省

技能者の登録数

190万人が登録

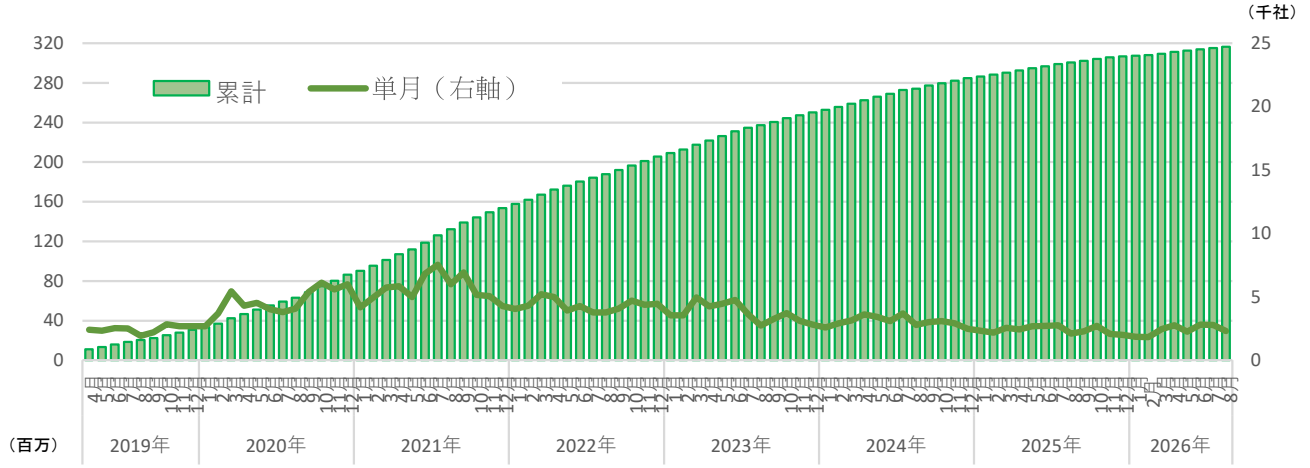
※労働力調査（R7）における建設業技能者数：296万人



事業者の登録数

31.6万社が登録

※うち一人親方は11.0万社

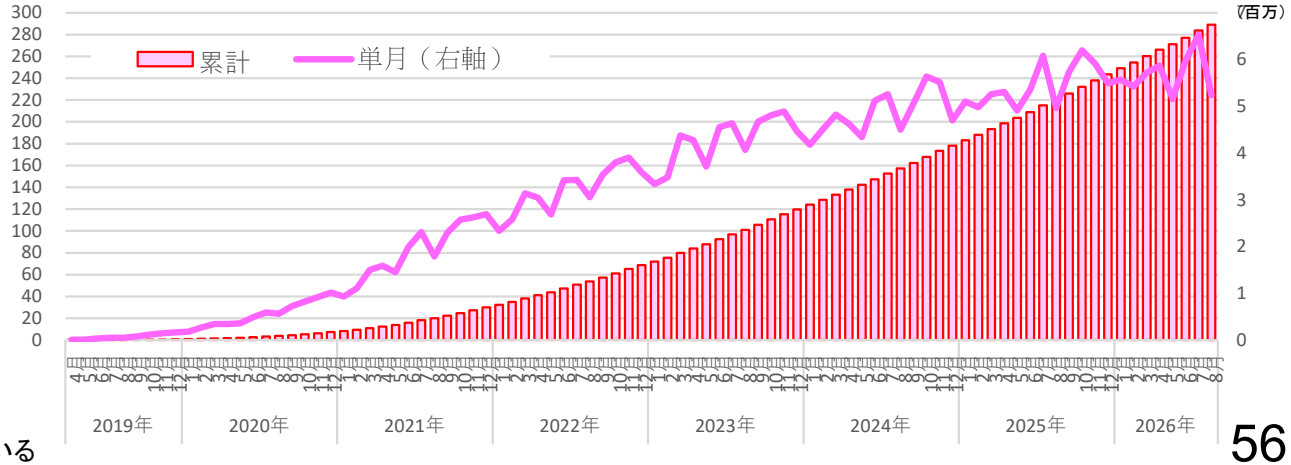


就業履歴数

現場での利用は増加傾向

累積就業履歴数　28,800万突破

※8月は523万履歴を蓄積



出所：建設業振興基金データより国土交通省

※事業者の登録数は、有効期限の更新をしなかった事業者の数を差し引いている

建設業政策における建設キャリアアップシステムの位置づけ・利活用

国土交通省
本省講演資料より抜粋

■ CCUSを取り巻く環境は、１．第３次・担い手三法の施行、２．育成就労制度の導入、３．建退共制度の見直しにより、**本格運用開始以来の大変革期**を迎えている。

■ CCUS**能力評価の位置付けは大幅に強化**され、**業界共通のインフラ**としての役割はより一層重要に。

建設キャリアアップシステム（CCUS）







１．第３次・担い手三法の施行

○建設業者に対し、労働者の**知識、技能等の評価に基づく賃金支払い**等を行うことを努力義務化

労務費に関する基準

①「CCUSレベル別年収」

○「目標値」と「標準値」の２つの水準の値を設定
○「目標値」を**適正な賃金としての支払いを推奨**
○「標準値」を下回る支払いは、労務費のダンピングの恐れがないか重点的に確認



②「自主宣言制度」

○ **CCUS活用**が必須項目の１つ
○ 雇用する**技能者のCCUS詳細登録**が必須
○ 自主宣言を行うことで経審において加点



２．育成就労制度の導入

○ 育成就労も、**企業はCCUSを登録、労働者はCCUSに登録していることが必須**

○ 技能実習に比べ、**キャリアパスとしての活用**がより重要に

○ 「外国人就労管理システム」、入管庁の「在留情報」と**CCUSを連携**

３．建退共制度の見直し

○ 建退共の**電子申請システムとの連携**により、**CCUSタッチで建退共掛金が蓄積**

○ 退職金1,000万円以上を目指して、**複数掛金制度においてCCUSレベル**の活用を検討

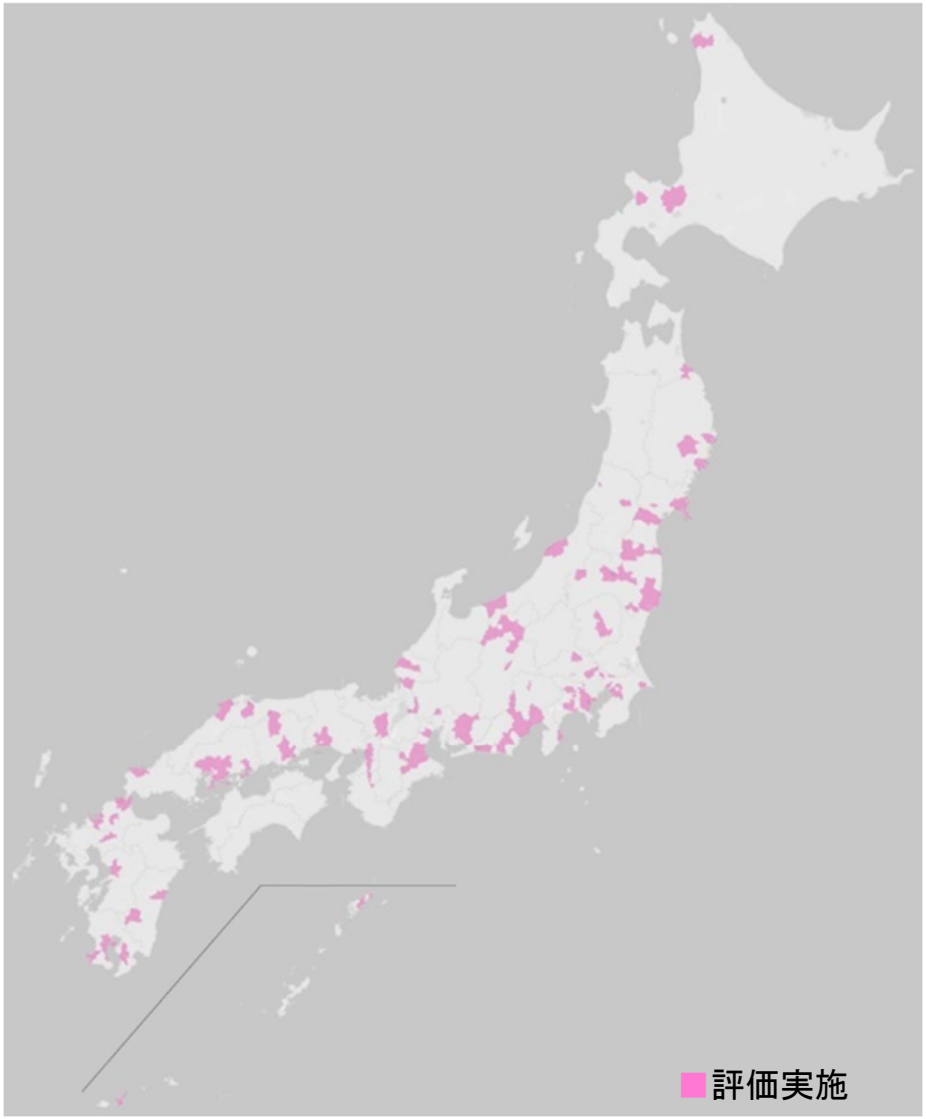
建退共

市町村におけるCCUSに係るモデル工事等の状況

国土交通省

○ 指定都市発注工事は、20団体で企業評価の導入等を表明
○ 市町村発注工事は、99団体で企業評価の導入等を表明

中部管内では１８団体が導入済みです。
入札契約適正化キャラバン、各県の発注協、公契連などで
ＣＣＵＳモデル工事の推進をお願いしているところです。



導入済の市町村

【指定都市】
北海道札幌市
宮城県仙台市
埼玉県さいたま市
千葉県千葉市
神奈川県横浜市
神奈川県川崎市
神奈川県相模原市
新潟県新潟市
静岡県静岡市
静岡県浜松市
愛知県名古屋市
京都府京都市
大阪府大阪市
大阪府堺市
兵庫県神戸市
岡山県岡山市
広島県広島市
福岡県北九州市
福岡県福岡市
熊本県熊本市

【市区町村】
北海道共和町
北海道豊富町
青森県八戸市
岩手県大船渡市
岩手県遠野市
岩手県山田町
宮城県石巻市
宮城県大衡村
宮城県女川町
山形県村山市
山形県三川町
福島県福島市
福島県会津若松市
福島県郡山市
福島県いわき市
福島県相馬市
福島県伊達市
福島県金山町
福島県塙町
福島県川内村
茨城県大洗町
栃木県宇都宮市
栃木県芳賀町
栃木県塩谷町
埼玉県熊谷市
埼玉県行田市
埼玉県春日部市
埼玉県日高市
埼玉県吉川市
千葉県船橋市
千葉県佐倉市
千葉県旭市
千葉県流山市
千葉県我孫子市
東京都千代田区
東京都大田区
東京都世田谷区
東京都足立区
東京都八王子市
東京都武蔵野市
東京都府中市
東京都調布市
東京都国立市
東京都稲城市
東京都西東京市
神奈川県平塚市
神奈川県茅ケ崎市
神奈川県秦野市
神奈川県厚木市
神奈川県伊勢原市
新潟県糸魚川市
福井県福井市
福井県南越前町
山梨県甲斐市
長野県長野市
長野県上田市
長野県諏訪市
長野県須坂市
長野県大町市
静岡県富士宮市
静岡県伊東市
静岡県島田市
静岡県富士市
静岡県掛川市
静岡県袋井市
静岡県湖西市
愛知県岡崎市
愛知県一宮市
愛知県豊川市
愛知県豊田市
三重県津市
三重県四日市市
三重県松阪市
三重県名張市
滋賀県米原市
大阪府豊中市
大阪府吹田市
大阪府和泉市
兵庫県姫路市
兵庫県たつの市
和歌山県かつらぎ町
島根県出雲市
島根県安来市
岡山県真庭市
広島県呉市
広島県尾道市
広島県府中市
広島県東広島市
山口県長門市
福岡県久留米市
福岡県飯塚市
福岡県大刀洗町
宮崎県小林市
宮崎県日向市
鹿児島県鹿児島市
鹿児島県鹿屋市
鹿児島県南さつま市
鹿児島県奄美市
沖縄県石垣市

（令和7年6月1日時点）

CCUS 利用拡大に向けた3か年計画（概要）

国土交通省
＜令和６年７月２４日公表＞

○　これまでの５年間の取組を通じて、**CCUSの土台となる技能者・事業者の登録が進展**。
○　今後３年間で、**改正建設業法に基づく取組と一体**となって、この土台を活用した**処遇改善や業務効率化のメリット拡大**を図る。

●今回の「３か年計画」の位置づけ

CCUSの土台となる
技能者・事業者登録の拡大
【登録拡大フェーズ】

→

改正建設業法と一体となった、
処遇改善・業務効率化の拡大
【メリット拡大フェーズ】

→

処遇確保や業務効率化の
浸透・定着
【定着発展フェーズ】

1．経験・技能に応じた処遇改善

○「労務費の基準」に適合した労務費の確保・行き渡りと一体となって、CCUSの技能レベルに応じた手当・賃金制度等を普及拡大　等

2．CCUSを活用した事務作業の効率化・省力化

○CCUSデータを用いて安全衛生書類等の作成を効率化
○建退共の申請事務の抜本的な効率化　等

3．就業履歴の蓄積と能力評価の拡大

○技能者・事業者の登録拡大等、就業履歴の蓄積促進策を強化
○能力評価の対象分野の拡大など、技能者のレベル判定の促進策を強化　等

計画の実施状況を少なくとも年１回フォローアップするとともに、進捗状況を踏まえ必要に応じ見直し

あらゆる現場・**あらゆる職種**でCCUSと能力評価を実施
技能者や建設企業が実感できる**CCUSのメリット**を拡充

（２）建設業に関する各種相談窓口

建設業に関する各種相談窓口

国土交通省

国土交通省では以下の各種相談窓口等を設けております

建設業フォローアップ相談ダイヤル

建設業に関する様々な相談を受け付けます!

TEL 0570-004976
E-mail:hqt-kensetsugyou110@gxb.mlit.go.jp

【受付時間】10:00 ~ 12:00,13:30 ~ 17:00
（土日、祝日、閉庁日を除く）

- 労務単価、品確法の運用指針、社会保険加入対策などの建設業に関する様々な相談を総合的に受け付けます。
- 加えて、建設業法令遵守ガイドラインの内容や、取引に関する法令上の規定などを確認したい場合の相談も受け付けます。

建設業フォローアップ相談ダイヤル　検索



駆け込みホットライン
―建設業法違反通報窓口―

TEL 0570-018-240
FAX 0570-018-241
E-mail:hqt-k-kakekomi-hl@gxb.mlit.go.jp

【受付時間】10:00 ~ 12:00,13:30 ~ 17:00
（土日、祝日、閉庁日を除く）

- 「駆け込みホットライン」に寄せられた情報により、法令違反の疑いがある建設業者には、許可行政庁が必要に応じ立入検査などを実施し、違反行為があれば指導監督を行います。



駆け込みホットライン　検索

- 下請負人が、元請負人から不当な資材等の購入強制、正当な理由がない長期の支払保留など、建設業法に違反するおそれがある行為を受けたとして監督行政庁に通報したことを理由に今後の取引を停止するなど、不利益な取扱いをすることは法律で禁止されています。

建設工事をめぐる元請下請間等の請負契約に関するトラブル相談窓口のご案内

建設業取引適正化センター

トラブルを解消して、健全な取引をしよう!

建設業取引適正化センター　検索

センター東京
TEL 03-3239-5095
FAX 03-3239-5125
E-mail:tokyo@tekitori.or.jp

センター大阪
TEL 06-6767-3939
FAX 06-6767-5252
E-mail:osaka@tekitori.or.jp

相談料無料



【受付時間】9:30 ~ 17:00（土日、祝日及び 12/29 ~ 1/3 を除く）

- 元請・下請間等の取引で「困ったことが起きたが、どうしたら良いかわからない」という方には、その解決に向けての方法をアドバイスし、「どこに相談したら良いかわからない」という方には、相談先である関係行政機関、紛争処理機関等をご紹介します。

その他の建設業法に関するお問い合わせ窓口

建設業法に関するお問い合わせ等は、地方整備局等や都道府県の建設業許可担当部署も併せてご活用下さい

各許可行政庁の連絡先は国土交通省ホームページでご確認いただけます。

建設業　許可行政庁一覧　検索

建設業法及び各種ガイドラインのご確認は国土交通省ホームページでご確認いただけます

建設業法　検索

元請負人と下請負人間における建設業法令遵守ガイドライン　検索

建設業許可・経営事項審査の電子申請について

国土交通省

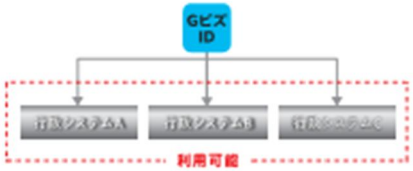


ご利用の前にご確認ください

〈GビズIDアカウントでログイン〉

システムのご利用（ログイン）にあたっては、デジタル庁が提供する**「GビズID」をそのままご利用**いただけます。
「GビズID」をお持ちでない場合は、**「GビズIDプライム」**アカウントの取得または取得後に「GビズIDプライム」アカウントから作成した**「GビズIDメンバー」**アカウントをご用意ください。

※代理申請の場合も、申請者・代理人ともにIDが必要となります。
※詳細については、「GビズID」ウェブサイトに掲載されているマニュアルをご参照ください。



〈対象となる手続きの範囲〉

建設業許可関係	経営事項審査関係
許可申請 新規許可・許可換え・般特許可・業種追加・更新	経営事項審査申請 経営規模等評価・総合評定値
変更等の届け出 事業者の基本情報・経営業務管理責任者・営業所技術者等・営業所の代表者等	再審査申請 経営規模等評価・総合評定値
決算報告・廃業等の届け出	
登録免許税・手数料の納付	手数料の納付
許可通知書の電子送付	結果通知書の電子送付

※行政庁により取り扱いが異なる場合があります。

〈取得・提出が簡素化される添付書類〉（令和7年9月現在）

●バックヤード連携により、提出が不要となる書類

- **法務省（登記事項証明書）**
 対象：国土交通大臣許可・法人
- **技術検定合格証明書**
- **監理技術者資格者証**
- **監理技術者講習修了証**
- **建設業経理士検定試験合格証明書**
- **建設業経理士CPD講習修了証**
- **経営状況分析結果通知書**

※経営状況分析結果通知書は認証キーの入力が必要です。



●添付の自動化により、提出が簡素化される書類
※事前の取得は不要になります。

- **納税情報（法人税／所得税）**
 対象：国土交通大臣許可
- **納税情報（消費税及地方消費税）**

※納税情報の添付の自動化には、法人の場合はe-Taxの利用、個人事業主の場合はマイナンバーカード及びカードリーダが必要です。
※一部の行政庁では「納税情報の確認に関する同意書」を添付することで「納税証明書」が省略できます。

〈ご注意ください〉



スマートフォンからは、当サービスをご利用いただけません。
ご利用には以下のソフトウェアが必要です。
ブラウザ：Microsoft Edge、Google Chrome　　PDF閲覧用ソフト：Adobe Acrobat Reader 等

― JCIPに関するお問い合わせ ―
JCIPヘルプデスク　TEL.0570-033-730（受付時間：平日9:00～17:00）

人権について

愛知県県民文化局人権推進課

【人権】

「Human Rights」(英語の訳語)
　一人ひとりが持つ様々な権利の総称

人権とは

人々が生存と自由を確保し、
それぞれの幸福を追求する権利

人権擁護推進審議会答申（1999.7.29）

本日のテーマ

- ③愛知県人権尊重の社会づくり条例
- ④あいち人権推進プラン
- ⑤本日取り上げる人権課題
- ⑥公正採用選考人権啓発推進員制度

2022年４月施行

「愛知県人権尊重の社会づくり条例」って、なに??

「あらゆる人権に関する課題の解消を図るとともに、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与する」ことを目的とした包括的な人権条例です。

条例の概要

●基本計画の策定

女性、子ども、高齢者、障害者、部落差別、外国人、感染症患者等、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、ホームレス、性的少数者など人権を巡る様々な重要課題に対応するための基本計画を定め、総合的かつ計画的に人権施策を推進します。

●相談体制の整備

人権に関する相談窓口を設置するなど、人権に関する相談に的確に応ずることができるよう体制を整備します。

●人権課題を個別に規定

最近の人権に関する法律の制定状況や人権課題の動向等を踏まえて、次の4つの人権課題について、個別に規定し、取組を進めます。

- インターネット上の誹謗中傷等の未然防止及び被害者支援
- 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進
- 部落差別の解消に向けた取組の推進
- 性的指向及び性自認の多様性についての理解の増進等

URL:https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jinken/aichi-jinken.html

あいち人権推進プランの概要(1)　2024年（令和6年）3月策定

１　位置づけ

本県の人権尊重の社会づくりの基本的な考え方や取組を示す指針と推進施策を体系的に掲げる中期行動計画としての性格を併せ持つ

２　計画期間

2024年度から2028年度までの５年間

３　基本目標

相互に人格と個性を尊重しながら支え合い、多様性を認め合う、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくり

４　施策目標と推進施策

⑴　あらゆる人権課題の解消に向けた環境づくり【包括性】

ア　愛知県人権尊重の社会づくり条例の普及啓発等

イ　人権教育・啓発の推進

ウ　相談・支援体制等の充実

エ　幅広い意見の把握

オ　市町村に対する働きかけ

あいち人権推進プランの概要(2)

４　施策目標と推進施策

⑵　一人一人に寄り添った個別の人権課題への対応【多様性】

①　インターネットによる人権侵害
②　外国人
③　部落差別
④　性的少数者
⑤　子ども
⑥　女性
⑦　高齢者
⑧　障害者
⑨　感染症患者等
⑩　犯罪被害者等
⑪　ホームレス
⑫　様々な人権課題への対応

⑶　交差する人権課題を踏まえた連携・協働の関係づくり【交差性】

①人権課題における交差性の理解促進
②当事者・団体間等の連携・協働の関係づくり
③交差する人権課題への対応

URL:https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jinken/jinkenactionplan.html

本日取り上げる人権課題

- 部落差別

同和対策審議会答申

1965年
(昭和40年)

「いわゆる同和問題とは、

日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。」

現在も残っている部落差別問題

・同和地区、被差別部落と呼ばれる特定地域の出身
・その地域に住んでいることによる結婚や就職
・日常生活

深刻な人権問題

特　徴

①「人」そのものに着目する他の人権問題とは異なり土地を介在させる

②差別を助長する恐れから場所を明らかにできない具体的なイメージを持ちにくい

具体的な事例

- 土地を購入しようとした個人が、土地購入の契約をしたあと、その場所が被差別部落とわかったことから、被差別部落であることを理由に取引した業者に対し契約の解除を要求した。

- 不動産物件の販売にあたり、人気のある学区のみ学区の表記をしたチラシを作成し、配布した。

公正採用選考人権啓発推進員制度

公正採用選考人権啓発推進員制度について

制度の目的

職業安定機関では、職業選択の自由を保障し、すべての人々の就職の機会均等が確保されるよう、事業主を始めとする雇用する側の皆さまに、人権問題を正しく認識していただき、応募者の適性と能力に基づいた公正な採用選考の実施についてお願いしています。

本制度では、一定要件に該当する事業所において、「公正採用選考人権啓発推進員（以下、「推進員」という。）」を設置いただき、この「推進員」に対し職業安定機関からの継続的な指導啓発を行うことにより、事業所の公正な採用選考システムの確立を図っていただくことを目的としています。

事業主のみなさまへ

「推進員」の設置対象事業所で、設置がされていない場合は、早急に設置をお願いします。

また、「推進員」を設置されている事業主の皆さまは、従業員の選考・採用に最も影響力を持つ当事者として、本制度の趣旨を十分に理解していただき、「推進員」の様々な活動や取組みが円滑に実施できるようご配慮をお願いします。

「推進員」の役割

「推進員」は、就職の機会均等を確保するという視点に立って、次の事項について、中心的な役割を担っていただきます。

- 公正採用選考システムの確立を図ること。
- 職業安定行政機関との連携に関すること。
- その他、当該事業所において必要とする対策の樹立及び推進に関すること。

職業安定機関等が実施する各種研修会に積極的に参加いただく等自己啓発を図り、不適切事象の未然防止に努めてください。

設置対象となる事業所

- 常時雇用する従業員の数が30人以上の事業所
- 職業紹介事業、労働者派遣事業を行う事業所
- 推進員を選任することが適当であると認める事業所

（愛知労働局の事務事業に係る補助金等の交付先、委託事業実施事業所、地方自治体から指定管理者を担う事業所など）

選任の基準

原則として、人事担当責任者等採用・選考に関する事項又は職業紹介に関する事項について、相当の権限を有する方を選任してください。

設置等に関する報告

「推進員」を選任、変更、場廃又は報告を求められた時は、事業所を管轄する公共職業安定所長あて、選任状況報告書を届出してください。令和3年8月1日より、選任状況報告書を添付したEメールによる届出もできるようになりました。詳しくはHPをご覧ください。

※様式のダウンロード等はこちら
https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/shokugyou_taisaku/_79409/onegai.html
愛知労働局HP＞各種法令・制度・手続き＞職業対策関係＞法令・制度について＞公正な採用選考について
＞公正採用選考人権啓発推進員制度について

愛知労働局・ハローワーク（公共職業安定所）

URL:https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/content/contents/002725771.pdf